第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第 8 章　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域は、青森県南部の内陸、奥羽山脈の東側に位置する。雨量は比較的少なく、夏季と冬季の寒暖差が大きい。

対象事業実施区域の周囲の最寄りの地域気象観測所として、休屋地域気象観測所及び戸来地域気象観測所があり、その概要及び観測種目は表 3.1-1、観測所の位置は図 3.1-1 のとおりである。

表 3.1-1　地域気象観測所の概要及び観測種目

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の高さ	風速計の高さ	温度計の高さ	観測種目				
						気温	風	降水量	日照	積雪
休　屋	十和田市大字奥瀬 字十和田湖畔休屋	緯度　40° 25.6′ 経度 140° 53.9′	414m	9.9m	2m	○	○	○	○	－
戸　来	三戸郡新郷村大字 戸来字金ヶ沢坂ノ下	緯度　40° 28.1′ 経度 141° 10.6′	125m	－	－	－	－	○	－	－

注：「○」は観測が行われていること、「－」は観測が行われていないことを示す。

〔「地域気象観測所一覧（令和 8 年 3 月 24 日現在)」（気象庁、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

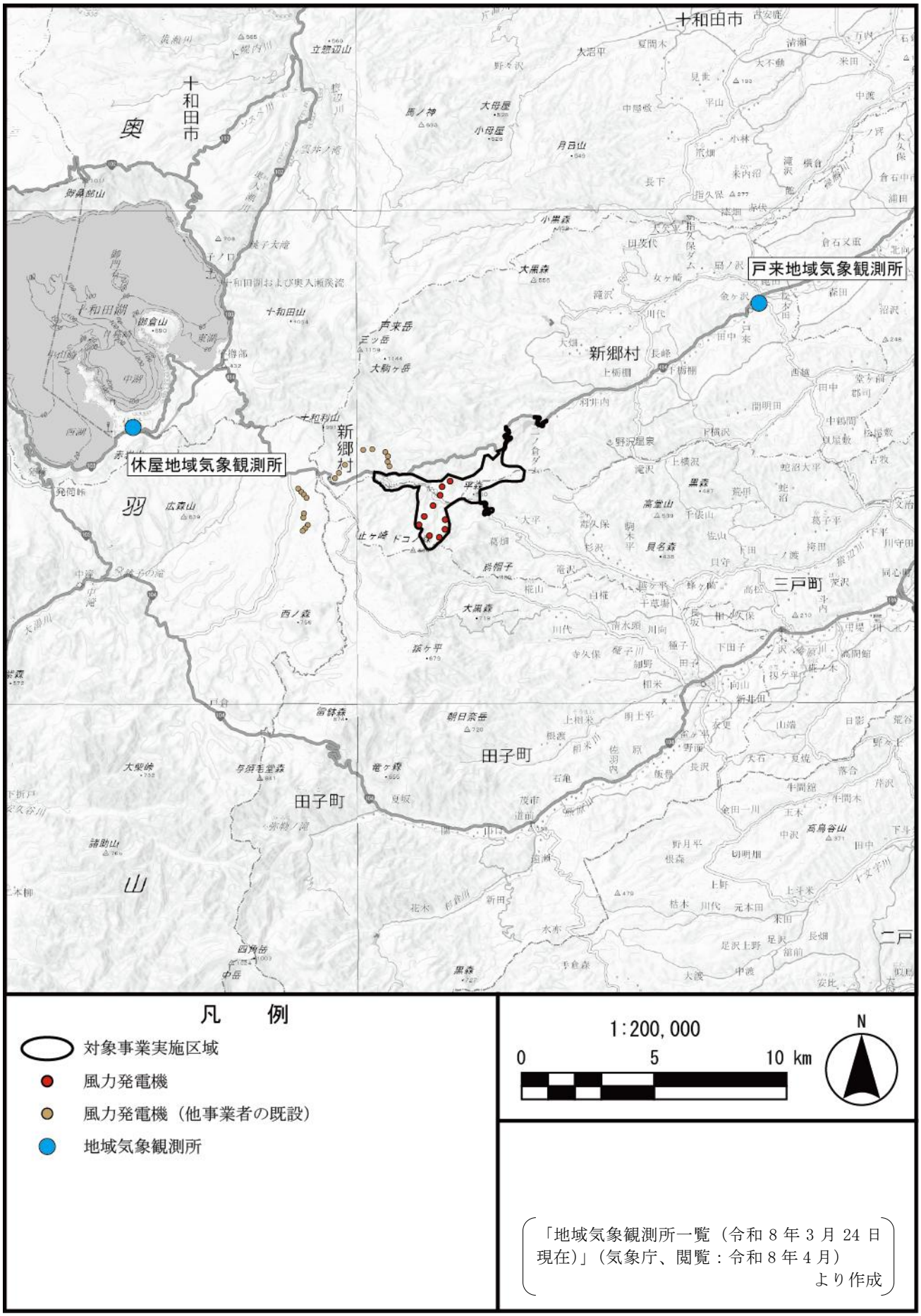


図 3.1-1　地域気象観測所の位置

休屋地域気象観測所における平年値及び令和 7 年の気象概況は表 3.1-2、令和 7 年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-3、風配図は図 3.1-2 のとおりである。令和 7 年の年平均気温は 9.5℃、年降水量は 2,134.0㎜、年平均風速は 1.9m/s、年間日照時間は 1,458.5 時間である。また、令和 7 年の風向出現頻度は、春季、夏季及び冬季は西、秋季は東が高く、年間では西が最も高く 23.6%、次いで西南西が 19.8%である。

表 3.1-2(1)　休屋地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温（℃）	8.0	-3.7	-3.3	-0.3	5.2	11.2	15.5	19.7	20.9	17.0	10.7	4.5	-1.2
日最高気温（℃）	12.0	-1.2	-0.4	3.2	10.0	16.6	20.3	23.6	25.1	21.3	15.1	8.2	1.5
日最低気温（℃）	4.3	-6.7	-6.6	-3.9	0.9	6.4	11.4	16.5	17.6	13.1	6.5	0.9	-4.2
平均風速（m/s）	1.9	2.6	2.5	2.5	2.2	1.8	1.3	1.3	1.3	1.3	1.7	2.3	2.6
最多風向	西	西南西	西南西	西南西	西	西	西	西	西	東	西	西	西
日照時間（時間）	1,423.0	49.2	67.5	115.7	163.0	190.3	159.2	125.6	146.3	134.3	131.8	88.9	51.4
降水量（mm）	1,559.5	66.1	68.8	92.7	108.1	118.1	121.5	211.7	220.2	177.7	152.5	127.5	94.8

注：平年値は 1991～2020 年の 30 年間の観測値をもとに算出した。

〔「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

表 3.1-2(2)　休屋地域気象観測所の気象概況（令和 7 年）

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照時間（時間）
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1 時間	10 分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
1	86.5	9.0	4.5	1.0	-1.9	0.9	-4.9	6.8	-8.8	1.8	7.4	西北西	15.4	西	63.0
2	85.0	11.0	3.5	1.0	-2.7	0.1	-5.7	7.8	-11.7	2.8)	8.2)	西	18.3)	西北西	72.6
3	180.5)	30.5)	9.5)	3.0)	1.3)	5.0)	-2.5)	11.9)	-9.1)	2.4)	7.8)	西	17.9)	南西	94.5
4	142.0)	20.5)	6.5)	3.0)	6.2)	11.0)	2.6)	16.5)	-5.7)	1.6)	9.3]	西	19.2]	西	89.1
5	145.0)	44.5)	6.0)	2.5)	11.6)	17.3)	6.5)	25.3)	0.2)	1.6)	8.1)	西南西	20.5)	南西	169.0
6	87.5)	20.0)	9.5)	7.0)	18.4	23.9)	14.3)	28.7)	5.1]	1.8)	8.1)	西	16.4)	南西	180.4
7	27.5	9.5	9.0	3.0	23.5	28.5	19.4	32.2	14.2	1.5	5.1	西	12.1	南西	188.8
8	543.0	156.0	61.0	17.0	22.8	27.8	18.7	32.2	14.7	1.3	6.1	西	19.3	北西	202.7
9	292.0	104.5	27.5	11.5	18.7	23.5	14.5	28.8	9.2	1.4	6.5	西南西	16.7	西南西	169.4
10	86.0)	20.5)	6.5)	5.0)	10.8)	15.5)	6.7)	23.7)	-1.2)	1.4)	7.5)	西	16.7)	西	106.1)
11	214.0	57.5	16.5	4.0	4.9	8.8	1.1	16.1	-2.6	2.4	10.1	西南西	15.8	西	82.8
12	245.0)	54.0)	10.5	3.0	0.0	2.8	-3.2	13.1	-8.8	2.6	8.6	西北西	16.7	西南西	40.1
年	2,134.0	156.0	61.0	17.0	9.5	13.8	5.6	32.2	-11.7	1.9	10.1]	西南西	20.5]	南西	1,458.5

注：1.「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う値（準正常値）を示す。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

2.「]」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

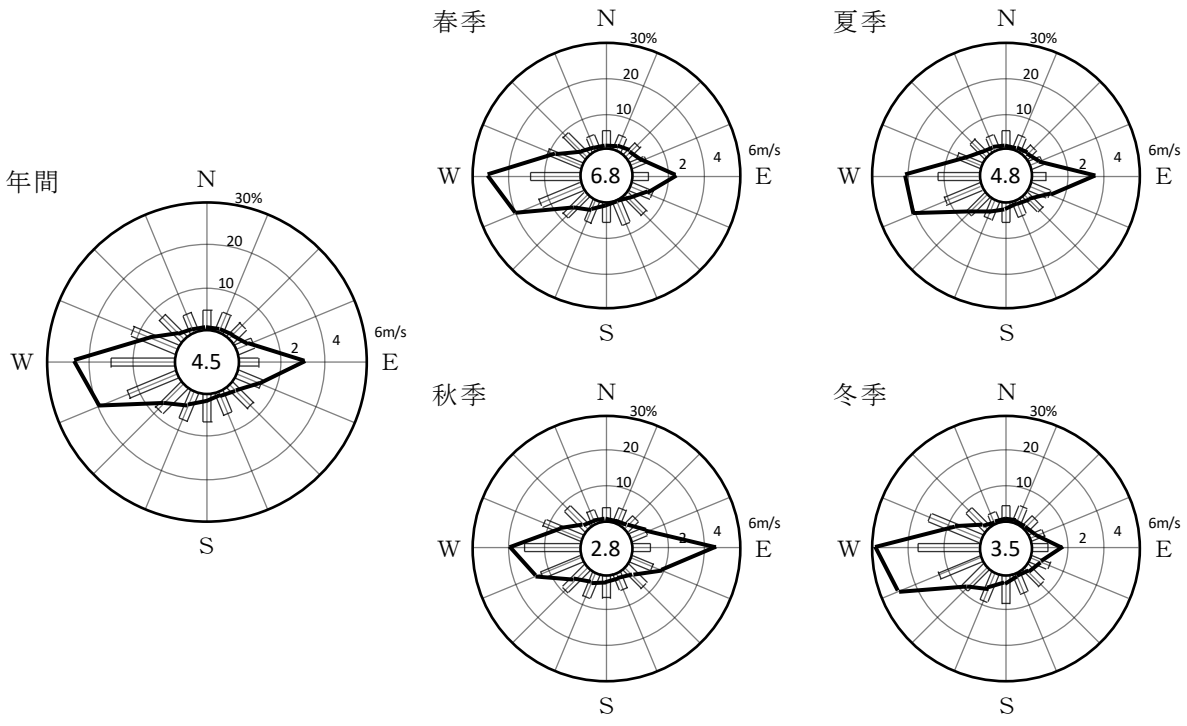
〔「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

表 3.1-3　休屋地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 7 年）

季節／風向	春季（3～5 月）		夏季（6～8 月）		秋季（9～11 月）		冬季（1,2,12 月）		年　間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	1.2	0.9	0.6	0.9	0.4	0.9	0.5	1.0	0.7	0.9
北東	2.1	1.0	1.1	0.7	1.2	0.8	0.7	0.8	1.3	0.9
東北東	3.7	0.9	2.8	0.7	4.8	0.9	1.9	0.8	3.3	0.8
東	12.4	0.9	17.9	0.8	23.7	1.0	8.6	0.9	15.7	0.9
東南東	5.2	1.3	6.5	1.1	9.6	1.3	3.2	1.1	6.1	1.2
南東	1.9	1.5	2.2	1.2	3.4	1.5	1.9	1.3	2.3	1.4
南南東	0.7	1.4	1.3	0.9	1.9	1.0	1.3	1.2	1.3	1.1
南	1.2	1.1	2.2	1.1	2.2	1.3	2.7	1.6	2.1	1.3
南南西	3.0	1.3	3.7	1.1	3.2	1.5	5.1	1.7	3.8	1.4
南西	5.2	1.7	7.1	1.5	5.2	1.8	7.9	1.7	6.4	1.7
西南西	19.9	2.5	20.7	2.2	13.7	2.4	24.9	2.6	19.8	2.5
西	25.6	2.8	20.9	2.3	19.4	3.1	28.8	3.5	23.6	3.0
西北西	7.8	2.1	4.9	1.5	6.2	2.3	7.5	3.1	6.6	2.3
北西	1.8	1.8	1.7	1.2	1.3	1.6	1.2	1.5	1.5	1.5
北北西	0.7	0.9	1.0	0.9	0.6	0.8	0.1	0.6	0.6	0.9
北	0.7	1.0	0.7	1.0	0.5	0.8	0.3	0.9	0.5	0.9
静穏	6.8	0.1	4.8	0.1	2.8	0.1	3.5	0.1	4.5	0.1
合計･平均	100	1.9	100	1.5	100	1.8	100	2.4	100	1.9
（欠測）	5.8		0.3		0.3		0.5		1.7	

注：1. 静穏は風速 0.2m/s 以下とする。
　　2. 四捨五入の関係で各風向の出現頻度の合計が 100%にならないことがある。

〔「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度(%)、棒線は平均風速(m/s)を示す。
　　2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

図 3.1-2　休屋地域気象観測所の風配図（令和 7 年）

戸来地域気象観測所における平年値及び令和 7 年の気象状況は、表 3.1-4 のとおりであり、年降水量の平年値は 1,276.5㎜、令和 7 年の年降水量は 1,281.0㎜ である。

表 3.1-4　戸来地域気象観測所の気象状況（平年値及び令和 7 年）

月	降水量（㎜）				
	平年値	令和 7 年			
	合　計	合　計	日最大	最　大	
				1 時間	10 分間
1	57.6	43.5	13.5	3.5	1.0
2	57.5	19.0	4.5	2.0	1.0
3	77.0	98.0	22.5	5.5	2.0
4	80.6	107.0	22.0	9.5	3.0
5	93.4	115.0	43.0	7.5	2.0
6	114.4	67.5	50.0	24.0	7.0
7	172.3	13.5	5.5	4.5	2.0
8	165.9	270.0	108.5	30.5	17.0
9	183.5	183.0	52.0	29.5	9.5
10	126.8	80.0	27.0	5.5	2.5
11	72.8	144.0	69.0	16.0	3.5
12	72.6	140.5	41.5	8.5	2.5
年	1,276.5	1,281.0	108.5	30.5	17.0

注：平年値は 1991～2020 年の 30 年間の観測値をもとに算出した。
〔「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

2. 大気質の状況

青森県における大気質の状況として、令和 6 年度は一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）16 局（県測定 8 局、青森市測定 4 局、八戸市測定 4 局）及び自動車排出ガス測定局 3 局（県測定 1 局、青森市測定 1 局、八戸市測定 1 局）の計 19 局で常時監視測定が実施されている。

対象事業実施区域の最寄りの一般局として、十和田市に三本木中学校局（北東方向約 24 km）があり、その概要及び測定項目は表 3.1-5、測定局の位置は図 3.1-3 のとおりである。

表 3.1-5　大気測定局の概要及び測定項目（令和 6 年度）

区　分	市	測定局	測定項目						
			二酸化硫黄（SO_2）	二酸化窒素（NO_2）	一酸化炭素（CO）	光化学オキシダント（Ox）	浮遊粒子状物質（SPM）	炭化水素（HC）	微小粒子状物質（PM2.5）
一般局	十和田市	三本木中学校	－	○	－	－	○	－	－

注：「○」は測定が行われていること、「－」は行われていないことを示す。

〔「環境白書 令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕

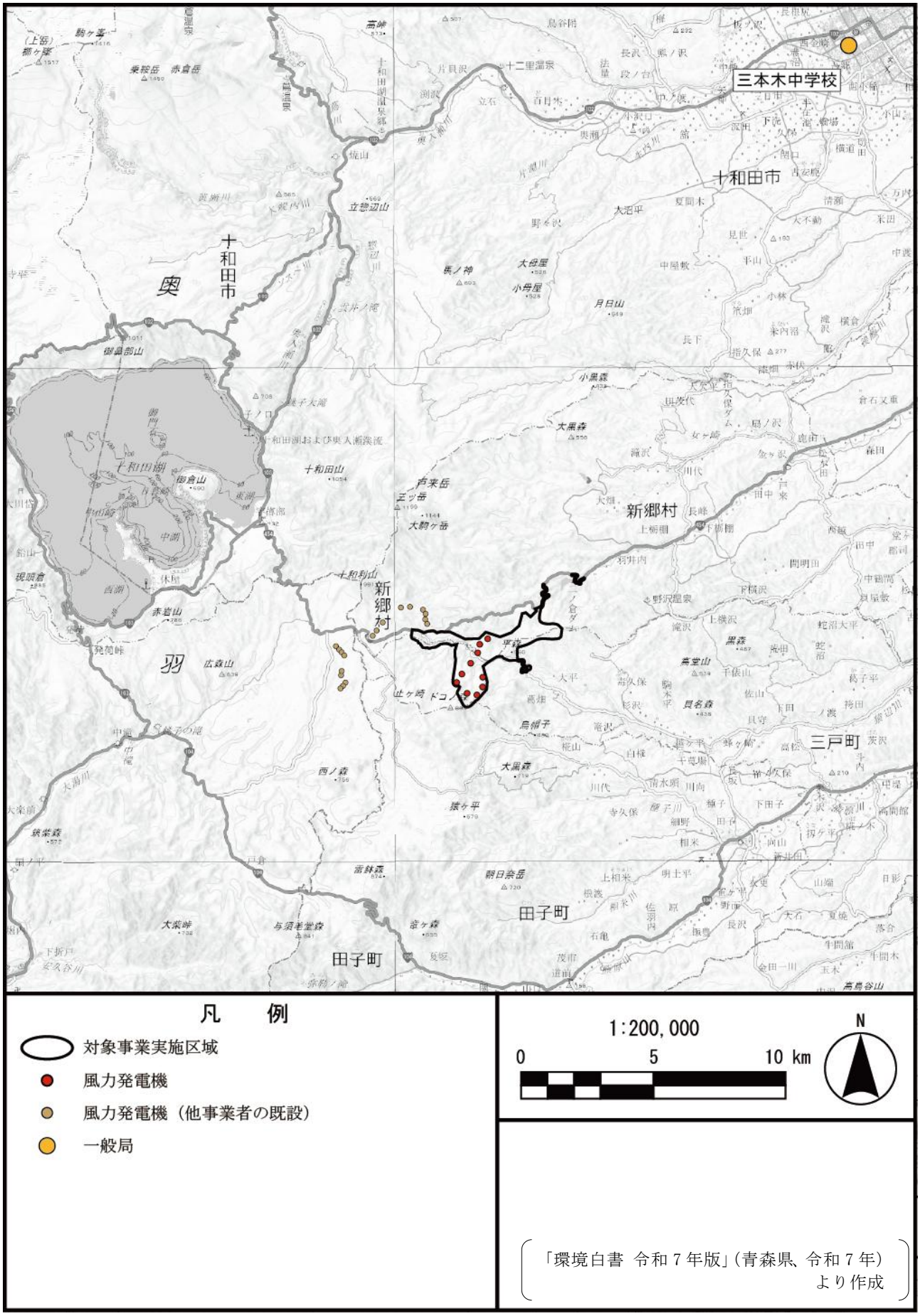


図 3.1-3　大気測定局の位置

(1)二酸化窒素

令和 6 年度の三本木中学校局における二酸化窒素の測定結果は、表 3.1-6 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-7 及び図 3.1-4 のとおりである。

表 3.1-6　二酸化窒素の測定結果（令和 6 年度）

区　分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
			日	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
一般局	十和田市	三本木中学校	358	0.003	0.039	0	0	0	0	0.008	0

注：「98%値評価による日平均値 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えたものの日数である。

※環境基準とその評価

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

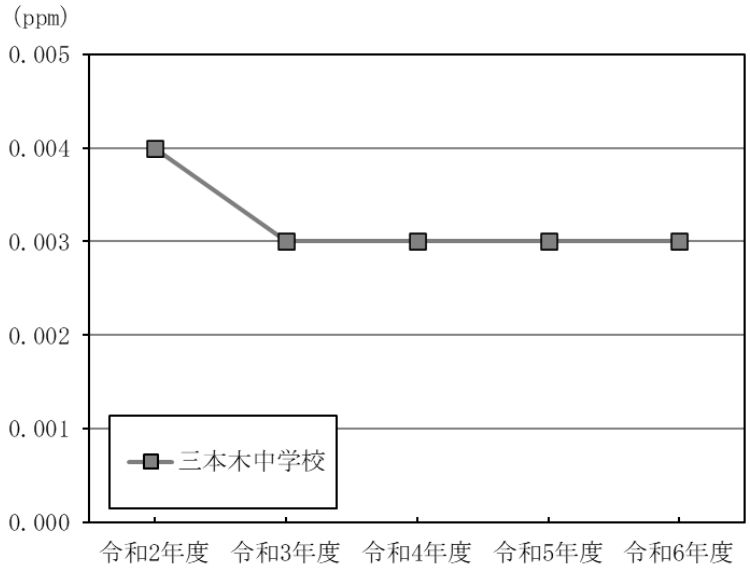
評価方法：年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（以下「1 日平均値の年間 98%値」という。）が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

〔「環境白書 令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕

表 3.1-7　二酸化窒素の年平均値の経年変化

区　分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般局	十和田市	三本木中学校	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003

〔「環境白書 令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕



〔「環境白書 令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕

図 3.1-4　二酸化窒素の年平均値の経年変化（令和 2～6 年度）

(2)浮遊粒子状物質

令和 6 年度の三本木中学校局における浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1-8 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-9 及び図 3.1-5 のとおりである。

表 3.1-8　浮遊粒子状物質の測定結果（令和 6 年度）

区 分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	1 時間値の最高値	日平均値の年間 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日数
			日	mg/m³	時間	日	mg/m³	mg/m³	有×・無○	日
一般局	十和田市	三本木中学校	362	0.016	0	0	0.105	0.035	○	0

注：「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m³ を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

※環境基準とその評価

環境基準　：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

短期的評価：測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。

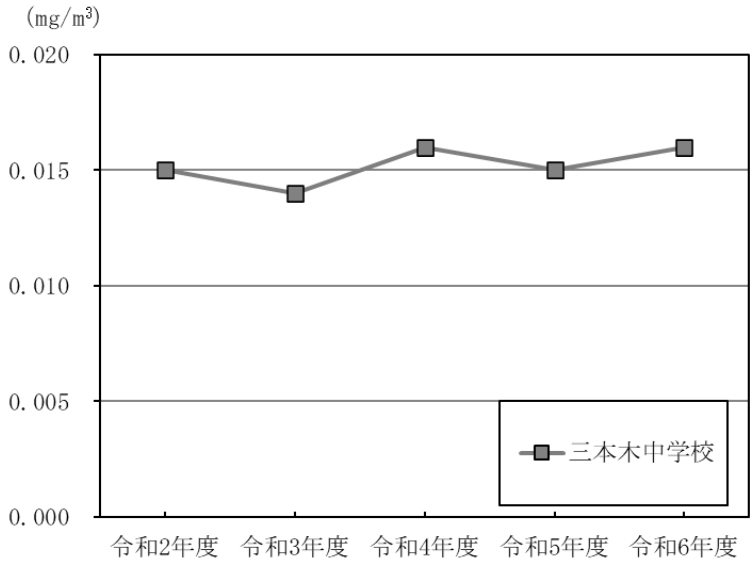
長期的評価：年間における 1 日平均値について、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。

〔「環境白書 令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕

表 3.1-9　浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区　分	市	測定局	年平均値（mg/m³）				
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般局	十和田市	三本木中学校	0.015	0.014	0.016	0.015	0.016

〔「環境白書 令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕



〔「環境白書 令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕

図 3.1-5　浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化（令和 2～6 年度）

(3)大気汚染に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2026 年（令和 8 年)」（青森県、令和 8 年）によると、令和 6 年度の大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町は 0 件、十和田市で 2 件、三八地域県民局環境管理部で 2 件である。

3. 騒音の状況

(1)環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の状況について、青森県、三戸町、新郷村、田子町及び十和田市において公表された測定結果はない。

(2)自動車騒音の状況

青森県における自動車騒音の状況として、令和 6 年度は 9 市（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び平川市）の 36 路線で、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく自動車騒音常時監視が実施されている。「環境白書 令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）によると、令和 6 年度の測定結果を基にした面的評価の結果、環境基準達成率は 99.1%であった。

対象事業実施区域及びその周囲において、自動車騒音常時監視は実施されていない。

(3)騒音に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2026 年（令和 8 年)」（青森県、令和 8 年）によると、令和 6 年度の騒音に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町及び三八地域県民局環境管理部は 0 件、十和田市で 2 件である。

4. 振動の状況

(1)環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、青森県、三戸町、新郷村、田子町及び十和田市において公表された測定結果はない。

(2)道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、青森県、三戸町、新郷村、田子町及び十和田市において公表された測定結果はない。

(3)振動に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2026 年（令和 8 年)」（青森県、令和 8 年）によると、令和 6 年度の振動に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町、十和田市、三八地域県民局環境管理部ともに 0 件である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1)河　川

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は、図 3.1-6 のとおりであり、五戸川水系の二級河川である五戸川等が流れている。

(2)湖　沼

対象事業実施区域及びその周囲における湖沼の状況は、図 3.1-6 のとおりであり、二の倉ダムがある。

(3)海　域

対象事業実施区域の周囲に海域はない。

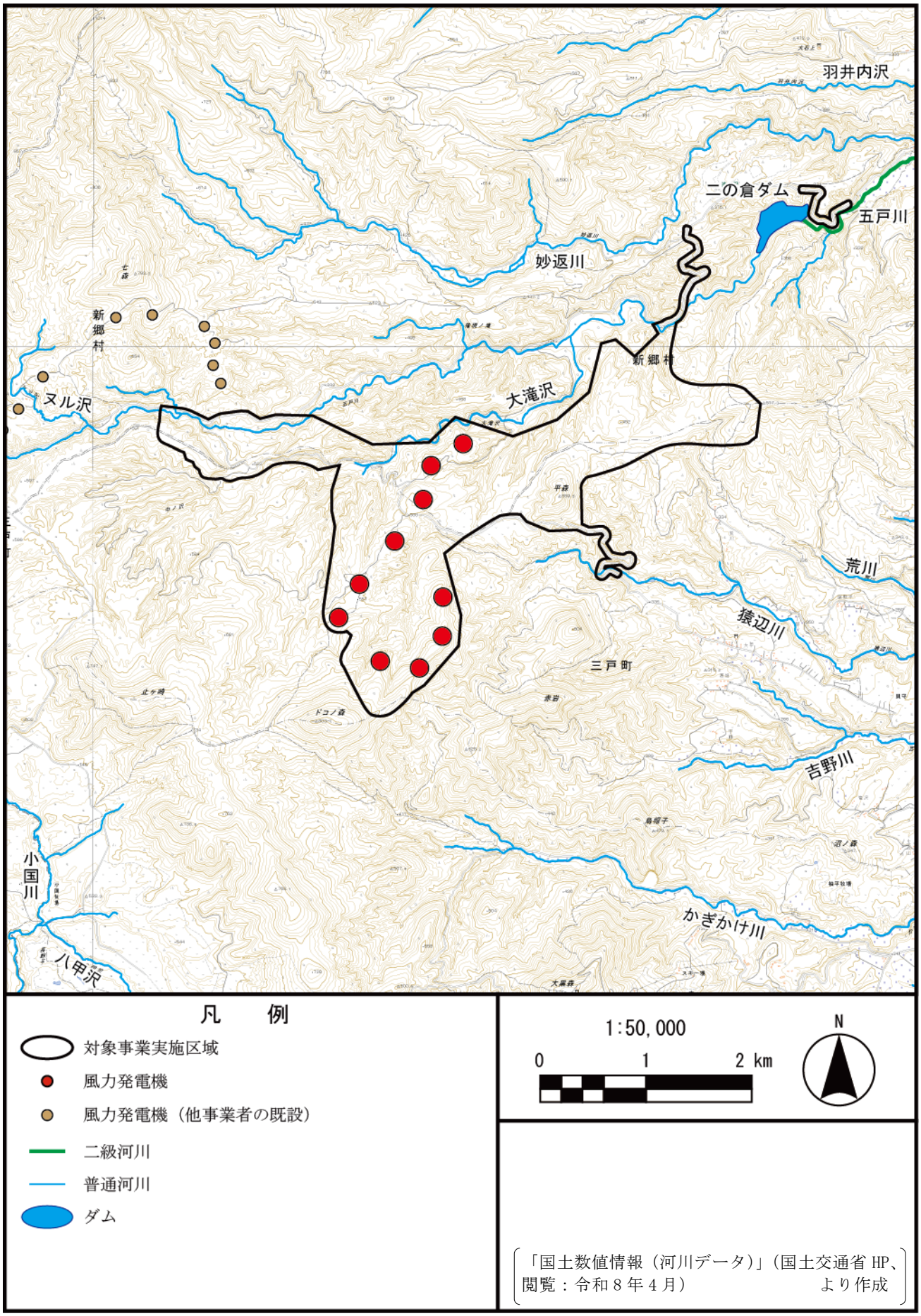


図 3.1-6　主要な河川及び湖沼の状況

2. 水質の状況

(1)河川の水質

青森県では「令和 6 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県、令和 8 年）によると、63 河川において水質調査を実施している。令和 6 年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成状況は、類型指定している 56 水域のうち 53 水域で環境基準を達成し、達成率は 94.6%である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、河川の水質調査は実施されていない。

(2)湖沼の水質

青森県では「令和 6 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県、令和 8 年）によると、9 湖沼において水質調査を実施している。令和 6 年度の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成状況は、類型指定している 5 水域のうち 2 水域で環境基準を達成し、達成率は 40.0%である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、湖沼の水質調査は実施されていない。

(3)地下水の水質

青森県では地下水の水質の状況を把握するため、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査が実施されている。「令和 6 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県、令和 8 年）によると、令和 6 年度は概況調査が 19 本、汚染井戸周辺地区調査が 19 本、継続監視調査が 103 本の井戸で実施されている。

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水質測定として、概況調査及び継続監視調査が田子町田子で実施されており、調査結果は表 3.1-10 のとおりである。

表 3.1-10　地下水の水質測定結果（令和 6 年度）

市町村名		田子町	田子町	環境基準
地区名		田子	田子	
用途区分		その他	園芸・庭散水 その他	
井戸深度（m）		不明	－	
浅・深井戸の別		湧水	湧水	
項目	単位	概況調査	継続監視調査	
カドミウム	mg/L	<0.0003	－	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	<0.1	－	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.002	－	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	－	0.02 mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.001	－	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	－	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	－	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0001	－	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	<0.0002	－	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0001	－	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	－	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	－	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	－	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0001	－	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	－	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	－	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0001	－	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	<0.0005	－	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	<0.0001	－	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.001	－	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	－	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.002	－	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.2	9.4	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	－	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	<0.02	－	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	－	0.05 mg/L 以下

注：1.「－」は、出典に記載がないことを示す。
　　2.「<」は、定量下限値未満であることを示す。
〔「令和 6 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（青森県、令和 8 年）より作成〕

(4)水質汚濁に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2026 年（令和 8 年)」（青森県、令和 8 年）によると、令和 6 年度の水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町、十和田市、三八地域県民局環境管理部ともに 0 件である。

3. 水底の底質の状況

青森県における底質の状況として、公共用水域の底質の測定が行われているが、対象事業実施区域及びその周囲において底質の測定は実施されていない。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 8 年 6 月 19 日）第 27 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度は 13 地点で公共用水域の底質のダイオキシン類について調査が行われ、すべての地点で環境基準を満足している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲においては公表された測定結果はない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1)土　壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図 3.1-7 のとおりである。

対象事業実施区域には粗粒黒ボク土壌、褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌、湿性褐色森林土壌等が分布している。

(2)土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 8 年 3 月 31 日現在)」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

(3)土壌汚染に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2026 年（令和 8 年)」（青森県、令和 8 年）によると、令和 6 年度の土壌汚染に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町、十和田市、三八地域県民局環境管理部ともに 0 件である。

2. 地盤の状況

(1)地盤沈下の状況

「令和 6 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 8 年）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は確認されていない。

(2)地盤沈下に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2026 年（令和 8 年)」（青森県、令和 8 年）によると、令和 6 年度の地盤沈下に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町、十和田市、三八地域県民局環境管理部ともに 0 件である。

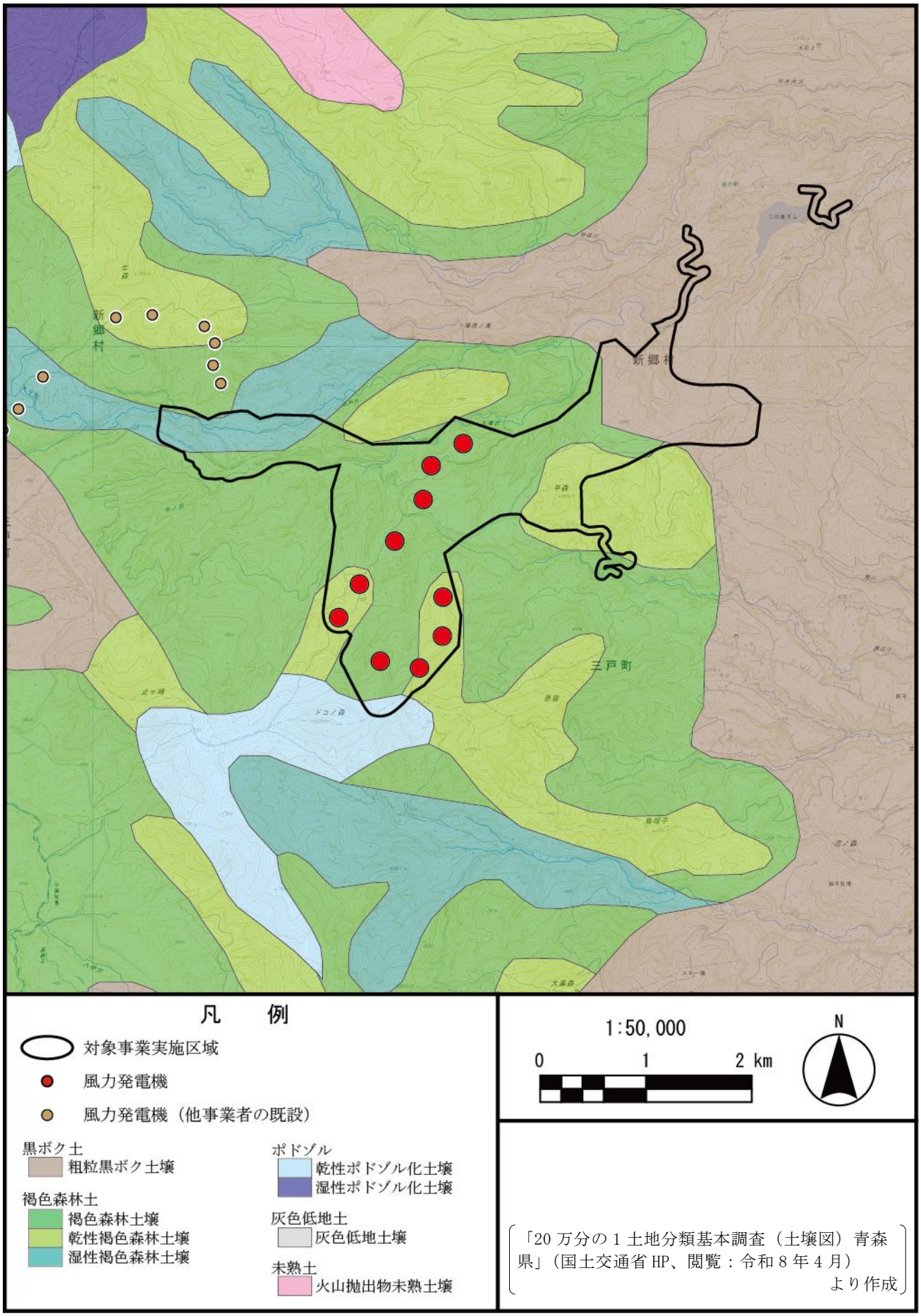

新郷村
新郷村
三戸町
凡　例
対象事業実施区域
風力発電機
風力発電機（他事業者の既設）
黒ボク土
粗粒黒ボク土壌
褐色森林土
褐色森林土壌
乾性褐色森林土壌
湿性褐色森林土壌
ポドゾル
乾性ポドゾル化土壌
湿性ポドゾル化土壌
灰色低地土
灰色低地土壌
未熟土
火山抛出物未熟土壌
1:50,000
0
1
2 km
N
「20 万分の 1 土地分類基本調査（土壌図）青森県」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成

図 3.1-7　土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図 3.1-8 のとおりである。

対象事業実施区域は主に火山地の小起伏火山地からなっている。

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、図 3.1-9 のとおりである。

対象事業実施区域は軽石（浮石流堆積物）、凝灰岩・溶結凝灰岩（主に緑色凝灰岩）からなっている。

3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として、以下を対象として抽出した。

- 「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に掲載されている地形。
- 「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）に掲載されている地形。
- 「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に掲載されている地形、地質、自然現象に係る自然景観資源。
- 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形及び地質。

対象事業実施区域及びその周囲において、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に選定された地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲における「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）による典型地形は表 3.1-11 及び図 3.1-10 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に火砕流台地の「迷ヶ平」が存在するが、対象事業実施区域に典型地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲における「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源の分布は、表 3.1-12 及び図 3.1-11 のとおりであり、対象事業実施区域は広範囲にわたり分布する火山群の「十和田火山地」に含まれる。

対象事業実施区域及びその周囲において、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定されている重要な地形及び地質はない。

表 3.1-11　重要な地形の状況（典型地形）

地形項目 （成因別）	地形項目	名称	備考
火山の活動による地形	火砕流台地	迷ヶ平	十和田火山十和利山南麓の標高 700～500m 付近

〔「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）より作成〕

表 3.1-12　重要な地形の状況（自然景観資源）

区　分	名　称
火山群	十和田火山地
	十和田火山群
火山性高原（台地状をなさないもの）	迷ヶ原、小国牧場、白萩平
	田代平、熊取平
非火山性孤峰	止ヶ崎
	赤岩
	ドコノ森
	大黒森

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕

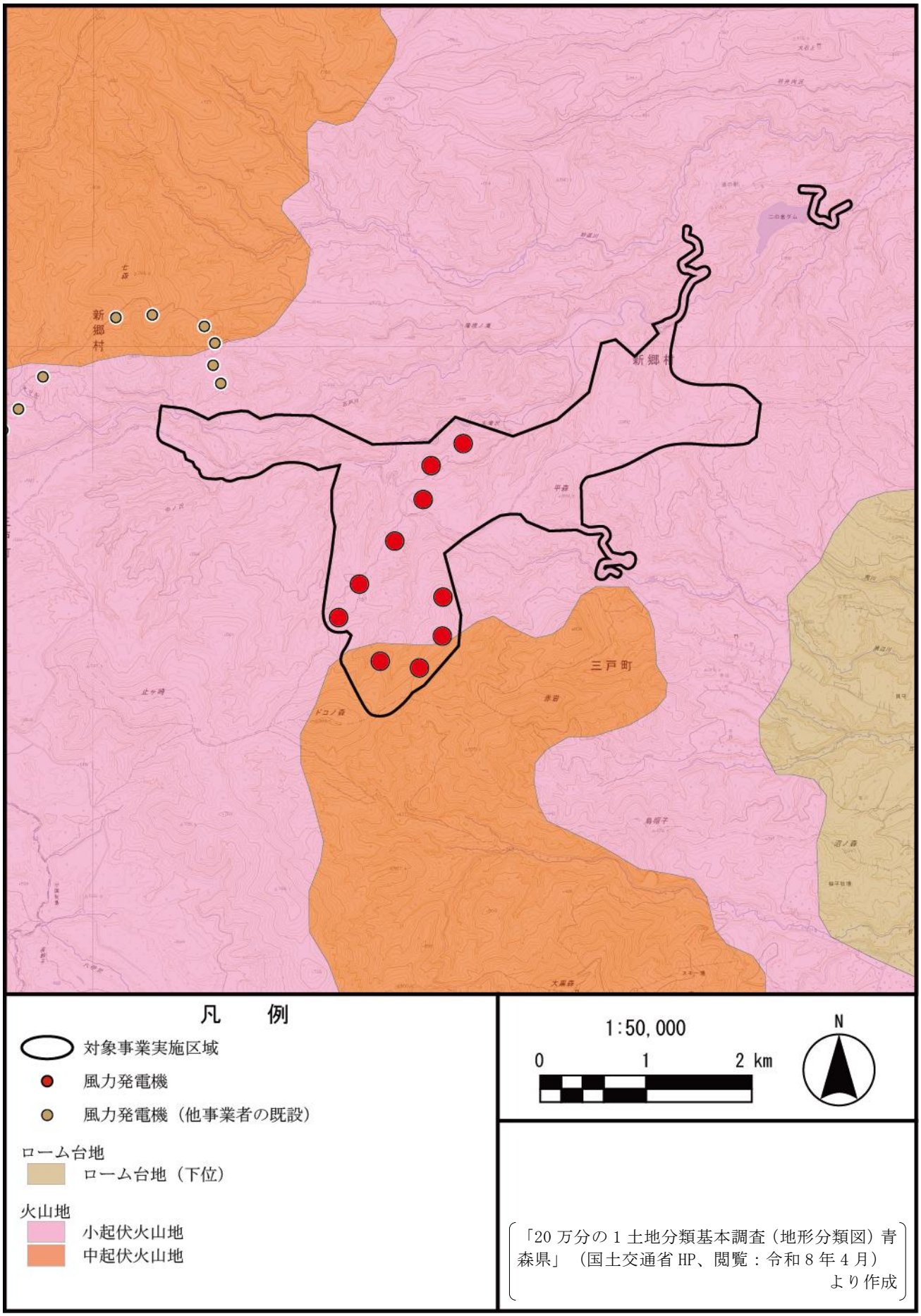

新郷村
新郷村
三戸町
凡　例
対象事業実施区域
風力発電機
風力発電機（他事業者の既設）
ローム台地
ローム台地（下位）
火山地
小起伏火山地
中起伏火山地
1:50,000
0
1
2 km
N
「20 万分の 1 土地分類基本調査（地形分類図）青森県」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成

図 3.1-8　地形分類図

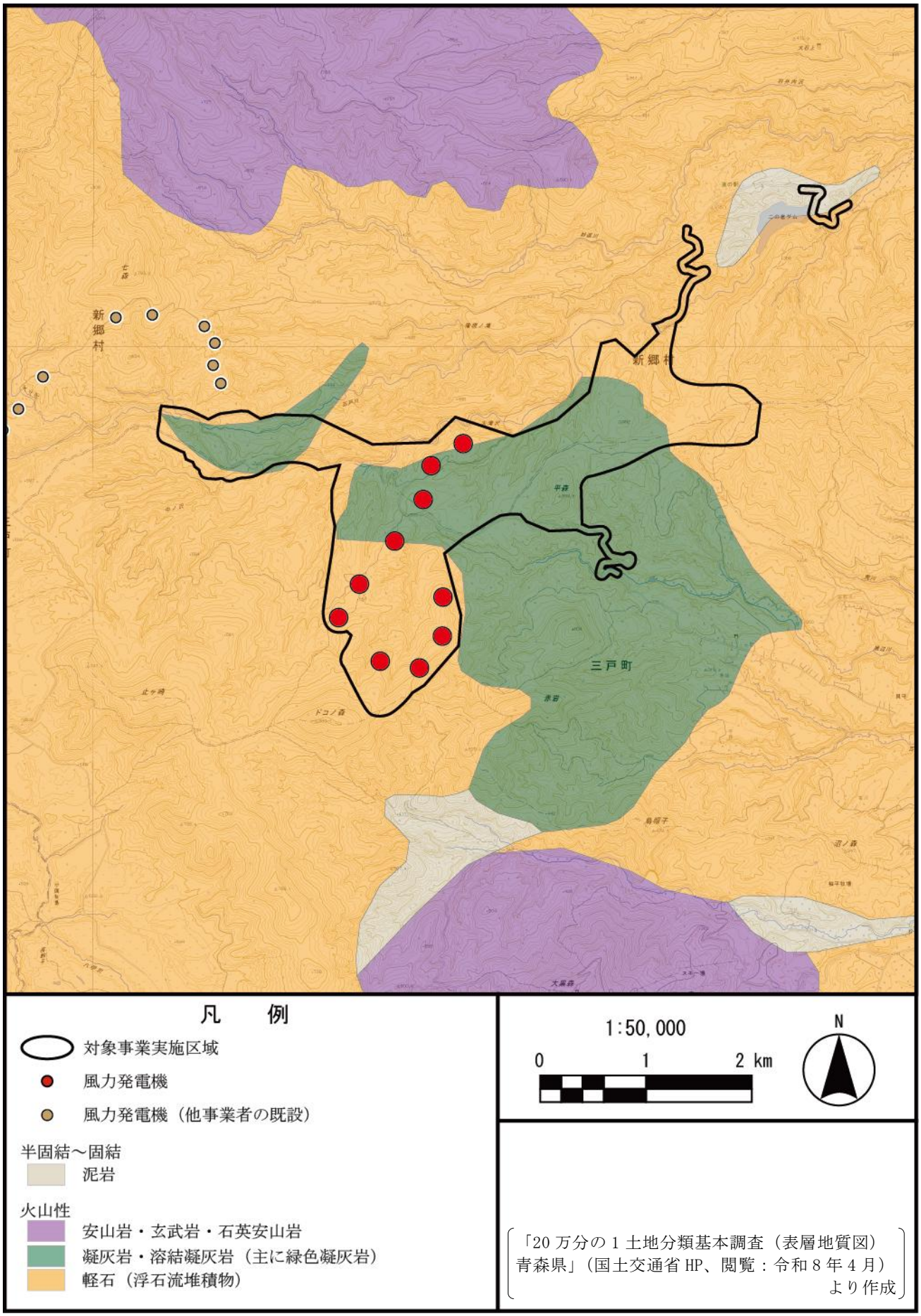

新郷村
新郷村
三戸町
凡　例
対象事業実施区域
風力発電機
風力発電機（他事業者の既設）
半固結～固結
泥岩
火山性
安山岩・玄武岩・石英安山岩
凝灰岩・溶結凝灰岩（主に緑色凝灰岩）
軽石（浮石流堆積物）
1:50,000
0
1
2 km
N
「20万分の1土地分類基本調査（表層地質図）青森県」（国土交通省HP、閲覧：令和8年4月）より作成

図 3.1-9　表層地質図

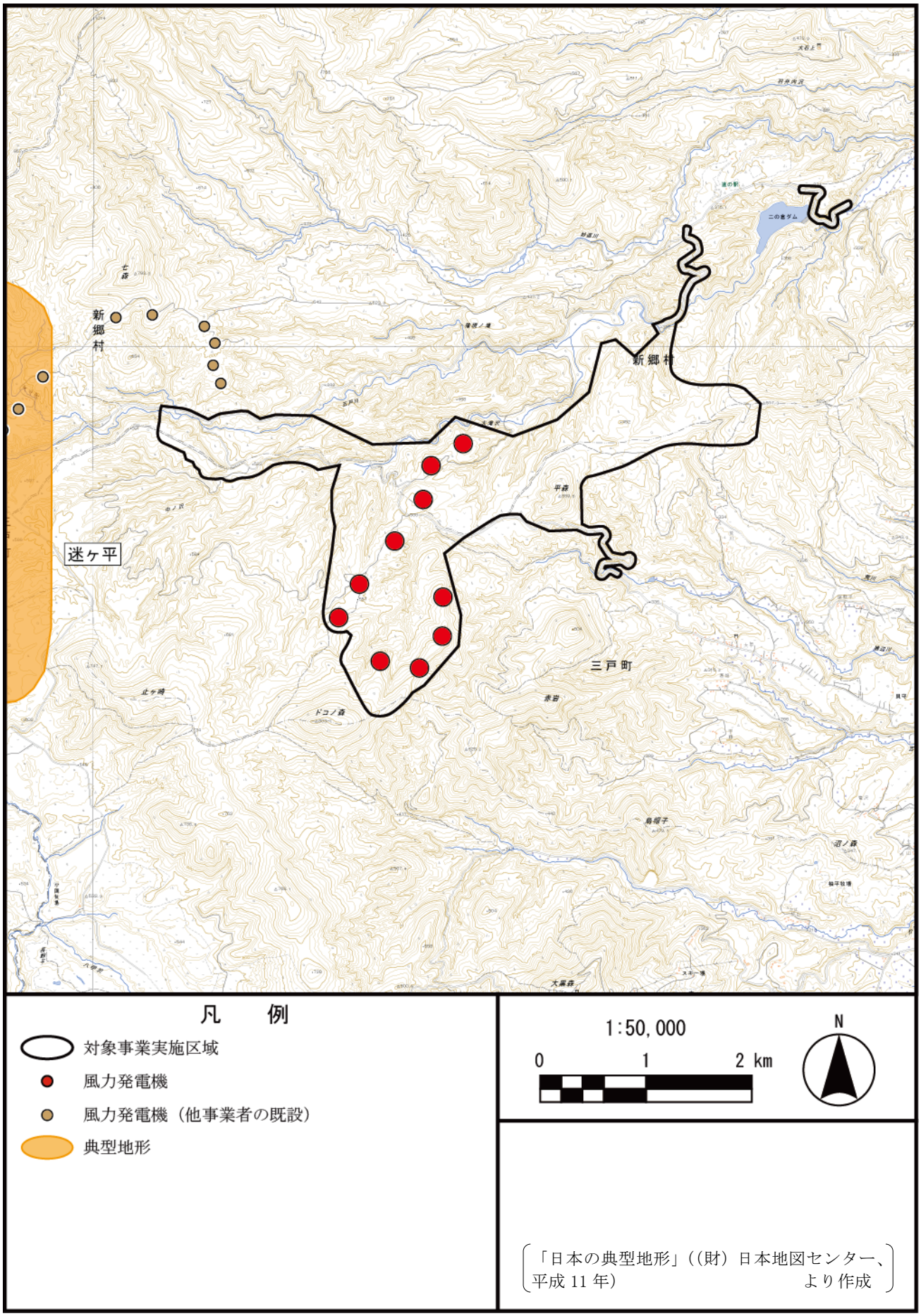


図 3.1-10　重要な地形・地質の状況（典型地形）

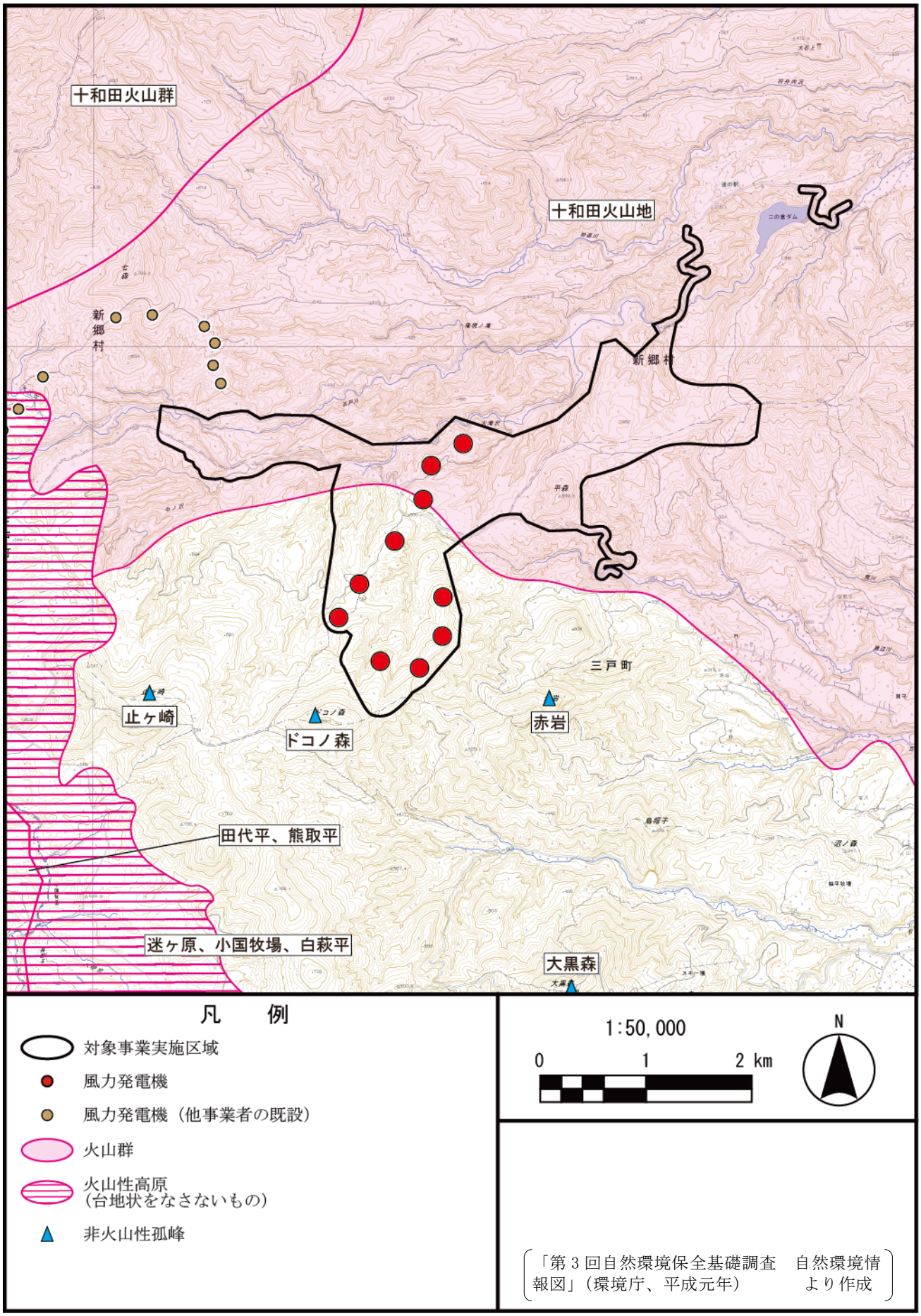


図 3.1-11　重要な地形・地質の状況（自然景観資源）

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3.1-13 及び図 3.1-12 のとおりである。

表 3.1-13　文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 2 回（昭和 55 年～昭和 57 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュ※の「戸来岳」、「清水頭」
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 3 回（昭和 63 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 4 回（平成 5 年～平成 7 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 5 回（平成 13 年～平成 14 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 6 回（平成 16 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	
「第 6 回自然環境保全基礎調査　種の多様性調査　鳥類繁殖分布調査報告書」（環境省、平成 16 年）	対象事業実施区域が含まれる 1/50,000 地形図「田子」に相当する範囲
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）	
「環境アセスメントデータベース　全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	
「環境アセスメントデータベース　センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	
「生物多様性情報システム　ガンカモ類の生息調査」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）	新郷村、三戸町、田子町、十和田市、旧十和田湖町
「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」（青森県自然保護課、平成元年）	
「青森の野鳥」（日本野鳥の会 青森県支部/弘前支部、平成 13 年）	
「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	十和田・八甲田
「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	新郷村
「十和田市史」（十和田市、昭和 51 年）	十和田市
「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成 16 年）	旧十和田湖町
専門家へのヒアリング①（実施：令和 3 年 9 月）	対象事業実施区域及びその周囲
専門家へのヒアリング②（実施：令和 3 年 9 月）	対象事業実施区域及びその周囲

※2 次メッシュは、国土地理院発行の 1/25,000 の地形図の図郭割の範囲に相当する。

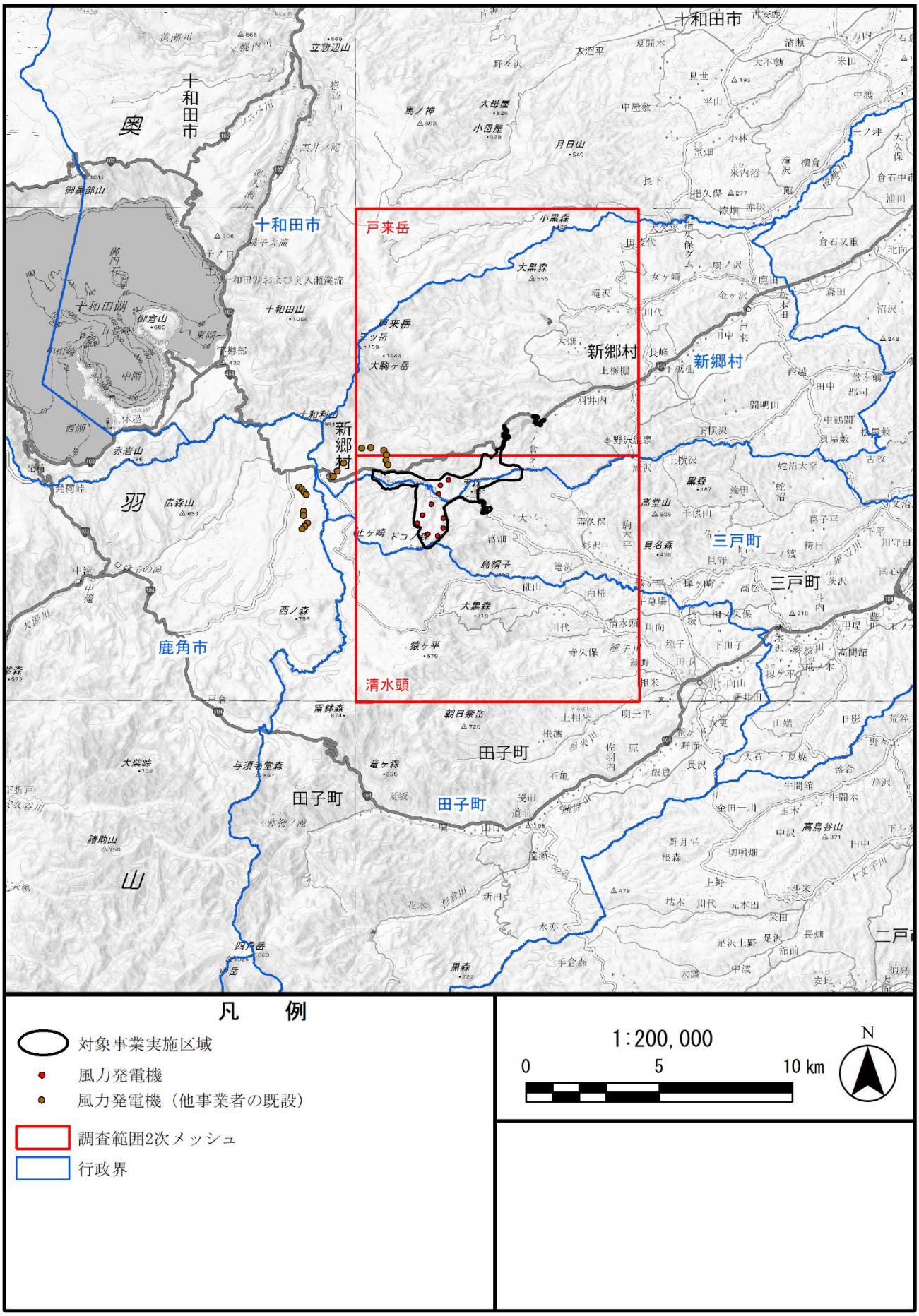


図 3.1-12　文献その他の資料調査の範囲（動物）

(1)動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要を表3.1-14のとおり整理した。哺乳類44種、鳥類193種、爬虫類8種、両生類14種、昆虫類582種、魚類35種及び昆虫類以外の無脊椎動物4種の合計880種が確認されている。

表3.1-14(1)　動物相の概要

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「自然環境調査Web-GIS　動物　第2回（昭和55年～昭和57年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和8年5月）	4種	カワネズミ、ヒミズ、アズマモグラ、カグヤコウモリ、モモジロコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、モリアブラコウモリ、コヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ウサギコウモリ、コテングコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、ヤマネ、ヤチネズミ、ハタネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、ハツカネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、オコジョ、イノシシ、カモシカ等 （44種）
	「自然環境調査Web-GIS　動物　第4回（平成5年～平成7年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和8年5月）	4種	
	「自然環境調査Web-GIS　動物　第5回（平成13年～平成14年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和8年5月）	11種	
	「自然環境調査Web-GIS　動物　第6回（平成16年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和8年5月）	5種	
	「環境アセスメントデータベース　全国環境情報」（環境省HP、閲覧：令和8年5月）	10種	
	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」（青森県、令和2年）	6種	
	「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」（青森県自然保護課、平成元年）	12種	
	「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	31種	
	「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成16年）	27種	
	専門家へのヒアリング①（実施：令和3年9月）	6種	
鳥類	「自然環境調査Web-GIS　動物　第2回（昭和55年～昭和57年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和8年5月）	45種	キジ、コハクチョウ、オオハクチョウ、カルガモ、カイツブリ、キジバト、カワウ、アオサギ、オオバン、ホトトギス、ヨタカ、アマツバメ、コチドリ、イソシギ、ウミネコ、ミサゴ、オオタカ、ノスリ、クマタカ、フクロウ、カワセミ、コゲラ、チョウゲンボウ、サンショウクイ、モズ、カケス、ハシブトガラス、ヤマガラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ゴジュウカラ、ムクドリ、ツグミ、キビタキ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 （193種）
	「自然環境調査Web-GIS　動物　第3回（昭和63年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和8年5月）	7種	
	「第6回自然環境保全基礎調査　種の多様性調査　鳥類繁殖分布調査報告書」（環境省、平成16年）	25種	
	「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省HP、閲覧：令和8年5月）	0種	
	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）	1種	
	「環境アセスメントデータベース　センシティビティマップ」（環境省HP、閲覧：令和8年5月）	1種	
	「生物多様性情報システム　ガンカモ類の生息調査」（環境省HP、閲覧：令和8年5月）	7種	
	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック(2020年版）－」（青森県、令和2年）	2種	
	「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」（青森県自然保護課、平成元年）	178種	
	「青森の野鳥」(日本野鳥の会 青森県支部/弘前支部､平成13年)	168種	
	「重要野鳥生息地（IBA)」（日本野鳥の会HP、閲覧：令和8年5月）	27種	
	「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	129種	
	「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成16年）	124種	

表 3.1-14(2)　動物相の概要

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬虫類	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 4 回（平成 5 年～平成 7 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	0 種	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ（8 種）
	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 5 回（平成 13 年～平成 14 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	0 種	
	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）	0 種	
	「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	6 種	
	「十和田市史」（十和田市、昭和 51 年）	6 種	
	「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成 16 年）	8 種	
両生類	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 4 回（平成 5 年～平成 7 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	0 種	トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル等（14 種）
	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 5 回（平成 13 年～平成 14 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	1 種	
	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）	0 種	
	「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	13 種	
	「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成 16 年）	14 種	
昆虫類	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 2 回（昭和 55 年～昭和 57 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	3 種	フタスジモンカゲロウ、アオイトトンボ、アキアカネ、オオハサミムシ、エダオカワゲラ、ツチイナゴ、アカエゾゼミ、タガメ、ウルマーシマトビケラ、オオチャバネセセリ、ツバメシジミ、アゲハ、イボタガ、ウシアブ、ヒメオサムシ、ナミハンミョウ、ナミテントウ、ホソカミキリ、ルリハムシ、オトシブミ、クロオオアリ、キムネクマバチ等（582 種）
	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 4 回（平成 5 年～平成 7 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	31 種	
	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 5 回（平成 13 年～平成 14 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	0 種	
	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）	61 種	
	「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	325 種	
	「十和田市史」（十和田市、昭和 51 年）	164 種	
	「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成 16 年）	241 種	
魚類	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 4 回（平成 5 年～平成 7 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	0 種	カワヤツメ、ニホンウナギ、ギンブナ、アブラハヤ、ジュウサンウグイ、エゾウグイ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、ワカサギ、アユ、サケ、ヒメマス、サクラマス（ヤマメ）、トミヨ、カジカ、チチブ、ウキゴリ等（35 種）
	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 5 回（平成 13 年～平成 14 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	0 種	
	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）	0 種	
	「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	13 種	
	「十和田市史」（十和田市、昭和 51 年）	23 種	
	「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成 16 年）	23 種	
	専門家へのヒアリング②（実施：令和 3 年 9 月）	3 種	
昆虫類以外の無脊椎動物	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 4 回（平成 5 年～平成 7 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	0 種	カラスガイ、ヌマエビ、アメリカザリガニ、サワガニ（4 種）
	「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 5 回（平成 13 年～平成 14 年）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	0 種	
	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）	0 種	
	「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	3 種	
	「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成 16 年）	1 種	
合計	880 種		

「環境アセスメントデータベース　全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）のコウモリ分布情報によると、図 3.1-13 のとおり、対象事業実施区域ではコテングコウモリ及びモリアブラコウモリの分布が確認されており、対象事業実施区域の周辺では、ヤマコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、コヤマコウモリ等の分布が確認されている。

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-14～図 3.1-16 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲においてノスリ（春季・秋季）の渡り経路が確認されている。また、図 3.1-17 のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュではイヌワシ及びクマタカの生息は確認されていない。

「環境アセスメントデータベース　センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によるガン・ハクチョウ類の日中の渡りルートは図 3.1-18、猛禽類の日中の渡りルートは図 3.1-19、夜間の渡りルートは図 3.1-20 のとおりであり、コハクチョウの日中の渡りルートが対象事業実施区域上空付近を通過していることが確認されている。東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り調査結果については、図 3.1-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲において、ハクチョウ類及びガン類の渡りルートは確認されていない。

センシティビティマップによる注意喚起メッシュ図は図 3.1-22 のとおりであり、対象事業実施区域を含むメッシュは「情報なし」となっている。なお、注意喚起メッシュの作成方法は、『参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」』のとおりである。

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲の調査地点は図 3.1-24 のとおり「二の倉ダム」の 1 地点であった。表 3.1-16 のとおり、平成 22 年度から令和 6 年度までの 15 年間の調査において、ハクチョウ類・カモ類が 7 種確認されている。

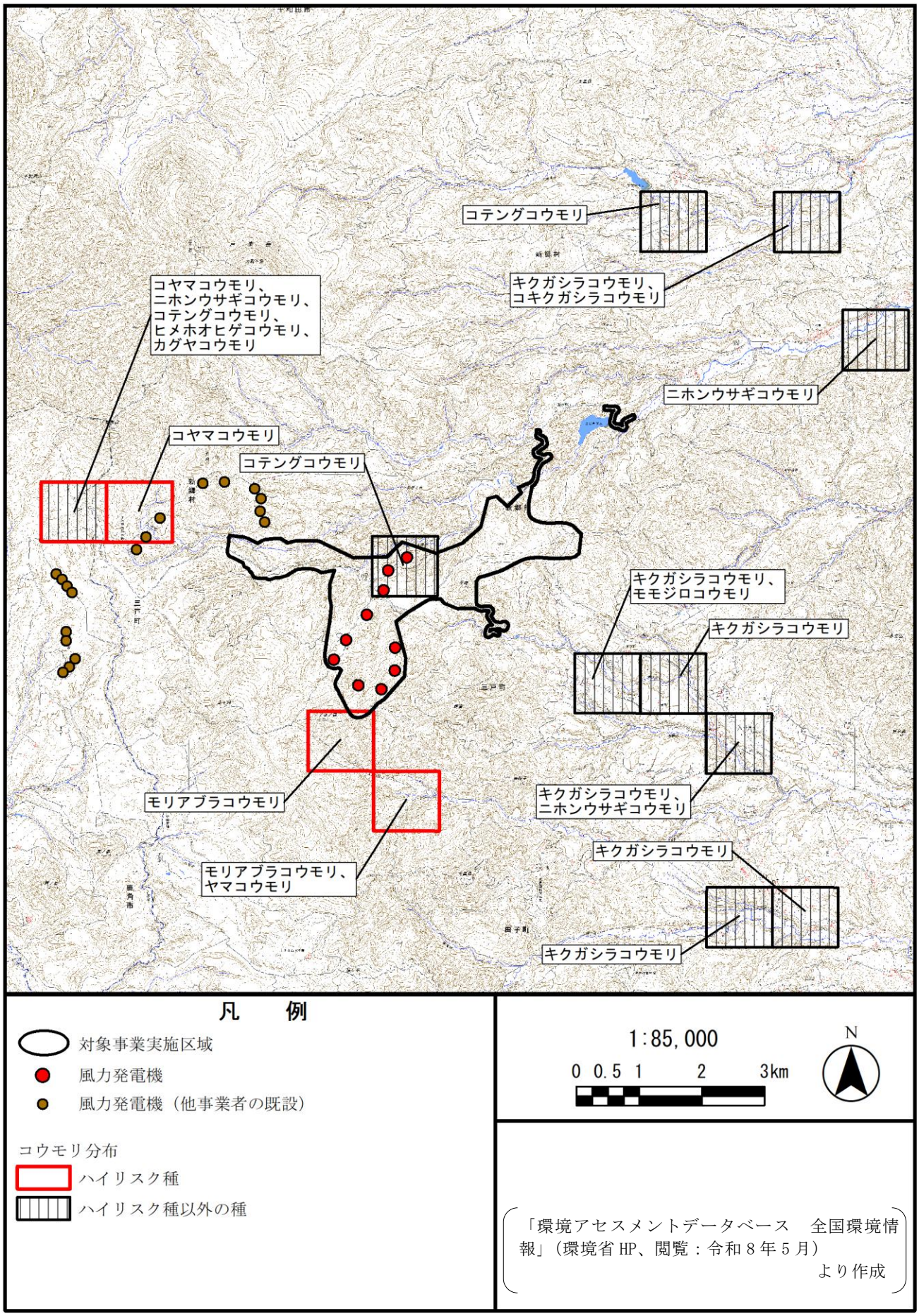
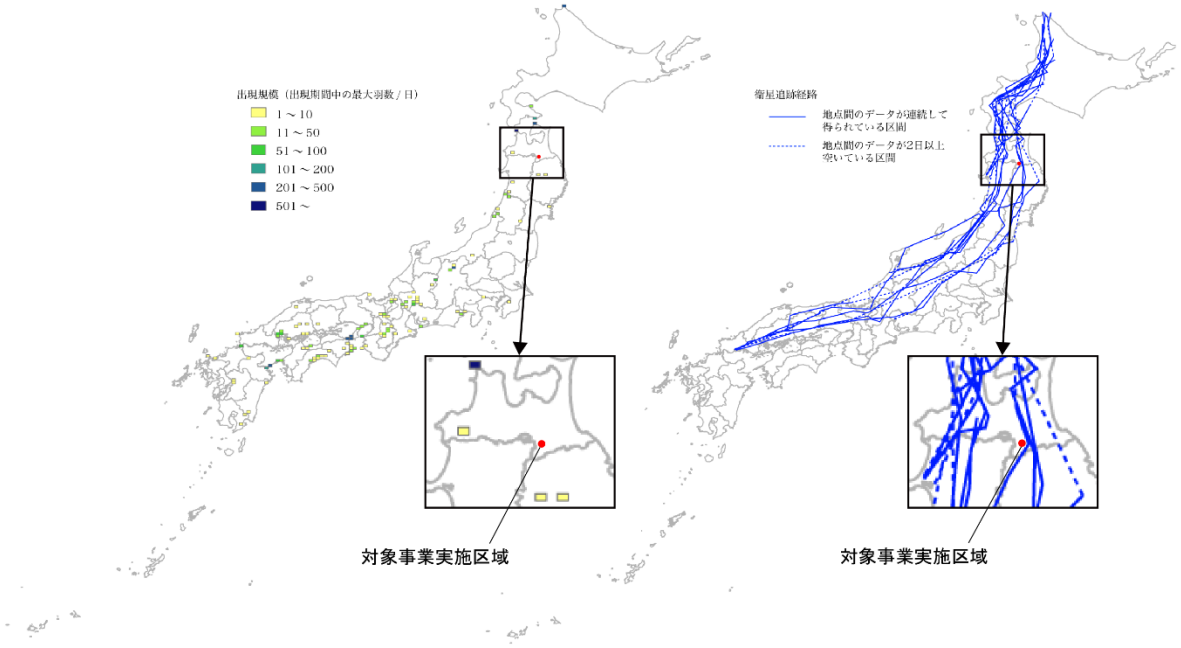
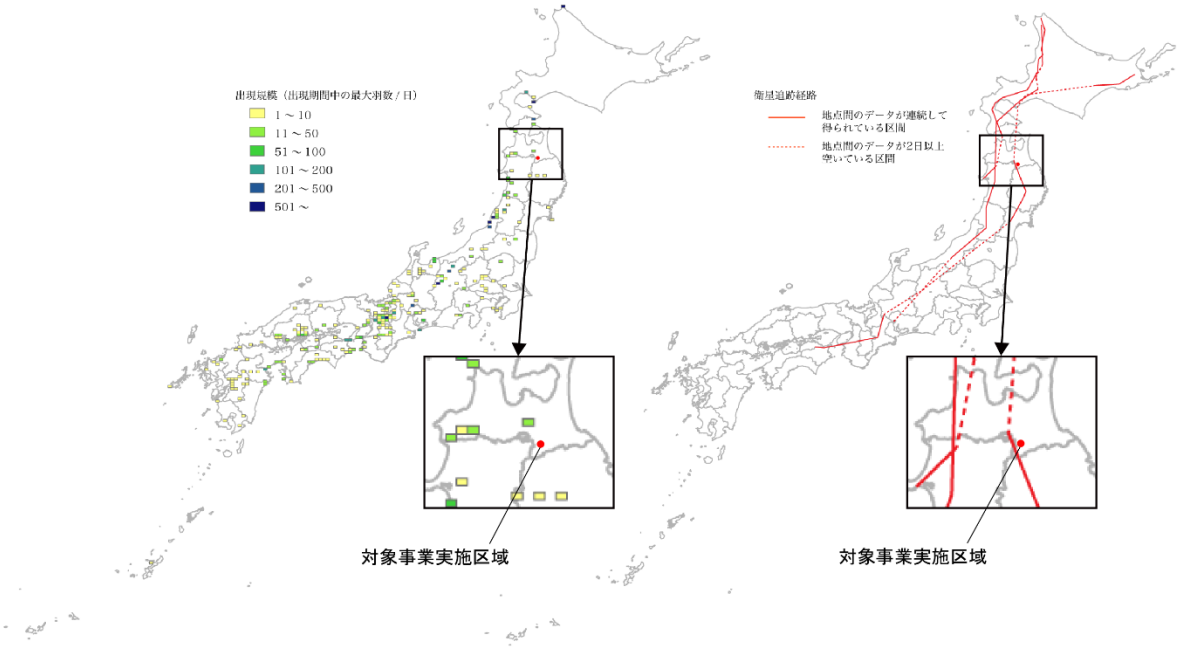


図 3.1-13　コウモリ分布情報



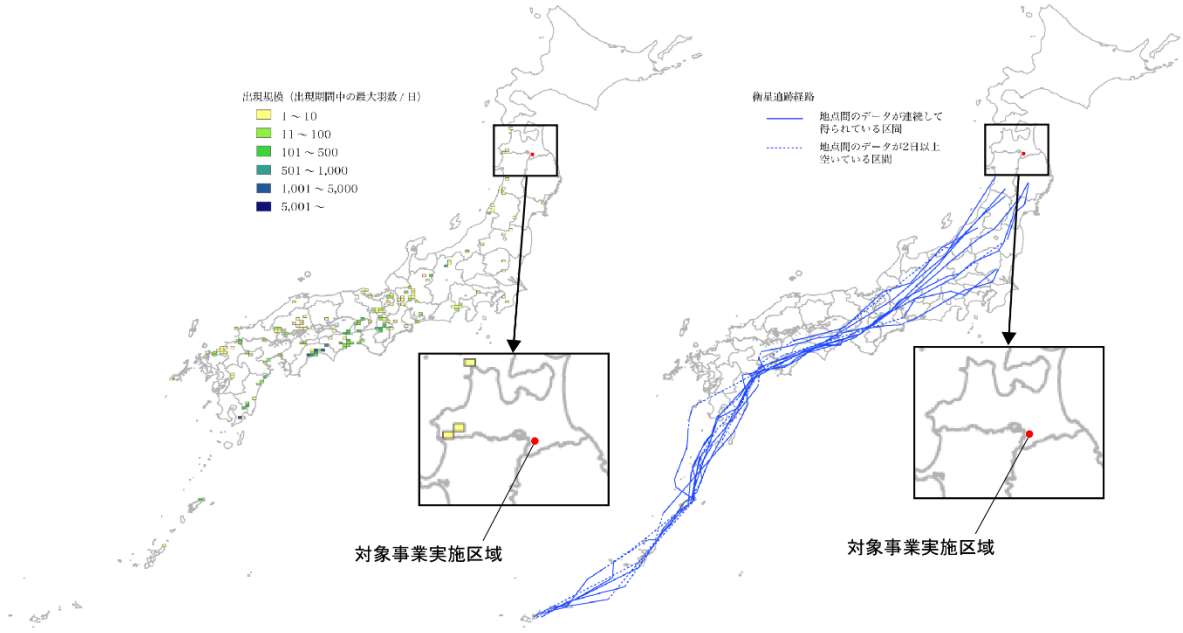
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-14(1)　ノスリの渡り経路（春季）



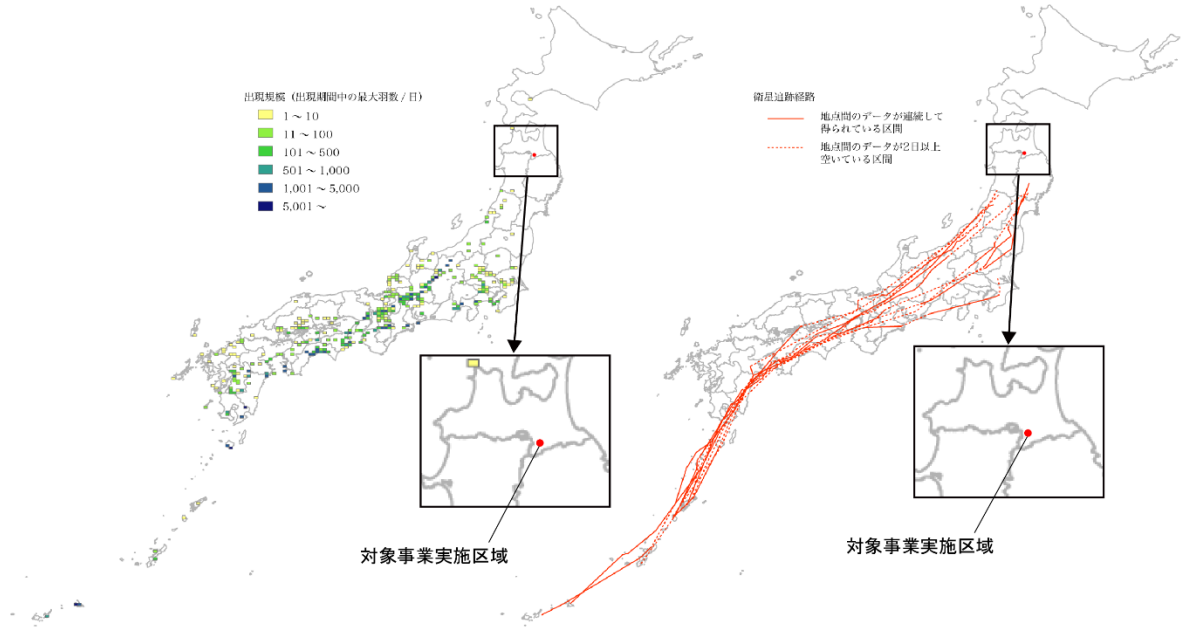
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-14(2)　ノスリの渡り経路（秋季）



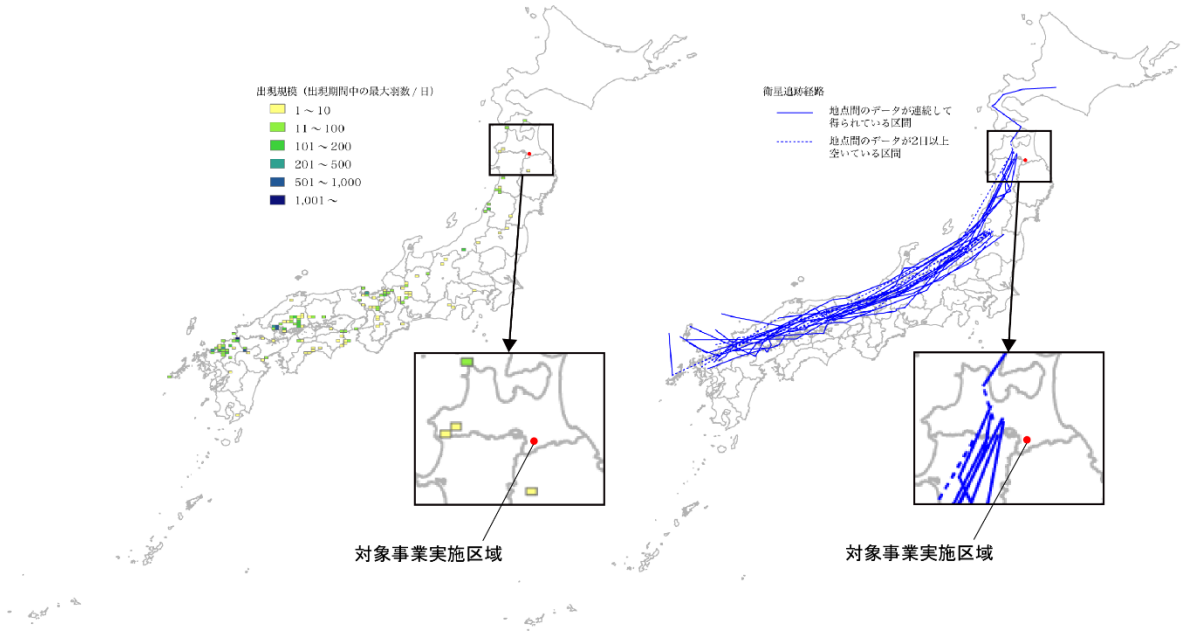
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-15(1)　サシバの渡り経路（春季）



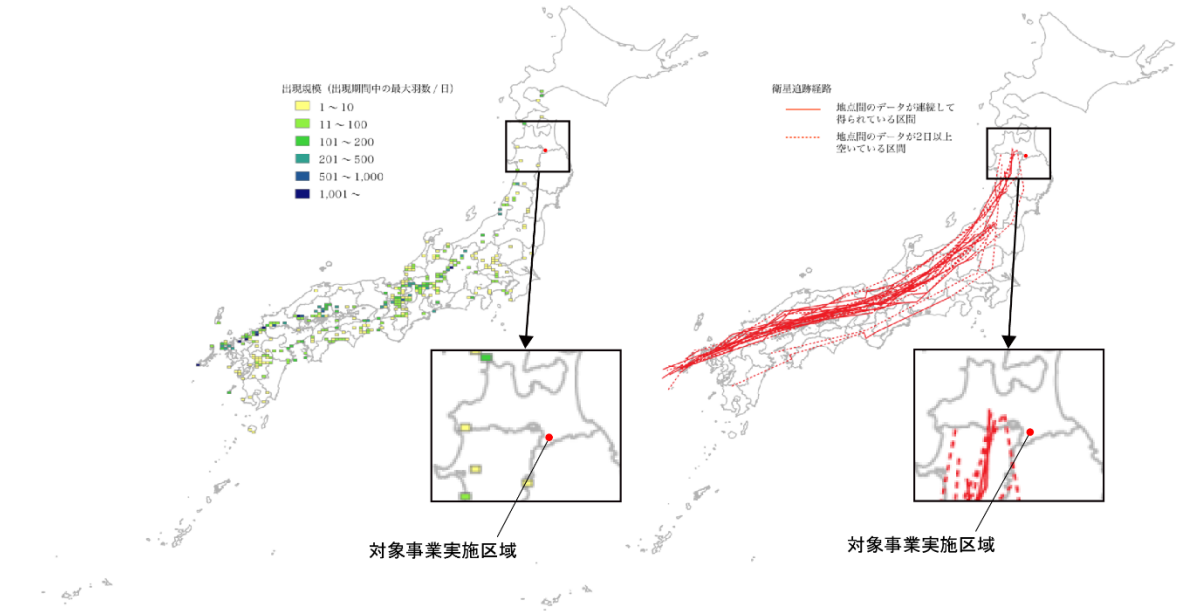
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-15(2)　サシバの渡り経路（秋季）



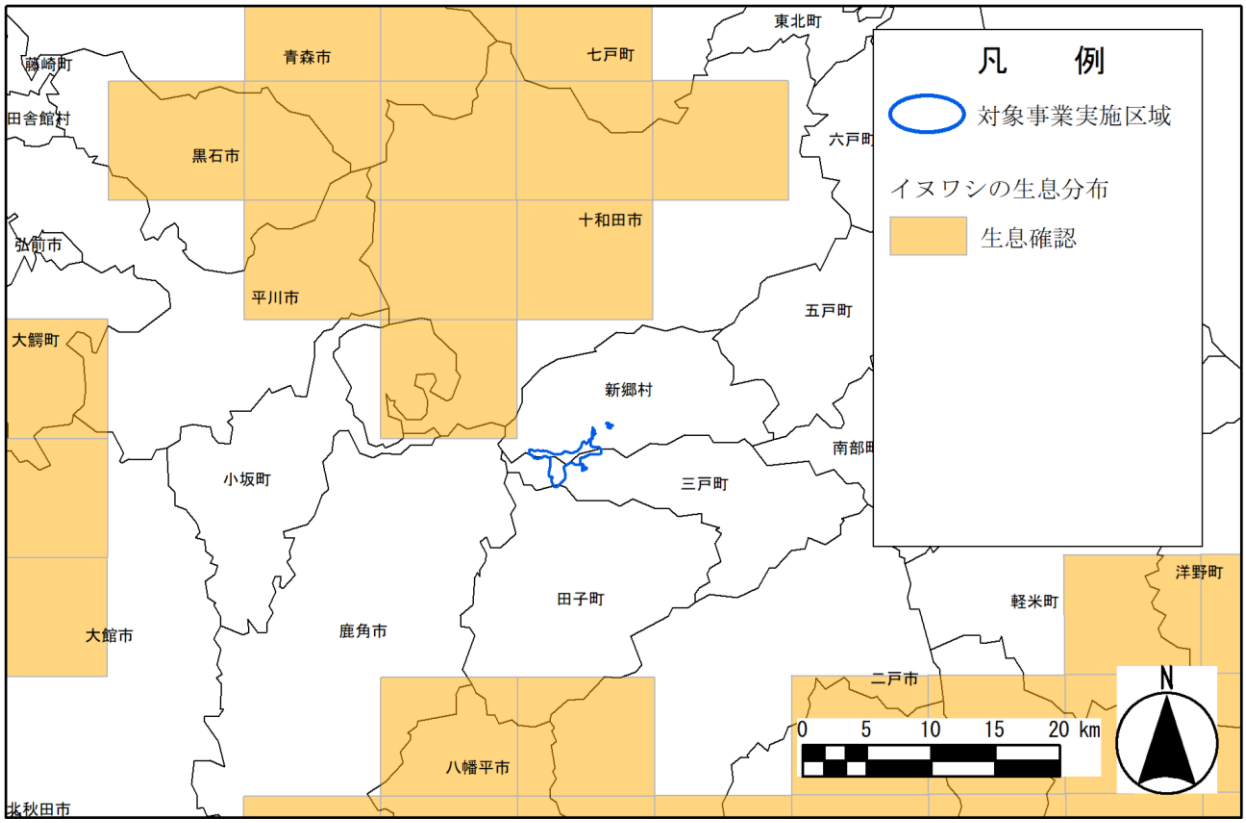
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-16(1)　ハチクマの渡り経路（春季）



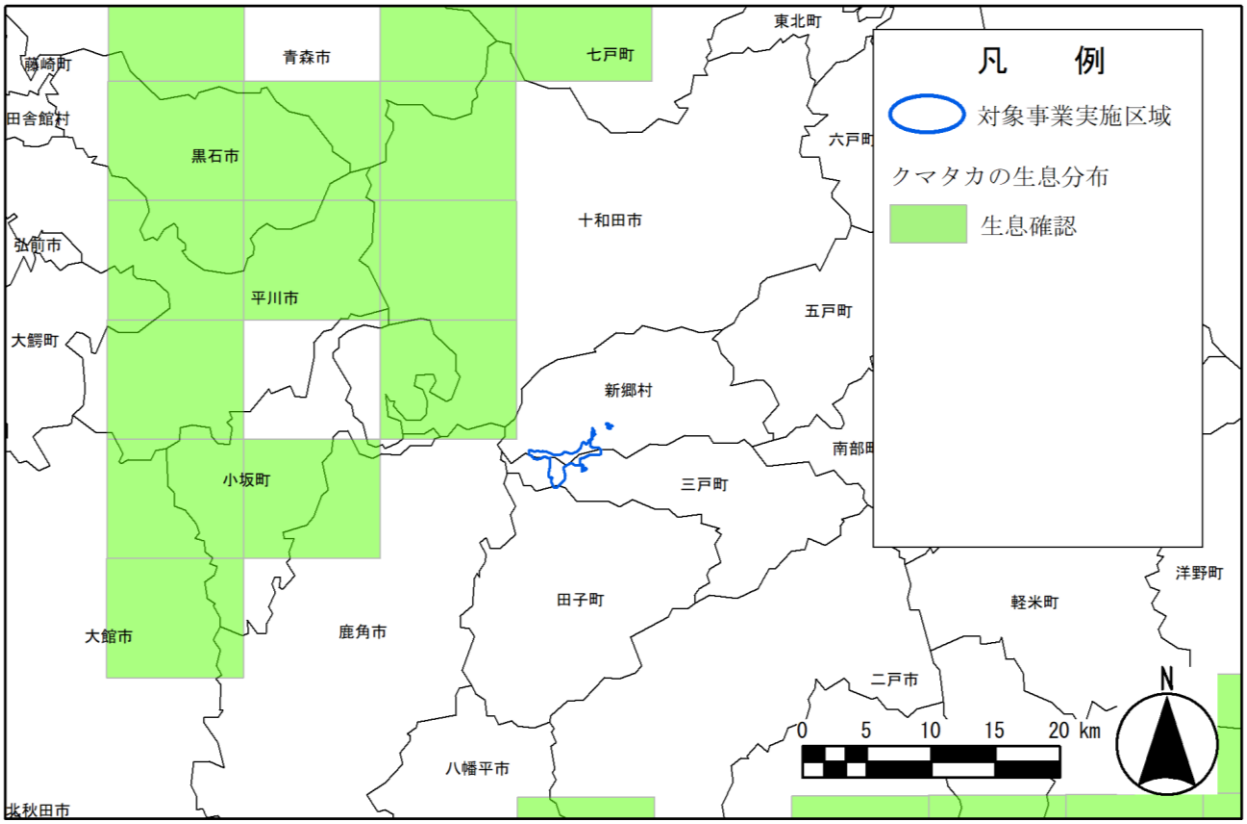
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-16(2)　ハチクマの渡り経路（秋季）



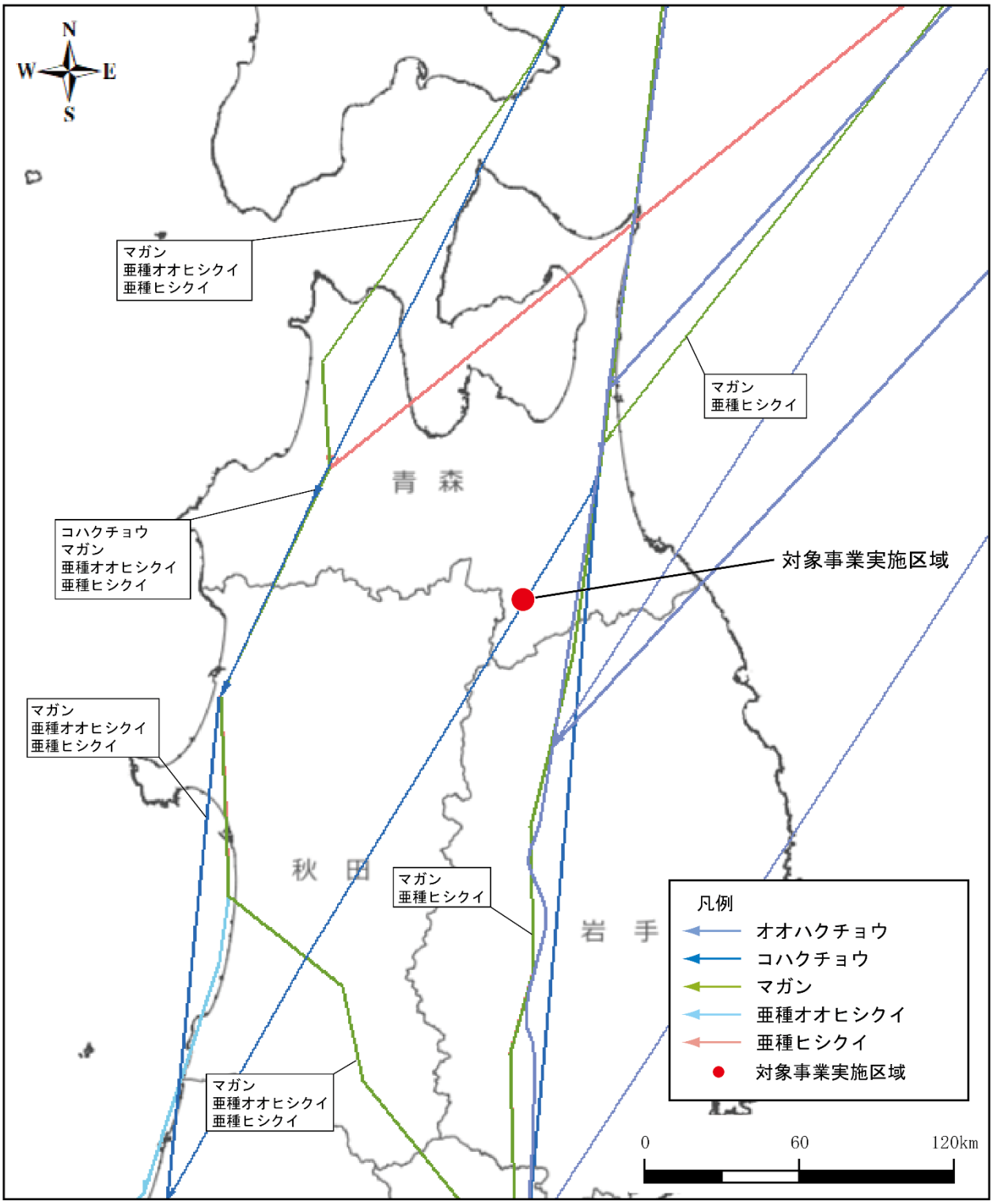
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-17(1)　イヌワシ分布メッシュ図



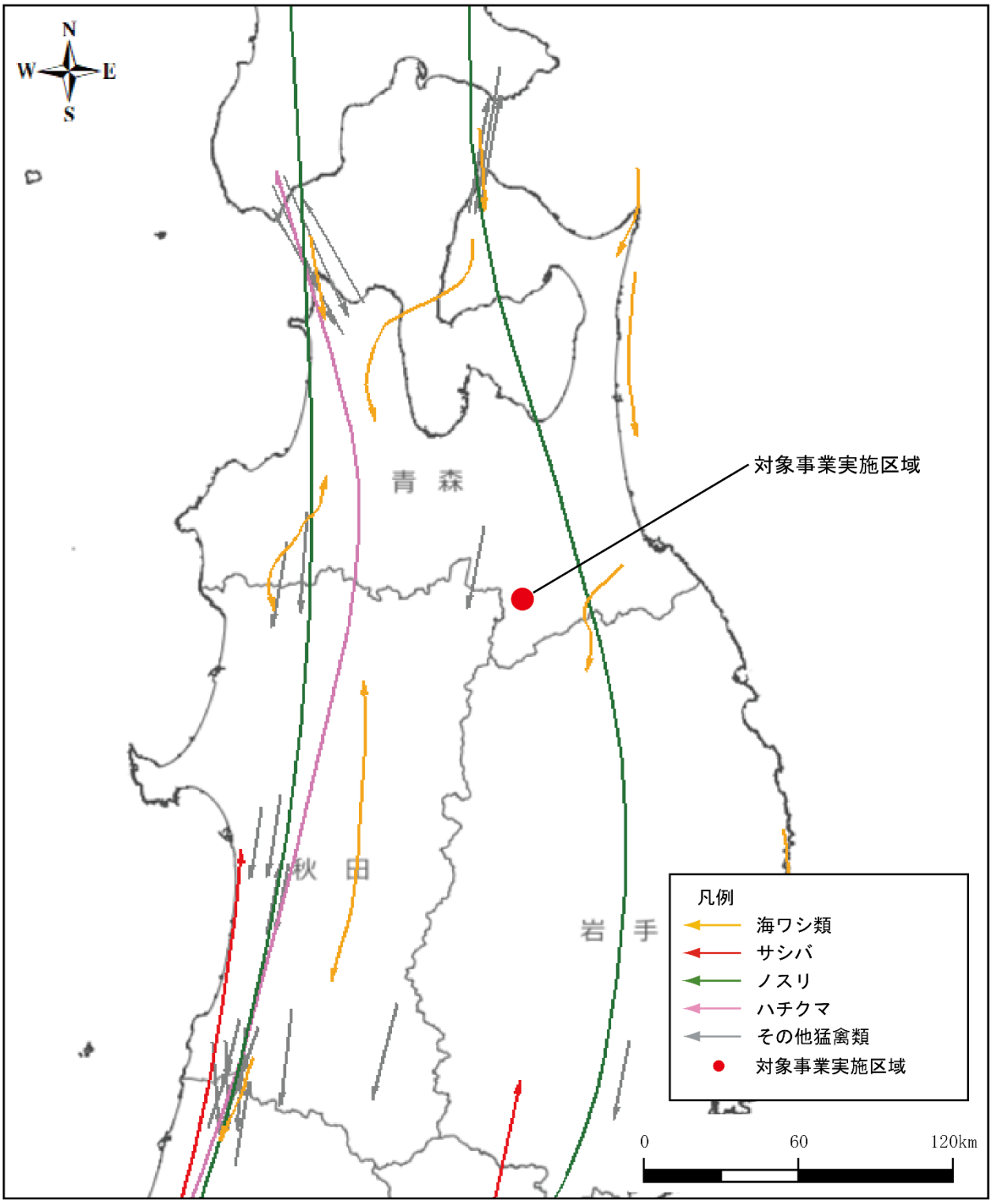
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-17(2)　クマタカ分布メッシュ図



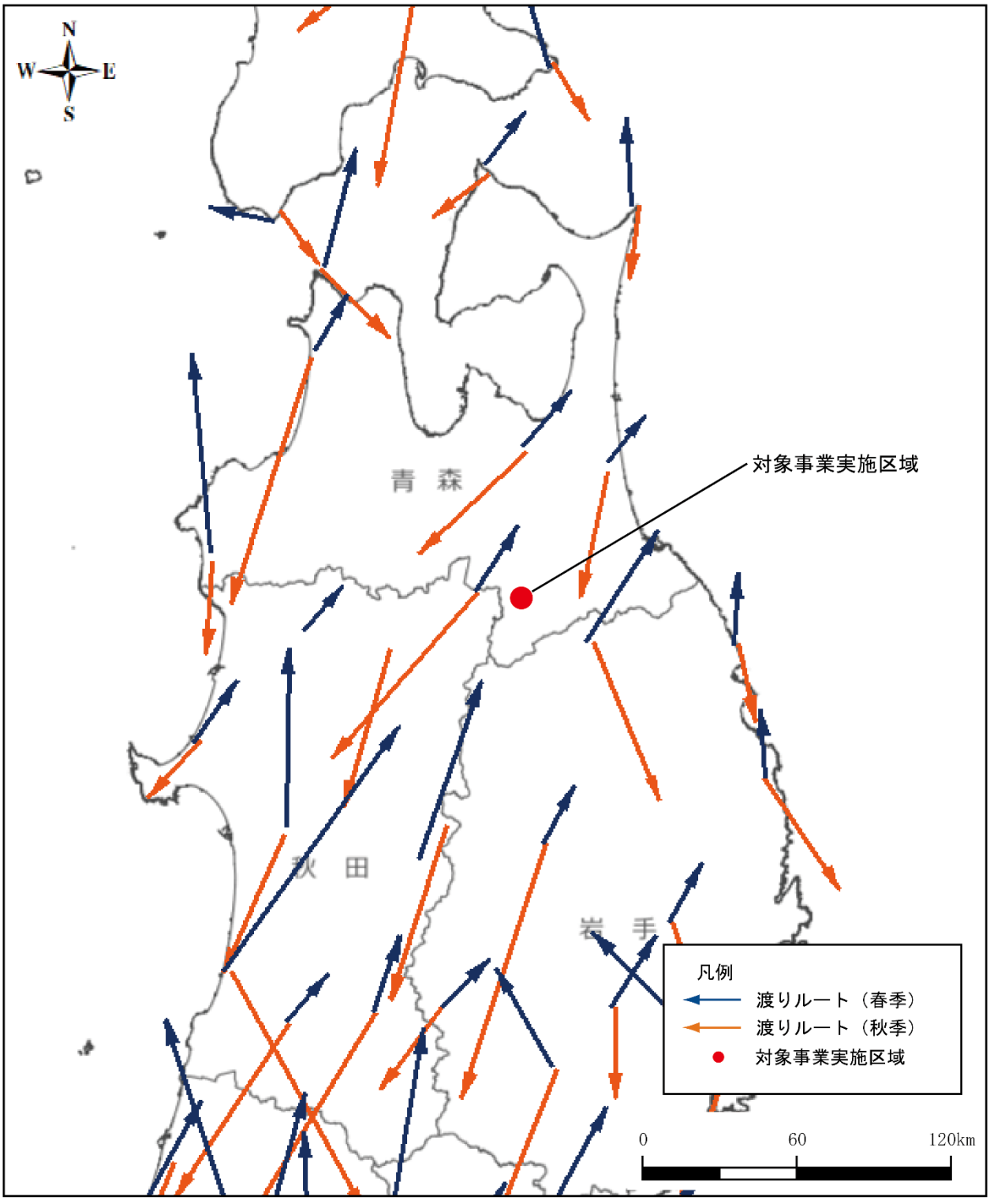
〔「環境アセスメントデータベース　センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

図 3.1-18　センシティビティマップにおける日中の渡りルート（ガン・ハクチョウ類）



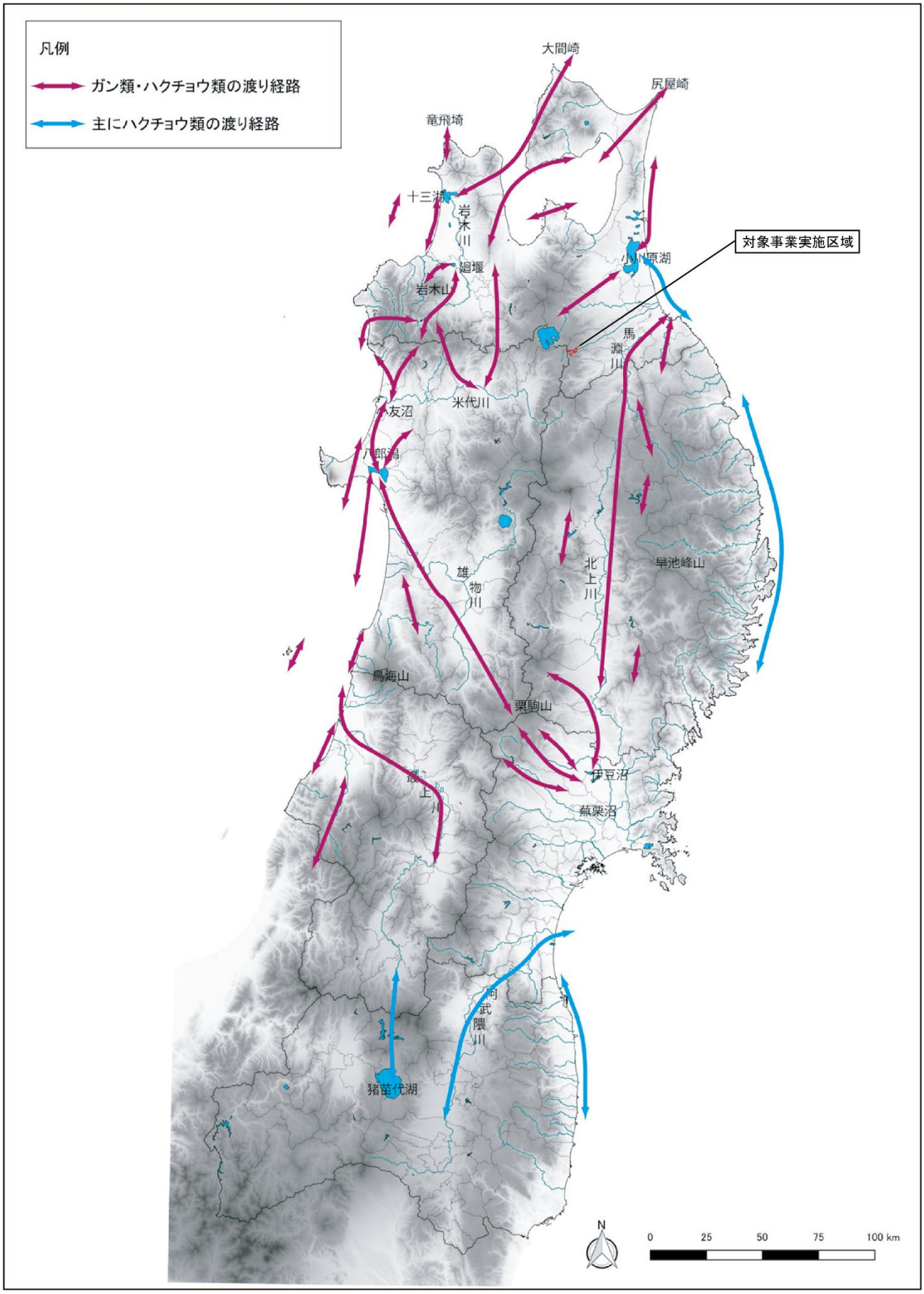
〔「環境アセスメントデータベース　センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

図 3.1-19　センシティビティマップにおける日中の渡りルート（猛禽類）



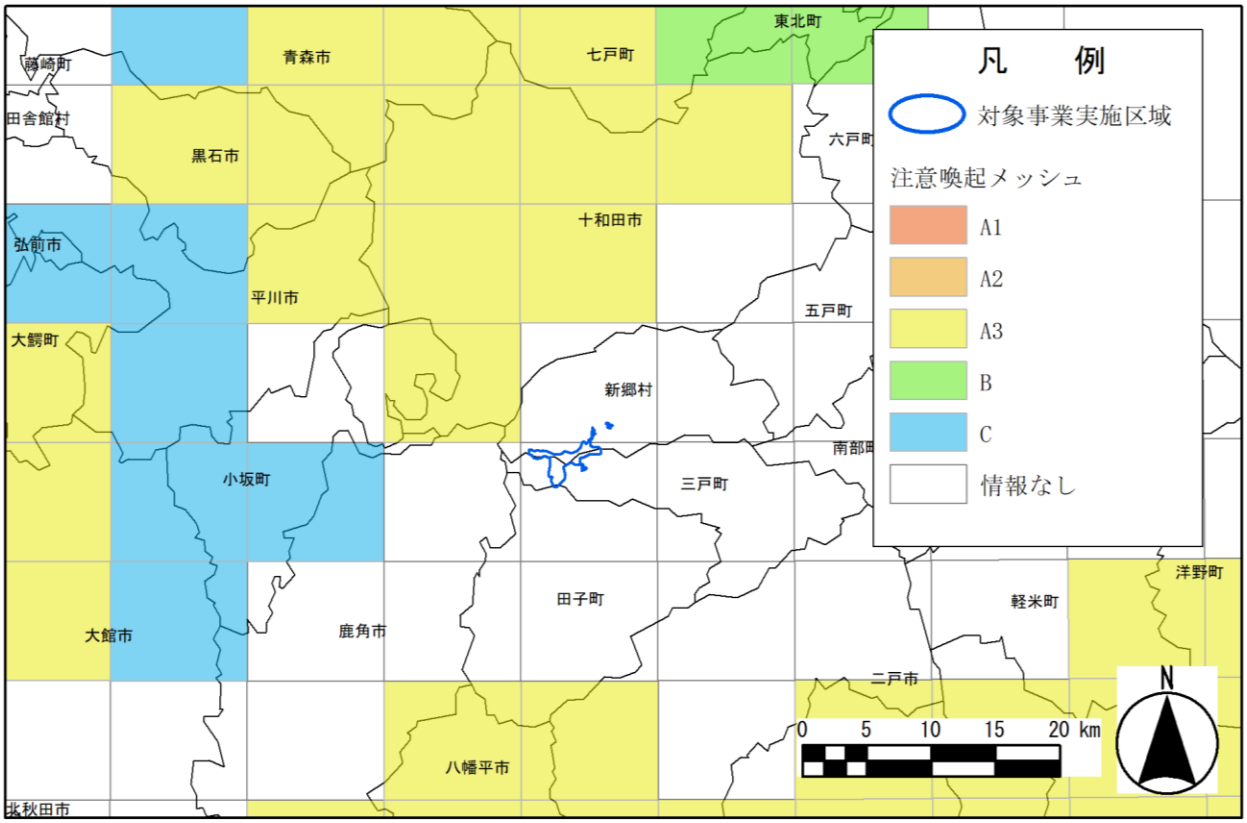
〔「環境アセスメントデータベース　センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

図 3.1-20　センシティビティマップにおける夜間の渡りルート（春季・秋季）



〔「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」（環境省、平成 27 年）より作成〕

図 3.1-21　東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り調査結果



〔「環境アセスメントデータベース　センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

図 3.1-22　センシティビティマップによる注意喚起メッシュ図

参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性（McGuinness et al.2015）等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類（ナベヅル・マナヅル）、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ（モニタリングサイト 1000 調査）を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました（個体数の多いものはランクが高くなります）。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」（オジロワシ・オオワシ合同調査グループ,2016）の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書,風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」（環境省自然環境局野生生物課,2016）の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました（図 3.1-23）。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました（表 3.1-15）。

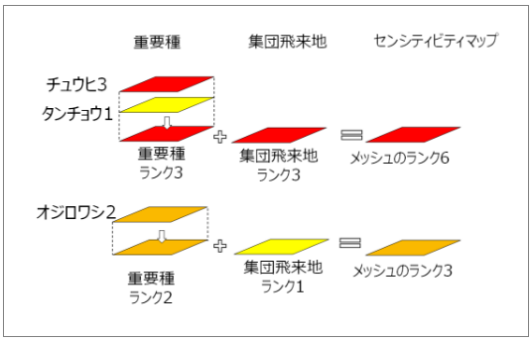


図 3.1-23　重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ（例）

表 3.1-15　メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3～4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

〔「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

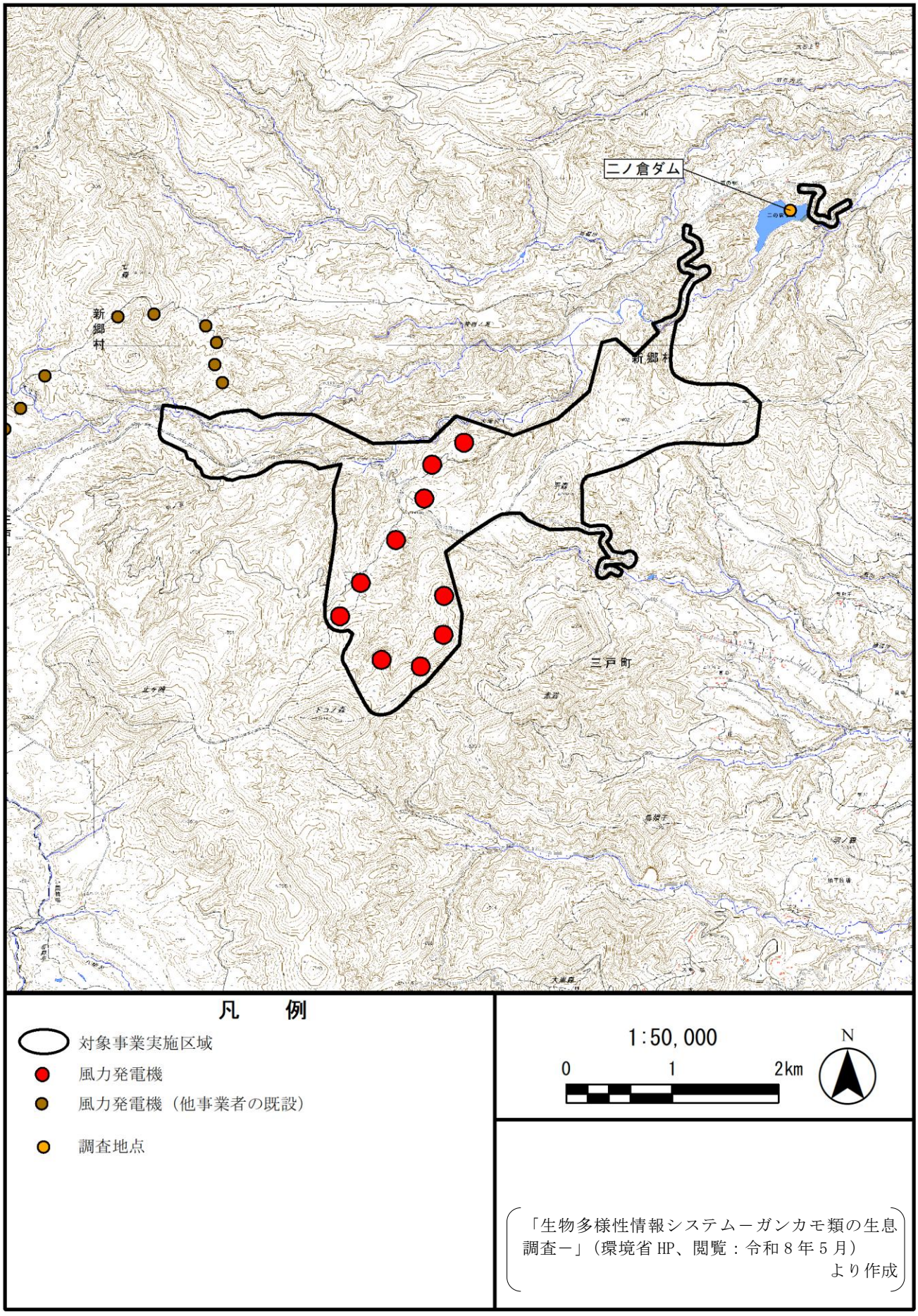


図 3.1-24　ガン・カモ・ハクチョウ類調査地点

表 3.1-16　ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況

（単位：個体）

調査地点名	村名	調査年度	オオハクチョウ	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ホシハジロ	クロガモ	カモ類種不明
二ノ倉ダム	新郷村	平成 22 年度	3	4	5	30	50			
		平成 23 年度		4	2	10	23			3
		平成 24 年度			2	4	5			2
		平成 26 年度			13	16				6
		平成 27 年度	8	10	14	35	8	15	2	15
		平成 29 年度				6				
		平成 30 年度				6				
		令和 4 年度			2	4				
		令和 5 年度				4				
		令和 6 年度			58	11	2			

注：1. 調査は各年度 1 月に行われている。
2. 調査対象種のうち、確認されていない種については割愛した。
3. 調査年度のうち、ガン・カモ・ハクチョウ類が確認されていない年度については割愛した。
〔「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

(2)動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1)動物相の概要」で確認されている種について、表 3.1-17 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果、重要な種は表 3.1-18～表 3.1-24 のとおりであり、哺乳類 19 種、鳥類 81 種、爬虫類 1 種、両生類 5 種、昆虫類 110 種、魚類 16 種及び昆虫類以外の無脊椎動物 2 種の合計 234 種が確認されている。

表 3.1-17(1)　動物の重要な種の選定基準

選定基準			文献その他の資料
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「青森県文化財保護条例」(昭和 50 年条例第 46 号)、「三戸町文化財保護条例」(昭和 47 年条例第 17 号)、「田子町文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 39 号)、「十和田市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 113 号) に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：青森県指定天然記念物 市天：十和田市指定天然記念物 三天：三戸町指定天然記念物 田天：田子町指定天然記念物 村天：新郷村指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「あおもりの文化財」(青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「歴史・文化」(三戸町 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「文化財」(田子町 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「十和田市の文化財」(十和田市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日) 及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 8 年 2 月 18 日) に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 8 年 2 月 18 日)
③-Ⅰ	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年) の掲載種	EX：絶滅･･･我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類･･･絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類･･･ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類･･･ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類･･･絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧･･･現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足･･･評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)

表 3.1-17(2)　動物の重要な種の選定基準

選定基準			文献その他の資料
③-Ⅱ	「第5次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物」（環境省、令和8年）の掲載種	EX：絶滅･･･我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類･･･深刻な絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの） EN：絶滅危惧ⅠB 類･･･絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、IA類（CR）ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの） VU：絶滅危惧Ⅱ類･･･絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧IA類（CR）」または「絶滅危惧IB類（EN）」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの） NT：準絶滅危惧･･･存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの） DD：情報不足･･･カテゴリーを判定するための情報が不足している種（現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になり得るもの） LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「第5次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物」（環境省、令和8年）
④	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」（青森県、令和2年）の掲載種	EX：絶滅野生生物･･･県内では、すでに絶滅したと考えられる野生生物 A：最重要希少野生生物･･･県内では、絶滅の危機に瀕している野生生物 B：重要希少野生生物･･･県内では、絶滅の危機が増大している野生生物 C：希少野生生物･･･県内では、生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物 D：要調査野生生物･･･県内では、生息・生育情報が不足している野生生物 LP：地域限定希少野生生物･･･県内では、地域内に孤立している個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高い野生生物	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」（青森県、令和2年）

表 3.1-18　文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③-Ⅰ	④
1	モグラ（食虫）	トガリネズミ	カワネズミ				D
2		モグラ	ミズラモグラ			NT	D
3	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ				B※1
4			カグヤコウモリ				B
5			クロホオヒゲコウモリ			VU	A
6			ノレンコウモリ			VU※2	A
7			モリアブラコウモリ			VU	A
8			コヤマコウモリ			EN	A
9			ヤマコウモリ			VU	B
10			ヒナコウモリ				B
11			ニホンウサギコウモリ				B
12			コテングコウモリ				C
13			テングコウモリ				B
14	ネズミ（齧歯）	リス	ニホンモモンガ				D
15			ムササビ				C
16		ヤマネ	ヤマネ	国天			
17	ネコ（食肉）	イタチ	オコジョ			NT※3	D
18	ウシ（偶蹄）	イノシシ	イノシシ				D
19		ウシ	カモシカ	特天			
合計	5 目	8 科	19 種	2 種	0 種	7 種	17 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 7 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-17 参照
3. 表中の※については以下のとおりである。
※1：フジホオヒゲコウモリ（ヒメホオヒゲコウモリ）で掲載
※2：ホンドノレンコウモリで掲載
※3：ホンドオコジョ、エゾオコジョで掲載

表 3.1-19(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③-Ⅰ	③-Ⅱ	④
1	カモ	カモ	マガン	国天		NT		C
2			オシドリ			DD		
3			ホシハジロ				NT	
4			アカハジロ			DD	CR	
5			キンクロハジロ				VU	
6			スズガモ				NT	
7			ビロードキンクロ					C
8	キジ	キジ	ヤマドリ					C
9			ウズラ			VU	VU	A
10	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	NT	B
11	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				VU	
12			アマツバメ				VU	
13	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ					C
14	ハト	ハト	アオバト					C
15	ツル	クイナ	クイナ					B
16			バン				VU	C
17			ヒクイナ			NT	NT	A
18	チドリ	チドリ	ケリ			DD	DD	B
19			イカルチドリ					B
20			シロチドリ			VU	VU	
21		シギ	ハマシギ			NT	VU	
22			ヤマシギ					B
23			アオシギ					B
24			オオジシギ			NT	NT	B
25			タカブシギ			VU	VU	
26			ツルシギ			VU	EN	
27		カモメ	ウミネコ				VU	
28		ウミスズメ	ウミスズメ			CR	CR	
29	ミズナギドリ	ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ		国内	CR	CR	
30	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	CR	A
31			ヨシゴイ			NT	DD	B
32			オオヨシゴイ		国内	CR	CR	A
33			ゴイサギ				VU	
34			ササゴイ				VU	
35			アマサギ				EN	
36			コサギ				VU	
37	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT		B
38		タカ	ハチクマ			NT	DD	C
39			クマタカ		国内	EN	EN	A
40			イヌワシ	国天	国内	EN	EN	A
41			ツミ					B
42			ハイタカ			NT	NT	B
43			オオタカ			NT	NT	B
44			オオワシ	国天	国内	VU	VU	B
45			オジロワシ	国天	国内	VU	VU	A
46			サシバ			VU	VU	B
47			ケアシノスリ					B
48	フクロウ	フクロウ	アオバズク					B
49			コノハズク					A
50			オオコノハズク					B
51			トラフズク					C
52			フクロウ					C

表 3.1-19(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③-Ⅰ	③-Ⅱ	④
53	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	EN	B
54		カワセミ	アカショウビン					B
55			ヤマセミ				VU	C
56	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ					C
57			クマゲラ	国天		VU	NT	A
58	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ					C
59			コチョウゲンボウ					C
60			チゴハヤブサ					C
61			ハヤブサ		国内	VU	NT	B
62	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU		B
63		カササギヒタキ	サンコウチョウ					B
64		モズ	チゴモズ			CR	EN	A
65			アカモズ		国内	EN	CR	A
66		カラス	オナガ				NT	
67			ホシガラス					C
68		ムシクイ	メボソムシクイ上種			DD※	EN※	
69		ヨシキリ	コヨシキリ				NT	
70		キバシリ	キバシリ					C
71		ツグミ	マミジロ					C
72			クロツグミ					C
73		ヒタキ	コマドリ					C
74		イワヒバリ	カヤクグリ					C
75		セキレイ	セグロセキレイ					C
76			ビンズイ				NT	
77		アトリ	イスカ					D
78		ホオジロ	カシラダカ				EN	
79			ノジコ			NT	NT	C
80			クロジ					C
81			オオジュリン					B
合計	16 目	33 科	81 種	5 種	8 種	34 種	46 種	58 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「日本鳥類目録 改訂第 8 版」（日本鳥学会、令和 6 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-17 参照
3. 表中の※については、オオムシクイの場合に該当する。

表 3.1-20　文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③-Ⅰ	③-Ⅱ	④
1	有鱗	ナミヘビ	ヒバカリ					D
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 7 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-17 参照

表 3.1-21　文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③-Ⅰ	③-Ⅱ	④
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			NT	NT	C
2			クロサンショウウオ			NT	NT	C
3		イモリ	アカハライモリ			NT	NT	C
4	無尾	アカガエル	トノサマガエル			NT	NT	C
5			ツチガエル					C
合計	2 目	3 科	5 種	0 種	0 種	4 種	4 種	5 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 7 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-17 参照

表 3.1-22(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③-Ⅰ	④
1	トンボ（蜻蛉）	イトトンボ	キイトトンボ				B
2			ルリイトトンボ				C
3		カワトンボ	ハグロトンボ				C
4			アオハダトンボ			NT	A
5		サナエトンボ	オナガサナエ				C
6		エゾトンボ	モリトンボ				A※1
7		トンボ	ショウジョウトンボ				C
8			カオジロトンボ				C
9			ハラビロトンボ				C
10			オオシオカラトンボ				C
11			コノシメトンボ				B
12			マイコアカネ				B
13			ヒメアカネ				C
14	バッタ（直翅）	バッタ	ショウリョウバッタモドキ				D
15		イナゴ	セグロイナゴ				D※2
16	ナナフシ（竹節虫）	ナナフシ	ヤスマツトビナナフシ				C
17	カメムシ（半翅）	ツノゼミ	ニトベツノゼミ				C
18		カタビロアメンボ	エサキナガレカタビロアメンボ				C
19		コオイムシ	コオイムシ			NT	C
20			タガメ		特定 2	VU	A
21		タイコウチ	タイコウチ				B
22	チョウ（鱗翅）	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ			EN	A
23			アオバセセリ本土亜種				C※3
24			ギンイチモンジセセリ			NT	B
25			ミヤマチャバネセセリ				C
26			オオチャバネセセリ				C
27			チャマダラセセリ			EN	A
28			スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種			NT※4	C※5
29		シジミチョウ	チョウセンアカシジミ			VU	
30			ウラジロミドリシジミ				C
31			ハヤシミドリシジミ				C
32			ミヤマカラスシジミ				C
33			カバイロシジミ			NT	B
34			ウラナミアカシジミ				C
35			クロシジミ			EN	A
36			オオゴマシジミ			NT	B
37			ゴマシジミ北海道・東北亜種			NT	C※6
38			ヒメシジミ本州・九州亜種			NT	C※7
39			オオルリシジミ本州亜種			CR	EX※8
40		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	C
41			ヒョウモンチョウ東北以北亜種			NT※9	C※10
42			オオウラギンヒョウモン			CR	EX
43			キマダラモドキ			NT	
44			ツマジロウラジャノメ本州亜種				A※11
45			ヒカゲチョウ				C
46			テングチョウ日本本土亜種				C※12
47			オオミスジ				C
48			ホシミスジ東北・中部地方亜種				C※13
49			オオムラサキ			NT	C
50		アゲハチョウ	ヒメギフチョウ本州亜種			NT	B※14

表 3.1-22(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③-Ⅰ	④
51	チョウ（鱗翅）	シロチョウ	スジボソヤマキチョウ				B
52			ヤマキチョウ			EN	EX
53			ヒメシロチョウ北海道・本州亜種			EN※15	C※15
54		カギバガ	ナガトガリバ				D
55			マンレイカギバ				D
56		シャクガ	キジマソトグロナミシャク				D
57			シラナミナミシャク				D
58			ホソスジハイイロナミシャク				D
59		ヤママユガ	オナガミズアオ本土亜種			NT※16	C※16
60		スズメガ	ミスジビロードスズメ				D
61		シャチホコガ	アマギシャチホコ				D
62		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	
63		ヤガ	ネジロシマケンモン				D
64			ウスクモヨトウ				D
65			キスジウスキヨトウ			VU	C
66			ウゴウンモンツマキリアツバ				D
67			ハイイロヨトウ				D
68			ヘリボシキノコヨトウ				D
69			ウスハイイロケンモン				D
70			ヒメシロテンアオヨトウ				D
71	ハエ（双翅）	カ	トワダオオカ				C
72		オドリバエ	フタテンアシホソハシリバエ			NT	B※17
73	コウチュウ（鞘翅）	オサムシ	ヒメクロオサムシ東北地方亜種				C
74		ハンミョウ	ナミハンミョウ				C
75		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	C
76			ゲンゴロウ		特定 2	VU	C
77			エゾゲンゴロウモドキ		特定 2	VU	C
78			シマゲンゴロウ			NT	C
79		ミズスマシ	ヒメミズスマシ			EN	C
80			ミズスマシ			VU	C
81		ガムシ	ガムシ			NT	C
82		クワガタムシ	オオクワガタ			VU	C
83		コガネムシ	ダイコクコガネ			VU	C
84			ミヤマダイコクコガネ				C
85			オオチャイロハナムグリ			NT	C
86		コメツキムシ	ミチノクシモフリコメツキ				C
87			ババアカコメツキ				D
88			トワダアカコメツキ				D
89			チビヒサゴコメツキ				C※18
90		ホタル	ゲンジボタル				C
91		テントウムシ	ルイヨウマダラテントウ				C
92		カミキリムシ	トウホクトラカミキリ				C
93			オダヒゲナガコバネカミキリ				C
94			オオハナカミキリ				C
95			シロオビドイカミキリ				C
96			オニホソコバネカミキリ				C
97			ヒゲジロホソコバネカミキリ				C※19
98			ヒゲブトハナカミキリ				C
99		ハムシ	ベニカメノコハムシ				C
100			イカリアオカメノコハムシ				B
101			キンイロネクイハムシ			NT	D

表 3.1-22(3)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③-Ⅰ	④
102	ハチ（膜翅）	ナギナタハバチ	オオナギナタハバチ			VU	D
103		コマユバチ	ウマノオバチ			NT	B
104		アリ	エゾアカヤマアリ			VU	C
105		スズメバチ	モンスズメバチ			DD	C
106		ギングチバチ	ササキリギングチ			NT	C
107			アギトギングチ			DD	D
108			ニトベギングチ			DD	C
109			シモヤマジガバチモドキ				D
110		アナバチ	ミカドジガバチ				D
合計	8 目	44 科	110 種	0 種	3 種	44 種	107 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 7 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-17 参照
3. 表中の※については以下のとおりである。
※1：モリトンボ（キバネモリトンボ）で掲載
※2：セグロバッタで掲載
※3：アオバセセリで掲載
※4：スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種で掲載
※5：スジグロチャバネセセリで掲載
※6：ゴマシジミで掲載
※7：ヒメシジミで掲載
※8：オオルリシジミで掲載
※9：ヒョウモンチョウ北海道・本州北部亜種で掲載
※10：ヒョウモンチョウで掲載
※11：ツマジロウラジャノメで掲載
※12：テングチョウで掲載
※13：ホシミスジで掲載
※14：ヒメギフチョウで掲載
※15：ヒメシロチョウで掲載
※16：オナガミズアオで掲載
※17：フタイロオオメハシリバエで掲載
※18：チビヒサゴコメツキ本州亜種で掲載
※19：ヒゲシロホソコバネカミキリで掲載

表 3.1-23　文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③-Ⅰ	④
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU※1	B
2			カワヤツメ			VU	C
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	A
4	コイ	コイ	キンブナ			VU	D
5			タナゴ			EN	A
6			ジュウサンウグイ			LP※2	D
7			エゾウグイ			LP※3	C
8		ドジョウ	ドジョウ			NT、DD※4	D※4
9	サケ	サケ	サクラマス			NT※5	
－			サクラマス（ヤマメ）			NT	
10	トゲウオ	トゲウオ	イトヨ				A※6
11			トミヨ			※7	B※8
12	ダツ	メダカ	キタノメダカ			VU	B
13	スズキ	カジカ	カジカ			※9	※10
14			ウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）			※9	※10
15			ハナカジカ			LP※11	A
16		ハゼ	チチブ				D
合計	7 目	9 科	16 種	0 種	0 種	14 種	15 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 7 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-17 参照
3. 表中の※については以下のとおりである。
※1：スナヤツメ北方種で掲載
※2：本州のジュウサンウグイで掲載
※3：東北地方のエゾウグイで掲載
※4：キタドジョウで掲載
※5：サクラマス（ヤマメ）で掲載
※6：ニホンイトヨで掲載
※7：トミヨ属雄物型（CR）、トミヨ属汽水型（NT）、本州のトミヨ属淡水型（LP）で掲載
※8：トミヨ属淡水型で掲載
※9：カジカ小卵型（EN）、カジカ中卵型（EN）、カジカ大卵型（NT）で掲載
※10：カジカ小卵型（B）、カジカ中卵型（B）、カジカ大卵型（C）で掲載
※11：東北地方のハナカジカで掲載

表 3.1-24　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類以外の無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③-Ⅰ	④
1	イシガイ	イシガイ	カラスガイ			EN	
2	エビ	サワガニ	サワガニ				C
合計	2 目	2 科	2 種	0 種	0 種	1 種	1 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 7 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-17 参照

(3)注目すべき生息地

注目すべき生息地については、表 3.1-25 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地を表 3.1-26、図 3.1-25 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）による「十和田鳥獣保護区」、「三八上北森林計画区 三八上北森林管理署 第 7 次国有林野施業実施計画図」（東北森林管理局、令和 6 年）による「奥羽山脈緑の回廊」、「重要野鳥生息地（IBA)」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）による「十和田・八甲田」、「生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA)」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）による「十和田」、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）による「ふるさとの森と川と海保全地域」が存在する。

なお、対象事業実施区域の一部が「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）による「五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域」及び「馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域」に含まれている。

表 3.1-25(1)　注目すべき生息地の選定基準

選定基準			文献その他の資料
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「青森県文化財保護条例」(昭和 50 年条例第 46 号)、「三戸町文化財保護条例」(昭和 47 年条例第 17 号)、「田子町文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 39 号)、「十和田市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 113 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：青森県指定天然記念物 市天：十和田市指定天然記念物 三天：三戸町指定天然記念物 田天：田子町指定天然記念物 村天：新郷村指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「あおもりの文化財」(青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「歴史・文化」(三戸町 HP、閲覧：令和 5 年 11 月)、「文化財」(田子町 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「十和田市の文化財」(十和田市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 8 年 6 月 30 日)に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)
③	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日)に基づく湿地	基準 1:適切な生物地理区における「自然状態の」又は「自然状態に近い」代表的、希少又は特有な湿地タイプを含む湿地 基準 2：危急種、絶滅危惧種又は近絶滅種、又は絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている湿地 基準 3:特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている湿地 基準 4:動植物種の生活環の重要な段階を支えている湿地、又は悪条件下において動植物種に避難場所を提供している湿地 基準 5：2 万羽以上の水鳥を定期的に支えている湿地 基準 6:水鳥の一種又は一亜種の一個体群の個体数の 1%を定期的に支えている湿地 基準 7:湿地の恩恵や価値を代表する固有な魚類の亜種、種、又は科、生活史の諸段階、種間相互作用、個体群の相当な割合を支えており、それによって地球規模の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：採餌場、産卵場、稚魚の生育場、回遊路として湿地内外の魚類資源が依存している湿地 基準 9：湿地に依存する、鳥類以外の動物の一種又は一亜種の一個体群の個体数の 1%を定期的に支えている湿地	「日本のラムサール条約湿地－豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用－」(環境省、平成 27 年)
④	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日)に基づく鳥獣保護区	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域	「令和 7 年度鳥獣保護区等位置図」(青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)

表 3.1-25(2)　注目すべき生息地の選定基準

選定基準			文献その他の資料
⑤	「三八上北森林計画区　三八上北森林管理署 第7次国有林野施業実施計画図」（東北森林管理局、令和6年）に基づく緑の回廊	野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する区域	「三八上北森林計画区　三八上北森林管理署 第 7 次国有林野施業実施計画図」（東北森林管理局、令和 6 年）
⑥	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に基づく湿地	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
⑦	「重要野鳥生息地（IBA)」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に基づく地域	A1 ： 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 A2 ： 生息地域限定種（Restricted-range species）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3 ： ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4ⅰ：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅱ：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅲ：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅳ：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト	「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
⑧	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA)」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	危機性　：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a） 限られた範囲にのみ分布している種（RR）が生息／生育する、b） 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する、c） 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d） 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e） バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する	「Key Biodiversity Area 生物多様性保全の鍵になる重要な地域」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）

表 3.1-25(3)　注目すべき生息地の選定基準

選定基準			文献その他の資料
⑨	「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(平成 13 年青森県条例第 71 号）による保全地域	大畑川流域ふるさとの森と川と海保全地域 五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域 奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域 追良瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域 赤石川流域ふるさとの森と川と海保全地域 川内川流域ふるさとの森と川と海保全地域 高瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域 馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域 新井田川流域ふるさとの森と川と海保全地域 岩木川流域ふるさとの森と川と海保全地域	「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月） 青森県県土整備部へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）

表 3.1-26　注目すべき生息地

名称	選定基準	区分
十和田鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）	鳥獣保護区
奥羽山脈緑の回廊	緑の回廊	野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する区域
十和田・八甲田	重要野鳥生息地（IBA）	A3（バイオーム限定種）：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム（それぞれの環境に生きている生物全体）に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地
十和田	生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）	危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a)限られた範囲にのみ分布している種（RR）が生息／生育する、b)広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する、c)世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d)世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e)バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する
五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域 馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	保全地域

注：重要野鳥生息地（IBA）の基準 A3 については、「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に以下の注釈が記載されている。
“この基準は、他の A1、A2 及び A4 ほど明確な基準ではないが、IBA が世界の全ての鳥類の生息を保証するために設定された基準であることを考えれば、重要な選定基準のひとつである。しかしながら、日本に適用されるバイオーム種のリストはごく普通に観察される種を数多く含んでおり、選定には慎重を要する。”

「令和 7 年度鳥獣保護区等位置図」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「三八上北森林計画区 三八上北森林管理署 第 7 次国有林野施業実施計画図」（東北森林管理局、令和 6 年）
「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
青森県県土整備部へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）
より作成

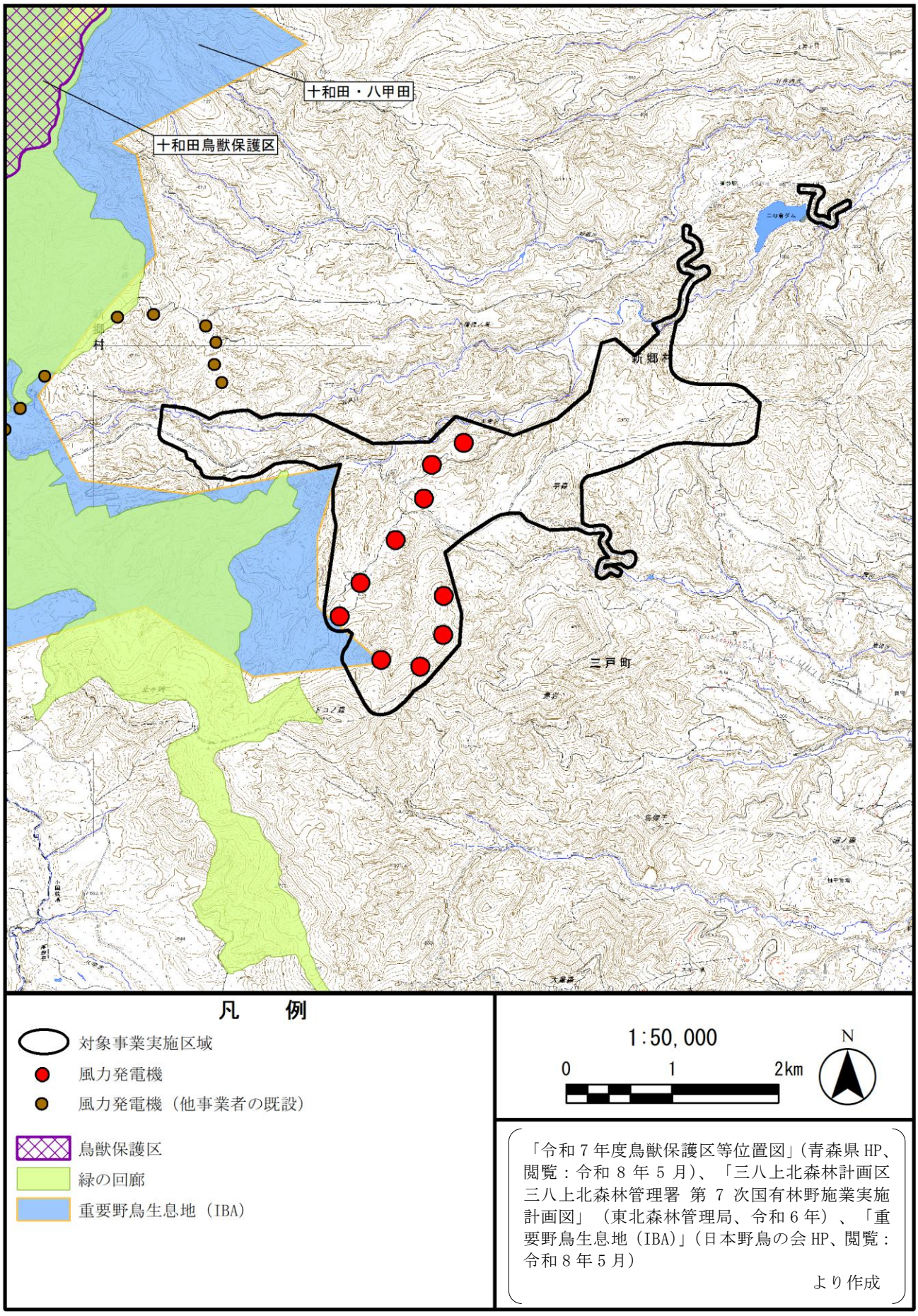


図 3.1-25(1)　動物の注目すべき生息地

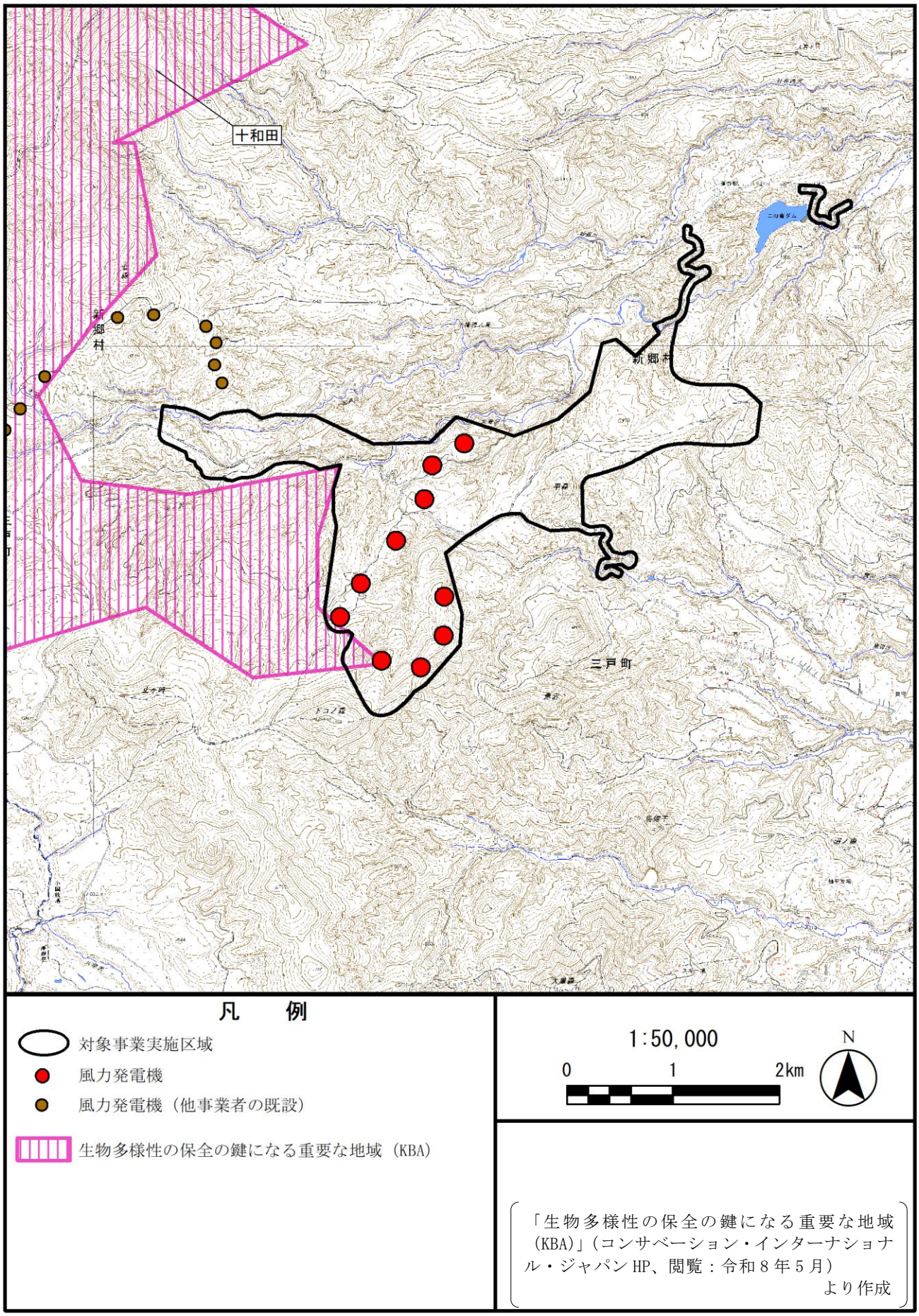


図 3.1-25(2)　動物の注目すべき生息地

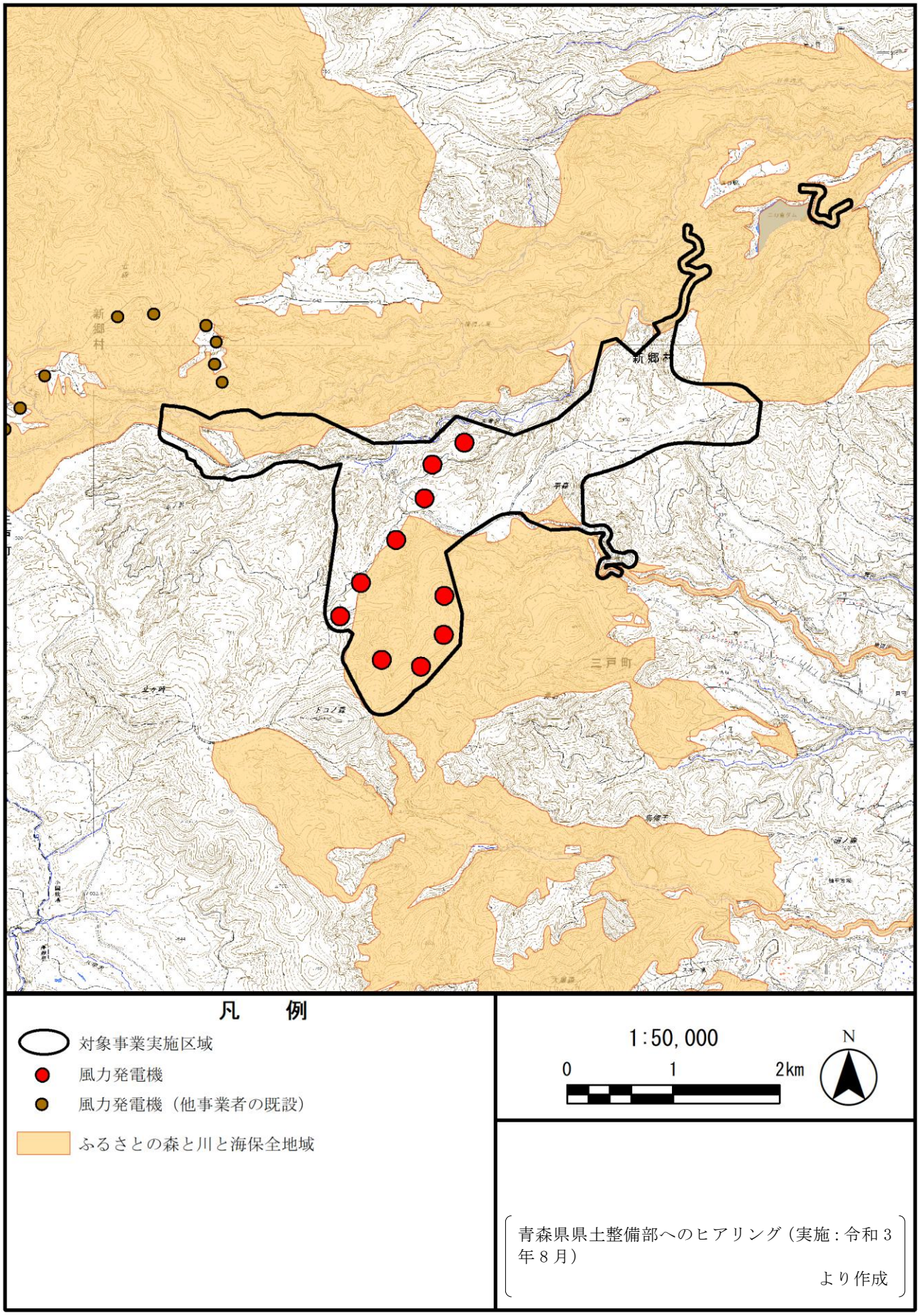


図 3.1-25(3)　動物の注目すべき生息地

2. 植物の生育及び植生の状況

植物の生育及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」（青森県、令和2年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表3.1-27のとおりである。

表3.1-27　文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料名	調査範囲
「第2回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（青森県、昭和54年）	図面範囲内の特定植物群落の出現種
「第2回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（秋田県、昭和54年）	
「日本の重要な植物群落Ⅱ東北版1」（環境庁、昭和63年）	
「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」（青森県、令和2年）	新郷村、三戸町、田子町、十和田市
「新郷村史」（新郷村史編纂委員会、平成元年）	新郷村
「十和田市史」（十和田市、昭和51年）	十和田市
「十和田湖町史　上巻」（十和田湖町、平成16年）	旧十和田湖町
「北東北維管束植物分布図」（秋田植生研究会、平成29年）	新郷村、三戸町、田子町、十和田市

(1) 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要を表 3.1-28 のとおり整理した。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,101 種（亜種、変種、品種及び雑種を含む。）が確認されている。

表3.1-28　植物相の概要

分　類		主な確認種
シダ植物		ヒカゲノカズラ、スギナ、ゼンマイ、ヤマソテツ、イヌシダ、ミヤマワラビ、クサソテツ、シシガシラ、サトメシダ、リョウメンシダ等 （73種）
裸子植物		アカマツ、キタゴヨウ、クロマツ、ヒノキ、スギ、ハイイヌガヤ等 （20種）
被子植物		ジュンサイ、フタリシズカ、ドクダミ、コブシ、オオバクロモジ等 （18種）
	単子葉植物	ザゼンソウ、オモダカ、ショウジョウバカマ、カタクリ、シュンラン、マイヅルソウ、ナガエミクリ、イグサ、ススキ、チシマザサ等 （281種）
	真正双子葉類	ミツバアケビ、シラネアオイ、エゾユズリハ、ユキノシタ、ハリエンジュ、オオヤマザクラ、ミズナラ、ヤマハンノキ、ドロヤナギ、スミレ、オトギリソウ、ミソハギ、ヤマモミジ、スイバ、スベリヒユ、ツルリンドウ、カキドオシ、ヒメジョオン、ヤブニンジン、ガマズミ、タニウツギ等 （709種）
合　計		1,101種

(2)植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は図 3.1-26、凡例は表 3.1-29 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、「ブナクラス域代償植生」のブナーミズナラ群落やコナラ群落（Ⅴ）、アカマツ群落（Ⅴ）、「植林地、耕作地植生」のスギ・ヒノキ・サワラ植林やカラマツ植林等が広く分布している。北西側の十和田山周辺や南側のドコノ森の周辺には、「コケモモートウヒクラス域自然植生」のササーダケカンバ群落や「ブナクラス域自然植生」のチシマザサーブナ群団、ササ群落（Ⅳ）等の自然植生が分布し、東側の河川沿いには「植林地、耕作地植生」の水田雑草群落や畑雑草群落、「その他」の市街地等が分布している。そのほか、「ブナクラス域代償植生」のススキ群団（Ⅴ）や伐採跡地群落（Ⅴ）、「植林地、耕作地植生」の牧草地等が分布している。

対象事業実施区域内には、「ブナクラス域自然植生」のチシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、「ブナクラス域代償植生」のブナーミズナラ群落、オオバクロモジーミズナラ群集、コナラ群落（Ⅴ）、アカマツ群落（Ⅴ）、「植林地、耕作地植生」のスギ・ヒノキ・サワラ植林、カラマツ植林、牧草地等が分布している。

各植生の植生自然度については表 3.1-30、植生自然度の分布は図 3.1-27 のとおりである。対象事業実施区域内のほとんどを植生自然度 8 及び植生自然度 6 が占める。その他、植生自然度 7 及び植生自然度 2 が点在し、対象事業実施区域北側と南側の一部に植生自然度 9 が存在している。植生自然度 10 は北西側の山地帯に分布するが、対象事業実施区域内には存在していない。

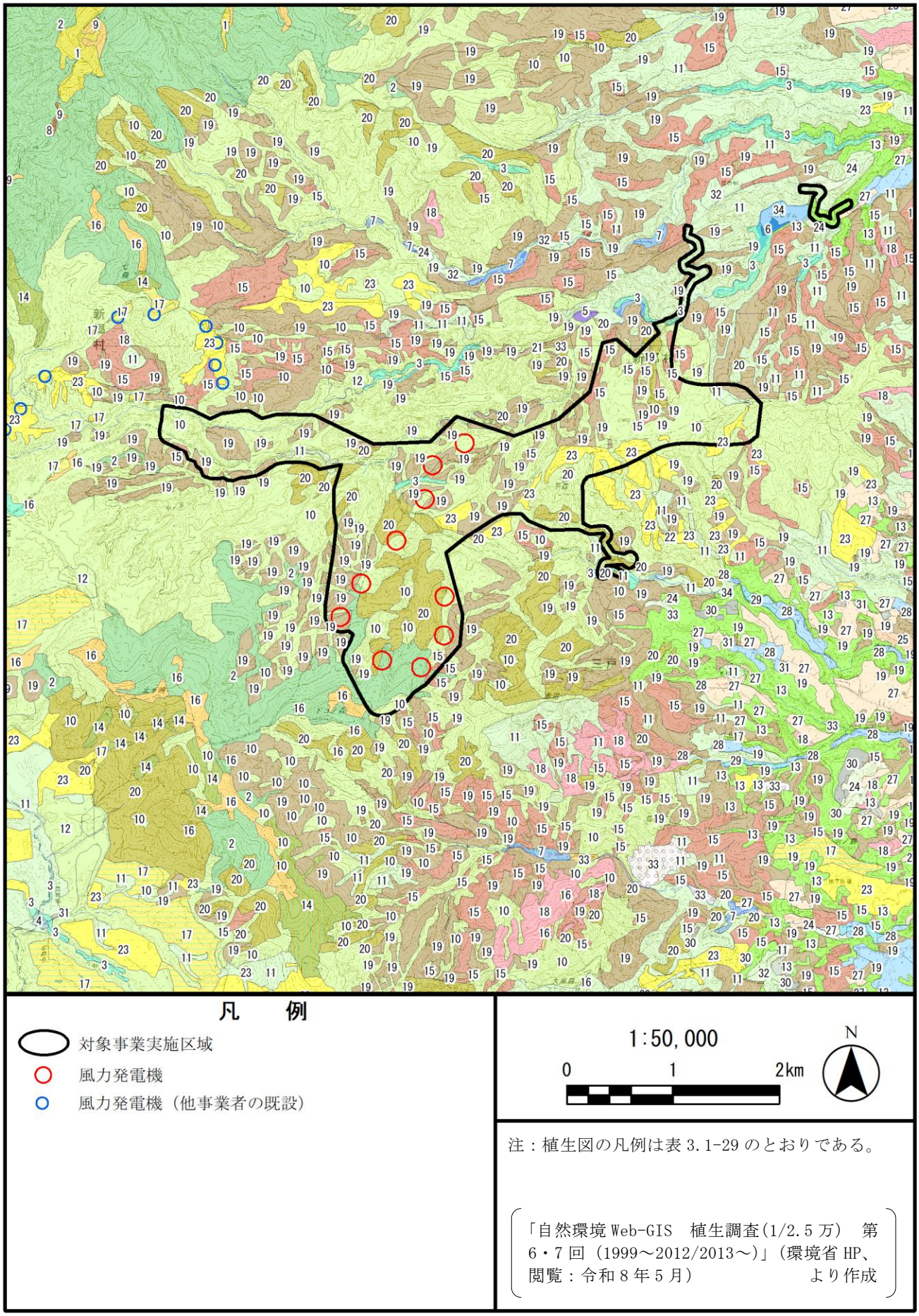


図 3.1-26(1)　文献その他の資料調査による現存植生図（全体図）

表 3.1-29　文献その他の資料調査による現存植生図（凡例）

植生区分	図中 No.		群落名	統一凡例 No.	植生自然度
コケモモートウヒクラス域自然植生		1	ササーダケカンバ群落	060107	9
ブナクラス域自然植生		2	チシマザサーブナ群団	110100	9
		3	ジュウモンジシダーサワグルミ群集	160101	9
		4	ハルニレ群落	160300	9
		5	ヤチダモ群落	170100	9
		6	ヤナギ低木群落（Ⅳ）	180200	9
		7	ヤマハンノキ群落	180400	9
		8	ウラジロヨウラクーミヤマナラ群団	190100	9
		9	ササ群落（Ⅳ）	210100	10
ブナクラス域代償植生		10	ブナーミズナラ群落	220100	8
		11	オオバクロモジーミズナラ群集	220103	7
		12	ブナ二次林	220104	8
		13	コナラ群落（Ⅴ）	220500	7
		14	ダケカンバ群落（Ⅴ）	221400	7
		15	アカマツ群落（Ⅴ）	230100	7
		16	ササ群落（Ⅴ）	250100	5
		17	ススキ群団（Ⅴ）	250200	5
		18	伐採跡地群落（Ⅴ）	260000	4
植林地、耕作地植生		19	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
		20	カラマツ植林	540700	6
		21	ニセアカシア群落	540902	3
		22	ゴルフ場・芝地	560100	4
		23	牧草地	560200	2
		24	路傍・空地雑草群落	570100	4
		25	放棄畑雑草群落	570101	4
		26	果樹園	570200	3
		27	畑雑草群落	570300	2
		28	水田雑草群落	570400	2
		29	放棄水田雑草群落	570500	4
その他		30	市街地	580100	1
		31	緑の多い住宅地	580101	2
		32	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200	3
		33	造成地	580400	1
		34	開放水域	580600	－

注：1. 図中 No. は図 3.1-26 の現存植生図内の番号に対応する。
2. 統一凡例 No. とは、「自然環境 Web-GIS　植生調査（1/2.5 万）　第 6・7 回（1999～2012/2013～）」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）の 1/25,000 植生図に示される 6 桁の環境省統一凡例番号（凡例コード）である。

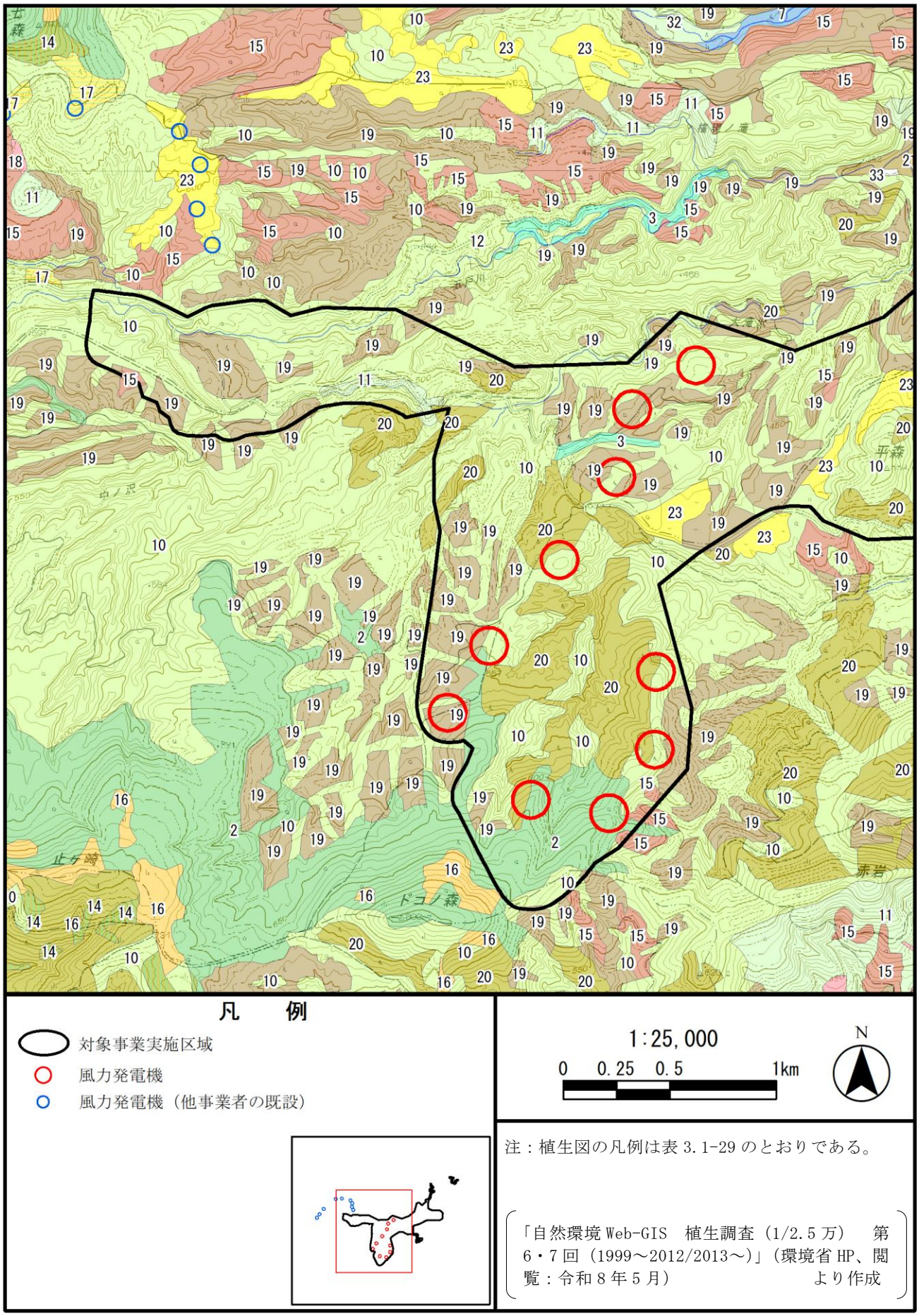


図 3.1-26(2)　文献その他の資料調査による現存植生図（拡大図 1）

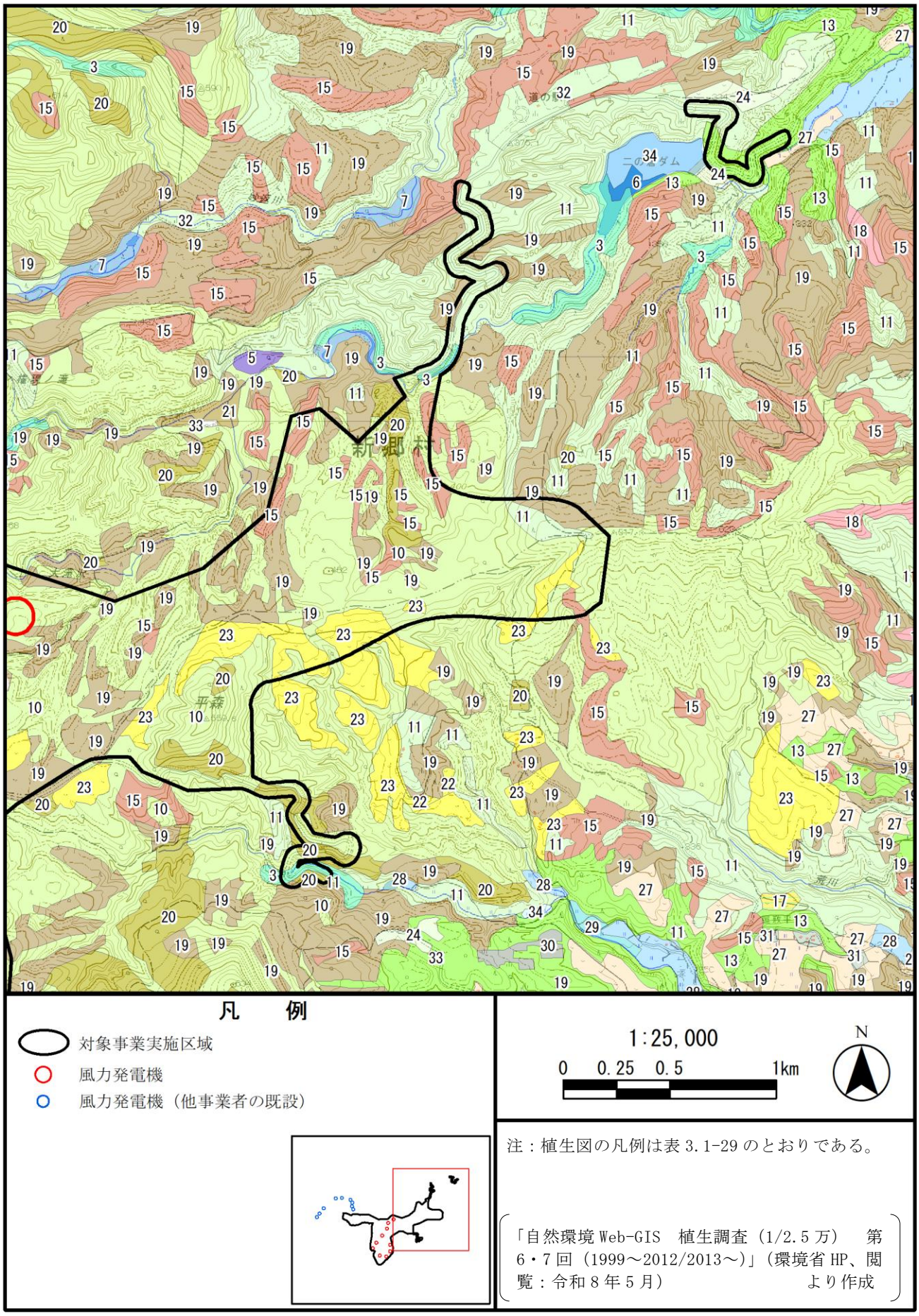


図 3.1-26(3)　文献その他の資料調査による現存植生図（拡大図 2）

表 3.1-30　植生区分の概要

植生自然度	植生区分
10	ササ群落（Ⅳ）
9	ササ－ダケカンバ群落、チシマザサ－ブナ群団、ジュウモンジシダ－サワグルミ群集、ハルニレ群落、ヤチダモ群落、ヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落、ウラジロヨウラク－ミヤマナラ群団
8	ブナ－ミズナラ群落、ブナ二次林
7	オオバクロモジ－ミズナラ群集、コナラ群落（Ⅴ）、ダケカンバ群落（Ⅴ）、アカマツ群落（Ⅴ）
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林、カラマツ植林
5	ササ群落（Ⅴ）、ススキ群団（Ⅴ）
4	伐採跡地群落（Ⅴ）、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
3	ニセアカシア群落、果樹園、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	牧草地、畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地

注：開放水域は含めない。

〔「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

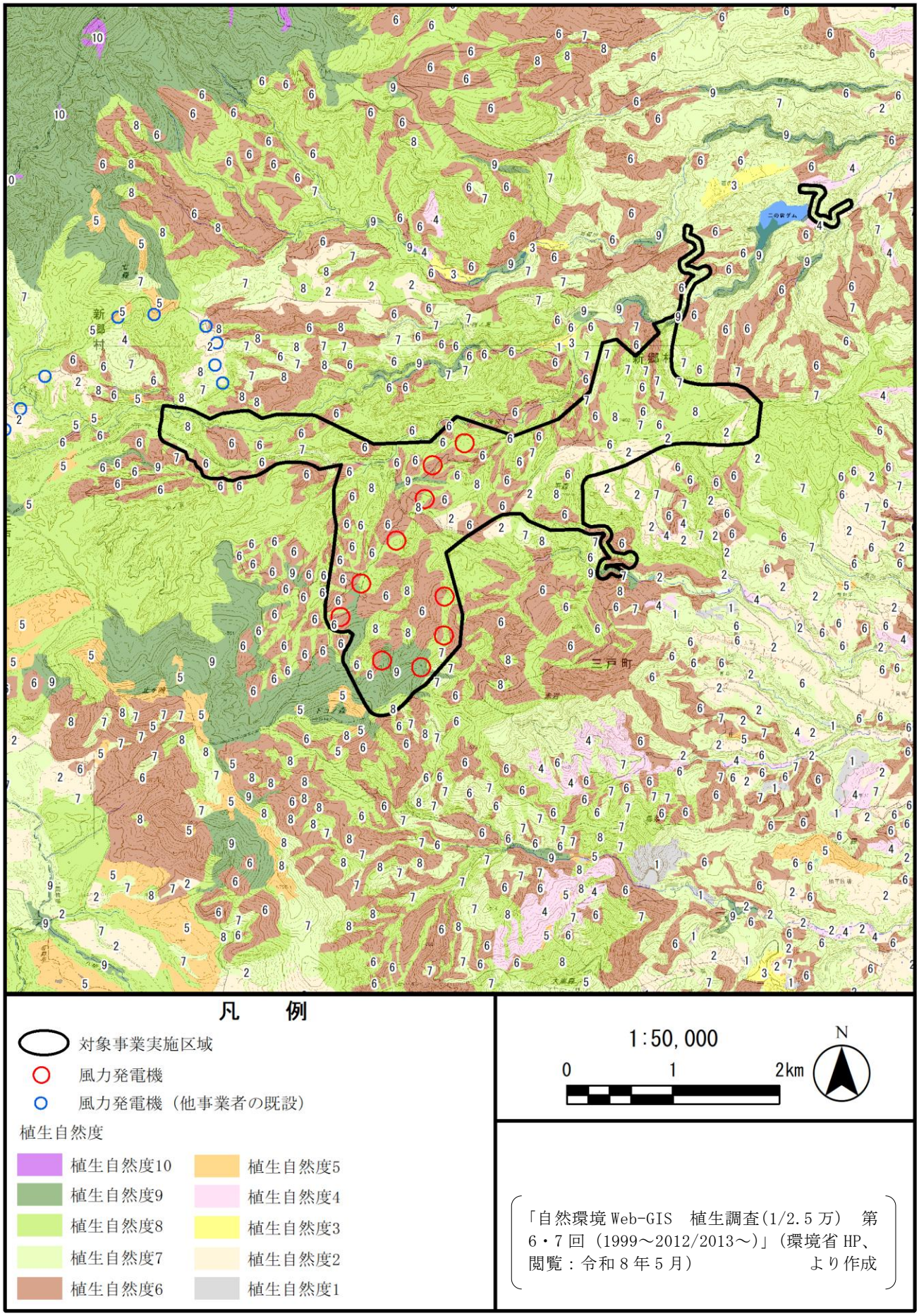


図 3.1-27(1)　文献その他の資料調査による植生自然度（全体図）

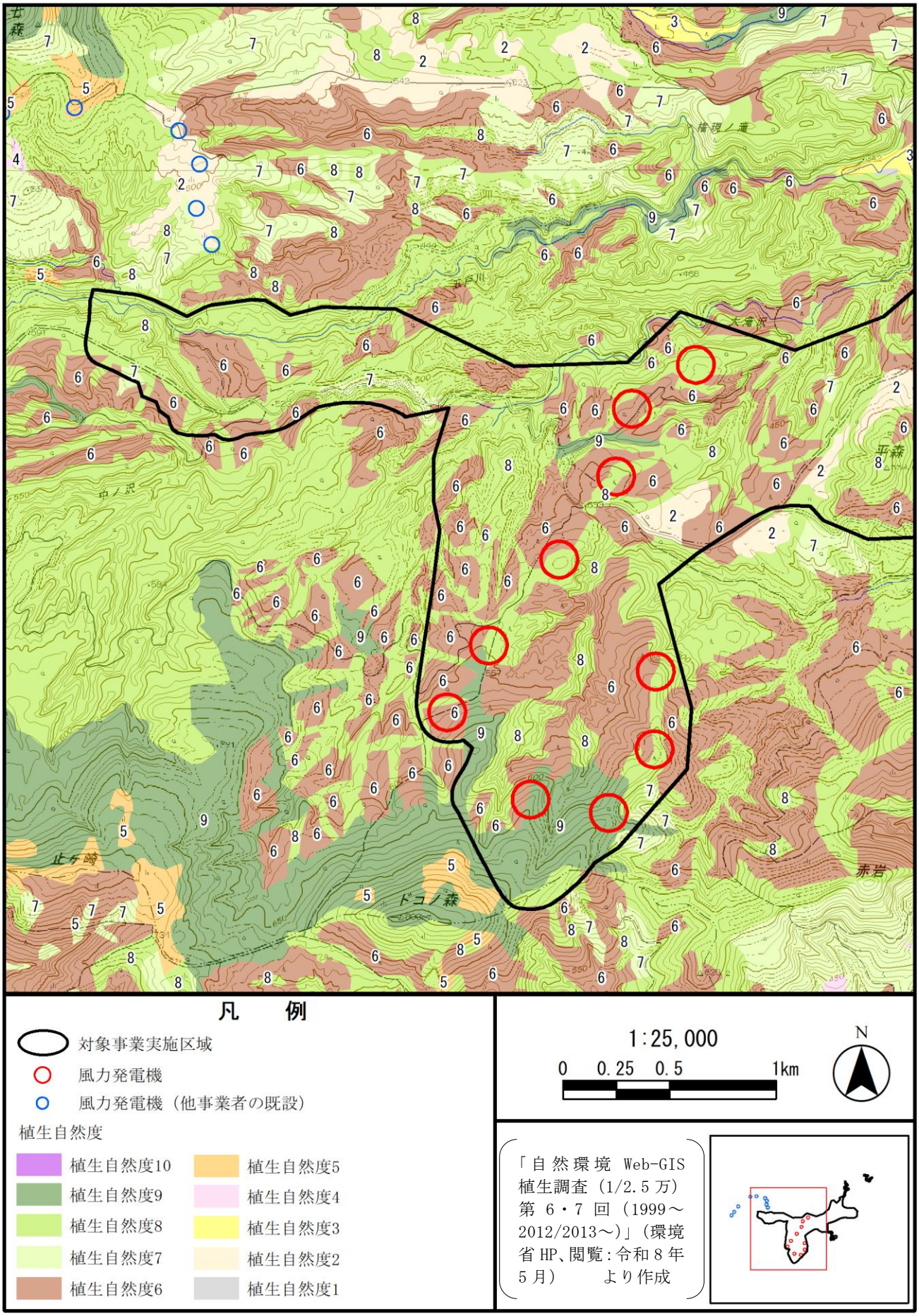


図 3.1-27(2)　文献その他の資料調査による植生自然度（拡大図 1）

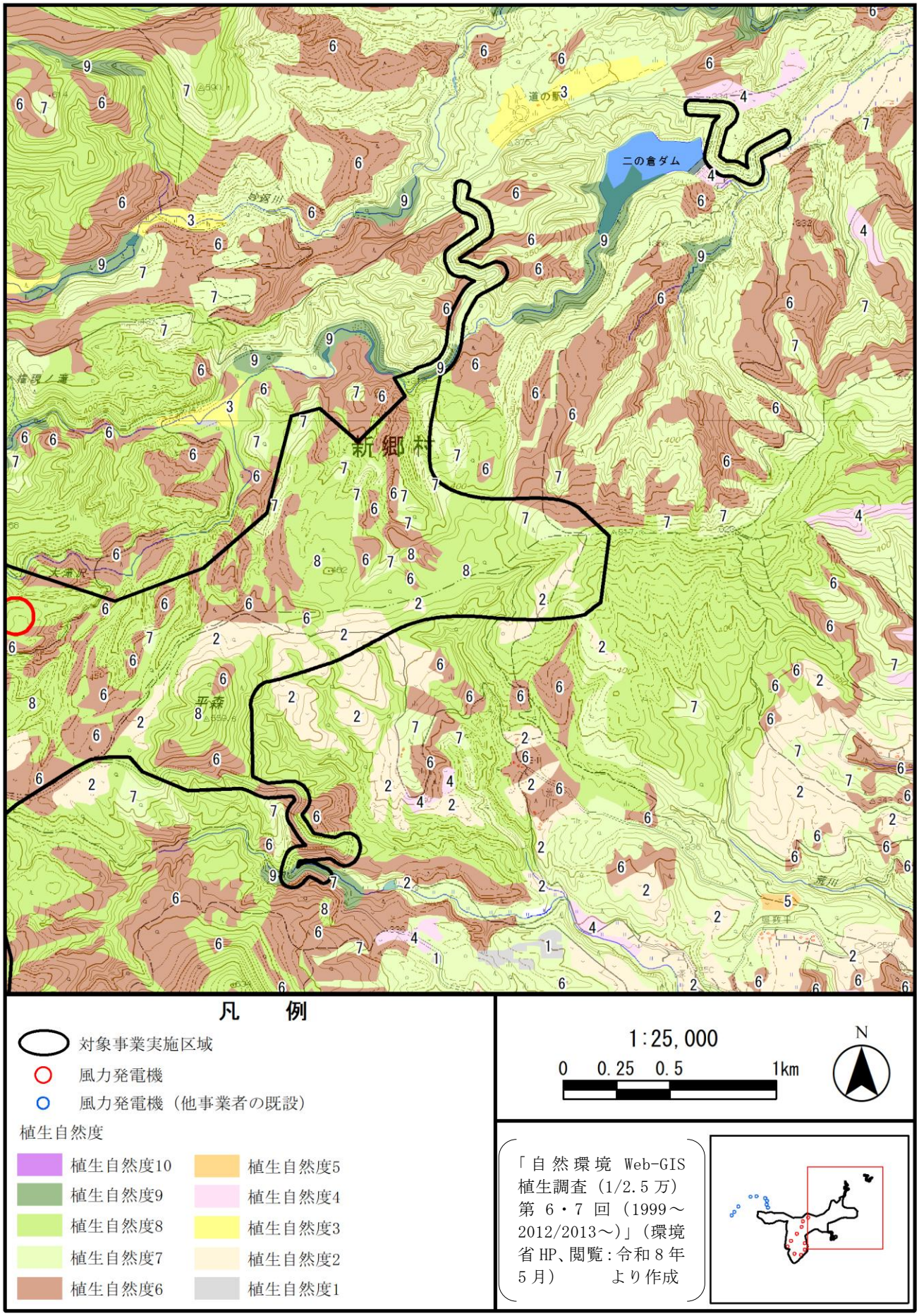


図 3.1-27(3)　文献その他の資料調査による植生自然度（拡大図 2）

(3)植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準は、表 3.1-31 のとおりである。

表 3.1-31(1)　植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準

選定基準			文献その他の資料	重要な種	重要な群落
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「青森県文化財保護条例」（昭和 50 年条例第 46 号）、「三戸町文化財保護条例」（昭和 47 年条例第 17 号）、「田子町文化財保護条例」（昭和 62 年条例第 39 号）、「十和田市文化財保護条例」（平成 17 年条例第 113 号）に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：青森県指定天然記念物 市天：十和田市指定天然記念物 三天：三戸町指定天然記念物 田天：田子町指定天然記念物 村天：新郷村指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「あおもりの文化財」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「歴史・文化」（三戸町 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「文化財」（田子町 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「十和田市の文化財」（十和田市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 8 年 2 月 18 日）に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 8 年 2 月 18 日）	○	
③	「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物 維管束植物」（環境省、令和 7 年）の掲載種	・EX：絶滅･･･我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 ・EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 ・CR：絶滅危惧 IA 類･･･深刻な絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの） ・EN：絶滅危惧 IB 類･･･絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、IA 類（CR）ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの） ・VU：絶滅危惧Ⅱ類･･･絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧 IA 類（CR）」または「絶滅危惧 IB 類（EN）」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの） ・NT：準絶滅危惧･･･存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの） ・DD：情報不足･･･カテゴリーを判定するための情報が不足している種（現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になりうるもの） ・LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の 公表について」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	○	

表 3.1-31(2)　植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準

選定基準			文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅野生生物･･･県内では、すでに絶滅したと考えられる野生生物 A：最重要希少野生生物･･･県内では、絶滅の危機に瀕している野生生物 B：重要希少野生生物･･･県内では、絶滅の危機が増大している野生生物 C：希少野生生物･･･県内では、生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物 D：要調査野生生物･･･県内では、生息・生育情報が不足している野生生物 LP：地域限定希少野生生物･･･県内では、地域内に孤立している個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高い野生生物	「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020 年版）－」（青森県、令和 2 年）	○	
⑤	「第2回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、昭和 54 年）、「第3回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書全国版」（環境庁、昭和 63 年）、「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落	「第2回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、昭和 54 年） 「第3回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書全国版」（環境庁、昭和 63 年） 「第5回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）		○
⑥	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS－J,WWF Japan、平成 8 年）に掲載されている植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS－J,WWF Japan、平成 8 年）		○
⑦	「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省、平成 28 年）に掲載の植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生	植生自然度 10：自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区） 植生自然度 9 ：自然林（エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区）	「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省、平成 28 年）		○

① 重要な種

植物の重要な種は「(1)植物相の概要」で確認されている種について、表 3.1-31 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。その結果、表 3.1-32 のとおり、重要な種は 36 科 66 種が確認されている。

表 3.1-32(1)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	C
2		サンショウモ	サンショウモ			NT	B
3		メシダ	コウライイヌワラビ			VU	C
4	被子植物-基部被子植物	スイレン	ネムロコウホネ			VU	A
5	被子植物-単子葉類	オモダカ	アギナシ			NT	B
6		トチカガミ	スブタ			VU	
7			トチカガミ			NT	A
8		シバナ	ホソバノシバナ			VU	A
9		ヒルムシロ	リュウノヒゲモ			NT	B
10		ラン	エビネ			NT	C
11			ナツエビネ			VU	B
12			サルメンエビネ			VU	A
13			キンラン			NT	B
14			クマガイソウ			VU	B
15			アツモリソウ		特定 1	VU	A
16			ヤチラン			EN	A
17			トキソウ			NT	B
18		ススキノキ	ノカンゾウ				C
19		ミズアオイ	ミズアオイ			NT	D
20		ガマ	タマミクリ			NT	B
21			ナガエミクリ			NT	C
22		カヤツリグサ	ミチノクホタルイ				C
23		イネ	エゾカモジグサ				A
24	被子植物-真正双子葉類	ケシ	ナガミノツルケマン			NT※1	
25		キンポウゲ	アズマレイジンソウ				B
26			ミチノクフクジュソウ			NT	B
27			フクジュソウ				B
28			オキナグサ			NT	A
29			オオウマノアシガタ				C
30			イトキンポウゲ			NT	
31		ボタン	ヤマシャクヤク			NT	B
32		スグリ	ヤシャビシャク			NT	C
33		タコノアシ	タコノアシ			NT	C
34		イラクサ	トキホコリ			NT	
35		バラ	シロバナノヘビイチゴ				B
36			ヒロハノカワラサイコ			VU	C
37			ミチノクナシ			EN	B
38			オオタカネバラ				B
39			サナギイチゴ			NT	
40		トウダイグサ	ノウルシ			NT	C
41			シナノタイゲキ				C
42		タデ	ヒメタデ			DD	
43			ヤナギヌカボ			NT	A
44			ナガバノウナギツカミ			NT	
45			ノダイオウ			VU	C

表 3.1-32(2)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
46	被子植物-真正双子葉類	ナデシコ	タチハコベ			VU	C
47		ヒユ	ミドリアカザ			CR	A
48		サクラソウ	ヒナザクラ				B
49			サクラソウ			NT	A
50			イワザクラ			NT	
51		リンドウ	イヌセンブリ			NT	
52		ヒルガオ	マメダオシ			EN	
53		ムラサキ	ムラサキ			EN	A
54		オオバコ	イヌノフグリ			NT	
55		シソ	テイネニガクサ			NT	C
56		キキョウ	キキョウ			NT	B
57		ミツガシワ	アサザ			NT	B
58		キク	フジバカマ			NT	
59			カワラニガナ			NT	
60			コオニタビラコ				D
61			アキノハハコグサ			EN	A
62			オナモミ			VU	
63		セリ	ヌマゼリ			NT	
64		スイカズラ	リンネソウ				B
65			クロミノウグイスカグラ				A※2
66			カノコソウ				B
合計	4 分類	36 科	66 種	0 種	1 種	52 種	51 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 7 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-31 参照
3. 表中の※については以下のとおりである。
※1：ナガミノツルキケマンで掲載
※2：ケヨノミで掲載

② 重要な群落

重要な群落は、選定基準とした表 3.1-31 の文献その他の資料に掲載されているものとした。

対象事業実施区域及びその周囲に存在している特定植物群落としては、選定基準⑤の「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和54年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁、昭和 63 年) 及び選定基準⑥の「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS－J,WWF Japan、平成8年) より整理した。その結果、表 3.1-33 及び図 3.1-28 のとおり、3件の特定植物群落が確認されているが、いずれも対象事業実施区域には分布していない。

また、重要な群落として植生自然度 10 及び植生自然度 9 に該当する植生についても抽出した。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.1-34 のとおりである。対象事業実施区域においては、植生自然度9のチシマザサ－ブナ群団、ジュウモンジシダ－サワグルミ群集が存在する。

表 3.1-33　重要な植物群落（特定植物群落）

所在地	名　称	選定基準	
		⑤	⑥
新郷村、三戸町	迷ヶ岱のトチ－サワグルミ林	H	－
三戸町	三戸町のオクチョウジザクラ	G	3※1
鹿角市	北野のシラカバ林	C、H	1※2

注：1. 選定基準は表 3.1-31 参照
2. 表中の※については以下のとおりである。
※1：オクチョウジザクラ群落で掲載
※2：シラカンバ群落（大湯北野）で掲載

表 3.1-34　重要な植物群落（植生自然度）

選定基準 ⑦	植生区分	1/2.5 万植生図　統一凡例
植生自然度 10	ブナクラス域自然植生	ササ群落（IV）
植生自然度 9	コケモモ－トウヒクラス域自然植生	ササ－ダケカンバ群落
	ブナクラス域自然植生	チシマザサ－ブナ群団、ジュウモンジシダ－サワグルミ群集、ハルニレ群落、ヤチダモ群落、ヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落、ウラジロヨウラク－ミヤマナラ群団

注：1. 選定基準は表 3.1-31 参照
2. 植生区分及び統一凡例は、現存植生図の凡例（表 3.1-29）による。

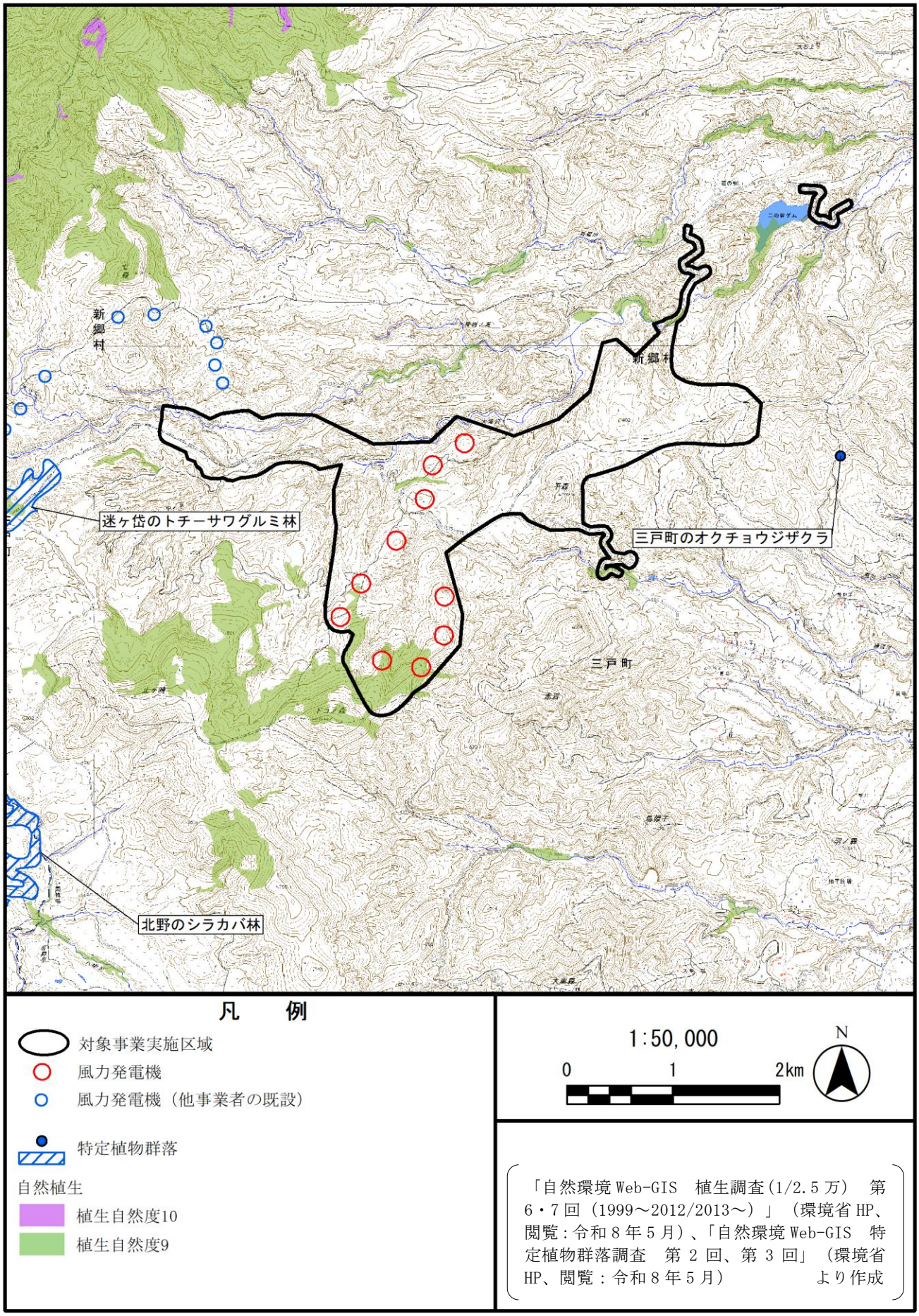


図 3.1-28　重要な植物群落の分布位置

(4)巨樹・巨木林・天然記念物

「第4回自然環境保全基礎調査－日本の巨樹・巨木林－」(環境庁、平成3年)、「第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」(環境省、平成13年)、「自然環境調査Web-GIS　巨樹・巨木林」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和8年5月)及び「巨樹・巨木林データベース」(環境省HP、閲覧:令和8年5月)によると、文献その他の資料調査範囲には表3.1-35のとおり1件の巨樹・巨木林が確認されている。しかし、対象事業実施区域及びその周囲の図郭外であるため、図示していない。

田子町役場へのヒアリング(実施:令和3年8月)によると、対象事業実施区域及びその周囲には、表3.1-36及び図3.1-29のとおり、1件の植物に係る天然記念物が分布している。

表3.1-35　対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

No.	対象区分	名称	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
1	単木	戸来岳のダケカンバ	ダケカンバ	476	9

「第4回自然環境保全基礎調査－日本の巨樹・巨木林－」(環境庁、平成3年)
「第6回自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」(環境省、平成13年)
「自然環境Web-GIS　巨樹・巨木林調査データベース」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和8年5月)
「巨樹・巨木林データベース」(環境省HP、閲覧:令和8年5月)　より作成

表3.1-36　対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物

指定	名称	所在地	備考
田子町	蛇王の松	田子町	－

〔田子町役場へのヒアリング(実施:令和3年8月)より作成〕

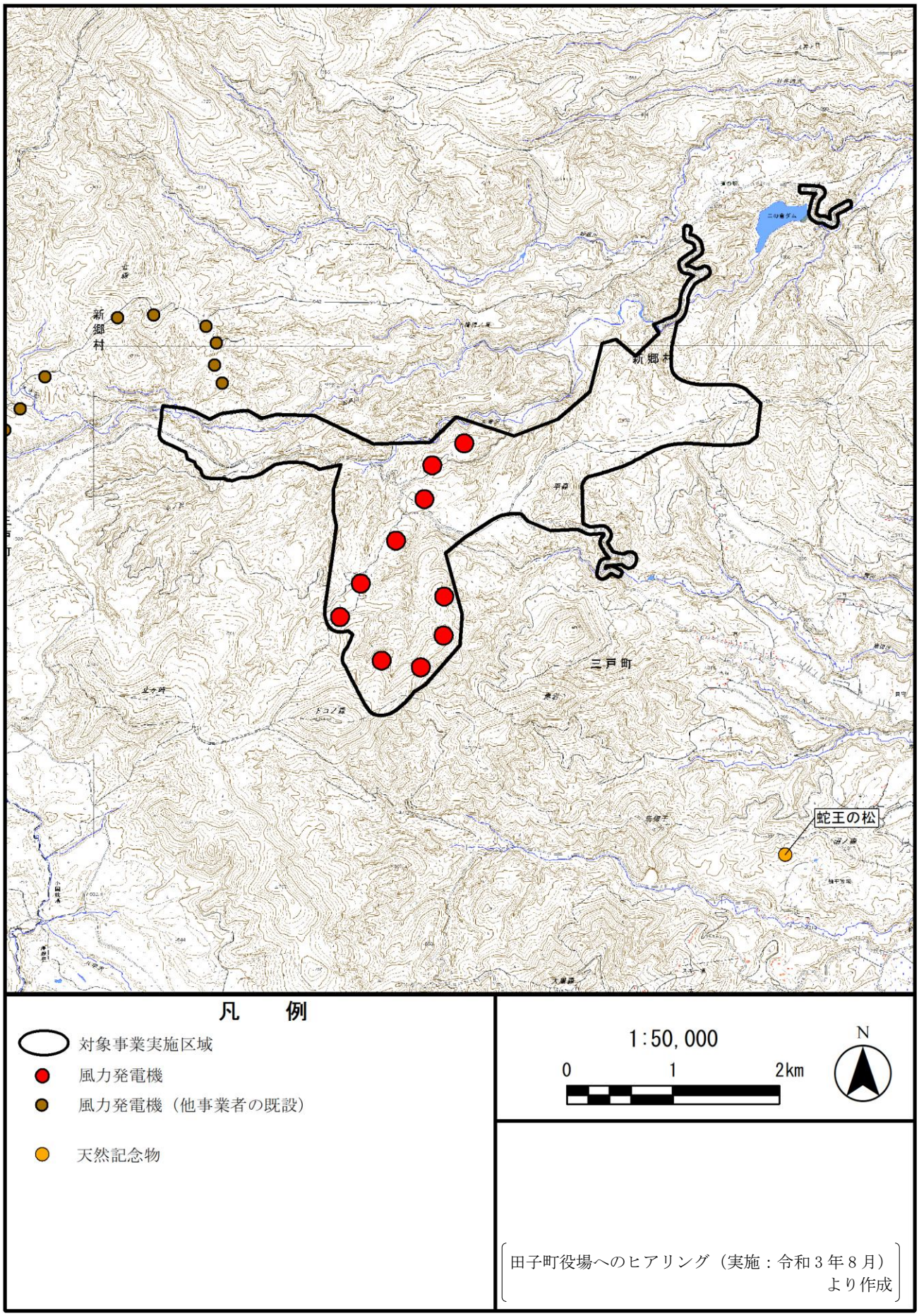


図 3.1-29　天然記念物の位置

3. 生態系の状況

動物、植物、地形等の文献、その他の資料を基に、対象事業実施区域及びその周囲の生態系を整理した。

(1)環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の環境は、地形及び植生の状況から表 3.1-37 及び図 3.1-30 のとおり、亜高山、自然林、二次林、植林地、草原・低木林、耕作地等、河辺、市街地等、河川・湖沼の 9 つの環境類型に区分される。

対象事業実施区域の環境類型区分は、主に二次林、植林地及び耕作地等によって構成されており、対象事業実施区域の南側及び北側の一部に自然林が分布している。

表 3.1-37　環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	主な地形	植生区分
1	亜高山	火山地	ササーダケカンバ群落
2	自然林	火山地 山地 台地 低地	チシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ハルニレ群落、ヤチダモ群落
3	二次林		ブナーミズナラ群落、オオバクロモジーミズナラ群集、ブナ二次林、コナラ群落（Ⅴ）、ダケカンバ群落（Ⅴ）、アカマツ群落（Ⅴ）
4	植林地		スギ・ヒノキ・サワラ植林、カラマツ植林、ニセアカシア群落
5	草原・低木林		ウラジロヨウラクーミヤマナラ群団、ササ群落（Ⅳ）、ササ群落（Ⅴ）、ススキ群団（Ⅴ）、伐採跡地群落（Ⅴ）
6	耕作地等		ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
7	河辺		ヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落
8	市街地等		市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、造成地
9	河川・湖沼	低地	開放水域

注：植生区分は現存植生図の凡例（表 3.1-29）による。

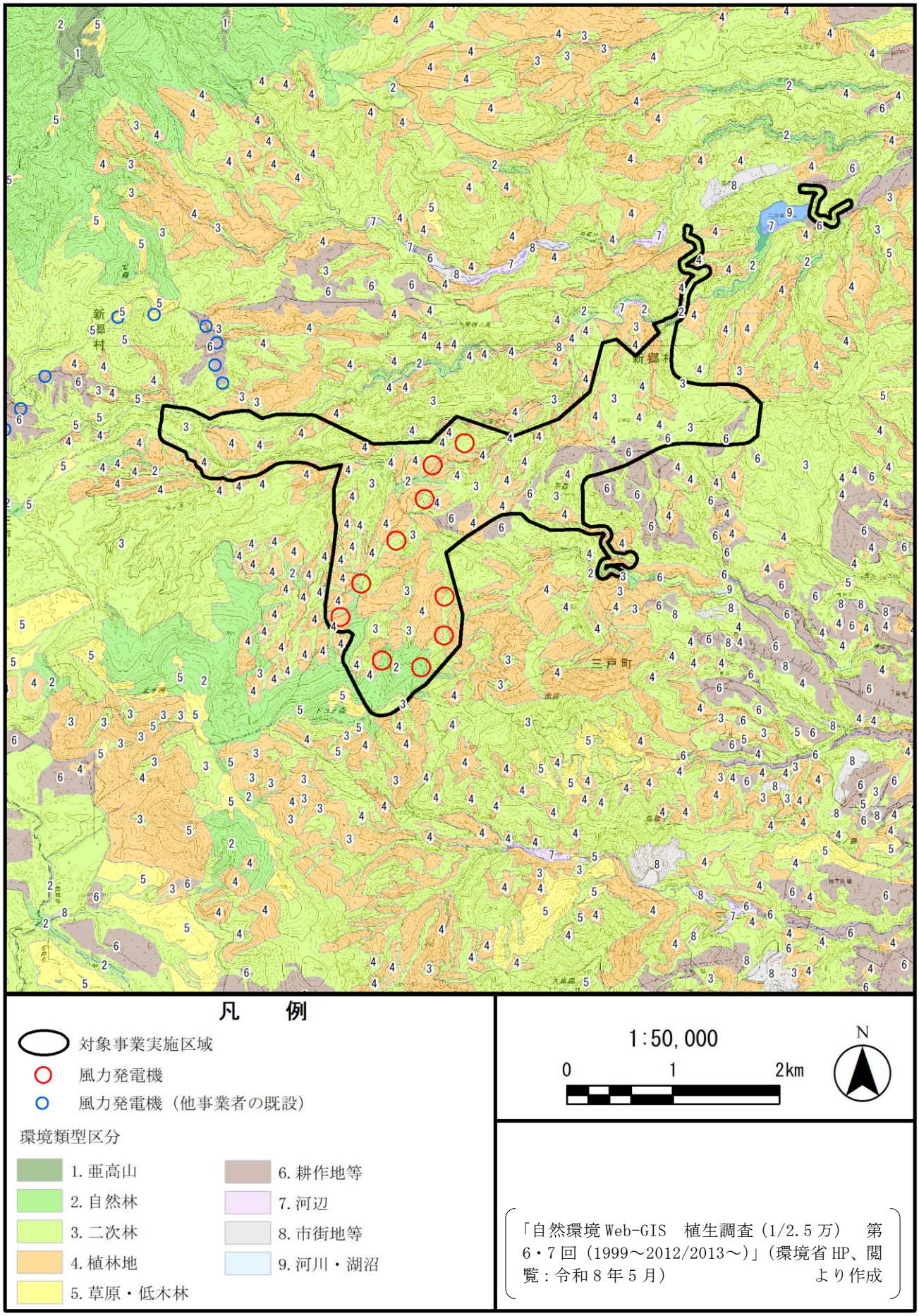


図 3.1-30(1)　環境類型区分（全体図）

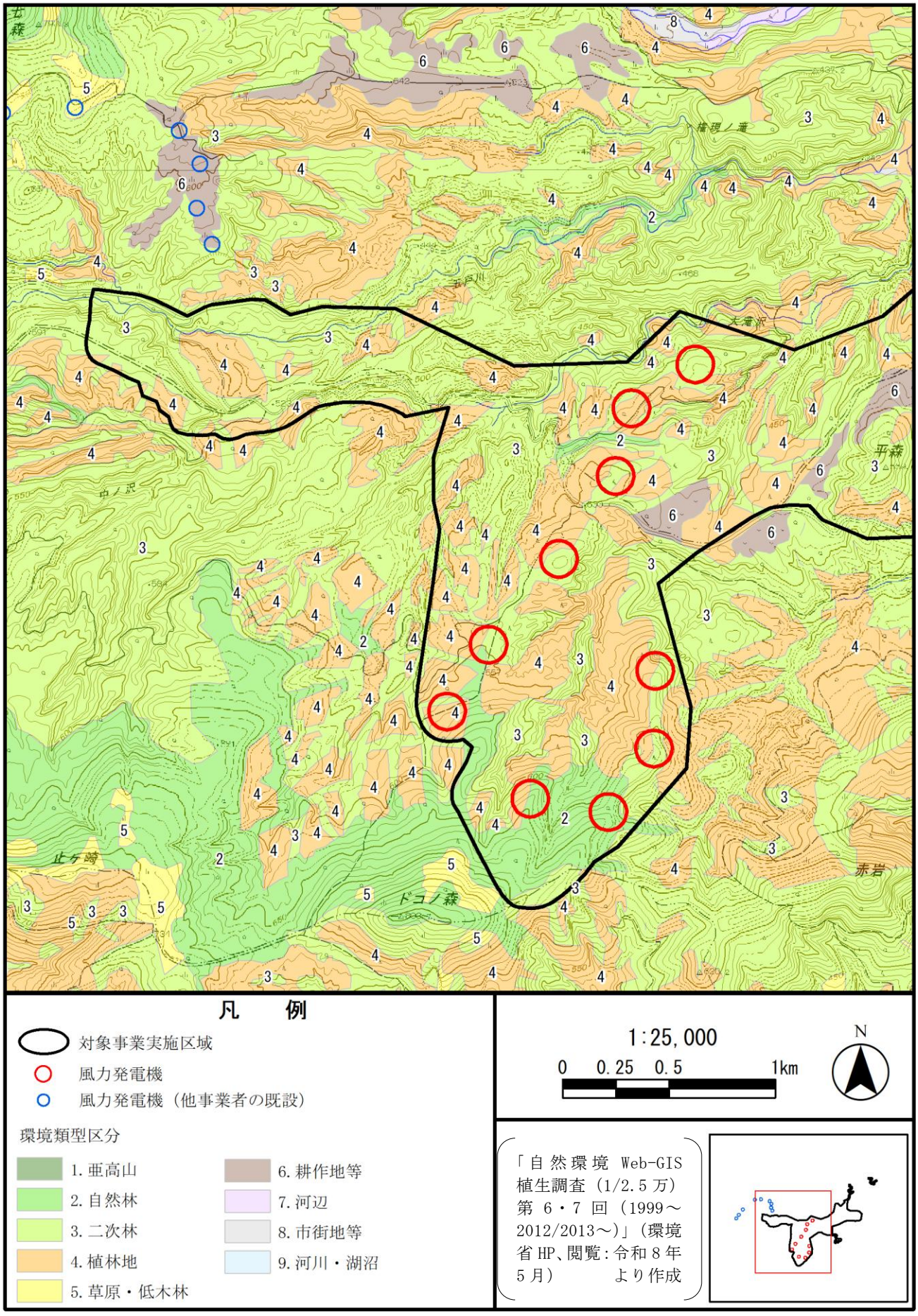


図 3.1-30(2)　環境類型区分（拡大図 1）

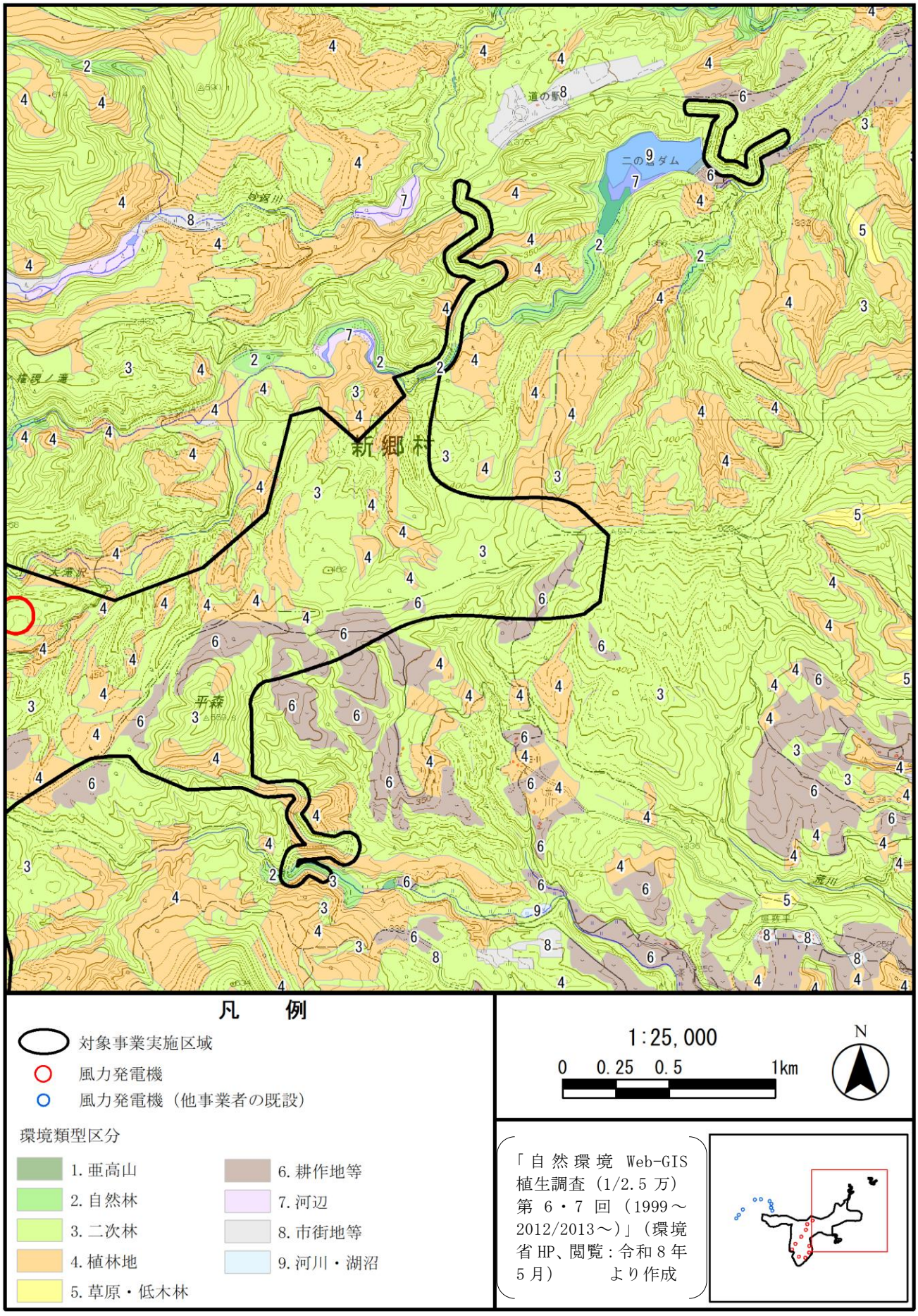


図 3.1-30(3)　環境類型区分（拡大図 2）

(2)生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認されている対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種より、生物とその生息・生育環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な生物種等を選定し、食物連鎖の概要として整理した。食物連鎖模式図は図 3.1-31 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は主にササーダケカンバ群落等の亜高山植生、チシマザサーブナ群団等の自然林、ブナーミズナラ群落等の二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林等の植林地、ササ群落（Ⅳ）等の草原・低木林、ヤマハンノキ群落等の河辺、牧草地、水田雑草群落等の耕作地等といった樹林、草地環境が広がっている。

陸域の生態系では、チシマザサーブナ群団、ブナーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、ササ群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落、牧草地、水田雑草群落等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはセミ類やガ類、バッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ、ムササビ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはオサムシ類やトンボ類、カマキリ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはヒメネズミ、アカネズミ等の哺乳類やキビタキ等の鳥類、シュレーゲルアオガエル等の両生類、ニホンカナヘビ等の爬虫類が、第四次消費者としてはイタチ等の哺乳類、モズ等の鳥類、シマヘビ等の爬虫類が存在すると考えられる。さらに、低次消費者を餌とする高次消費者として、キツネ等の中型哺乳類やノスリ等の猛禽類が存在すると考えられる。

河川・湖沼の水域の生態系では、付着藻類等を生産者として、第一次消費者である底生動物が、カジカガエル等の両生類やウグイ等の魚類に捕食される。さらに、これらを餌とするアオサギ等の鳥類が存在すると考えられる。

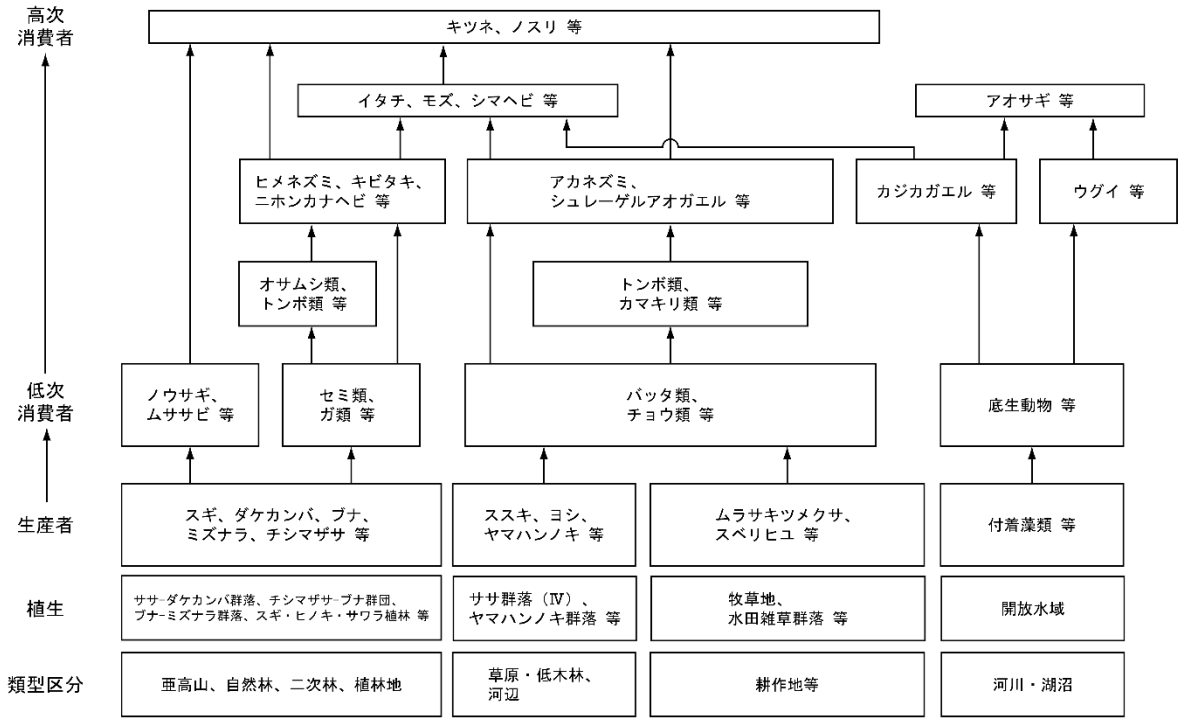


図 3.1-31　食物連鎖模式図

(3)重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出した重要な自然環境のまとまりの場については、表 3.1-38 及び図 3.1-32 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には植生自然度 10 及び植生自然度 9 に該当する自然植生、自然公園、自然環境保全地域、保安林、天然記念物、特定植物群落並びに重要な植物群落、鳥獣保護区、緑の回廊、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）及びふるさとの森と川と海保全地域が分布している。

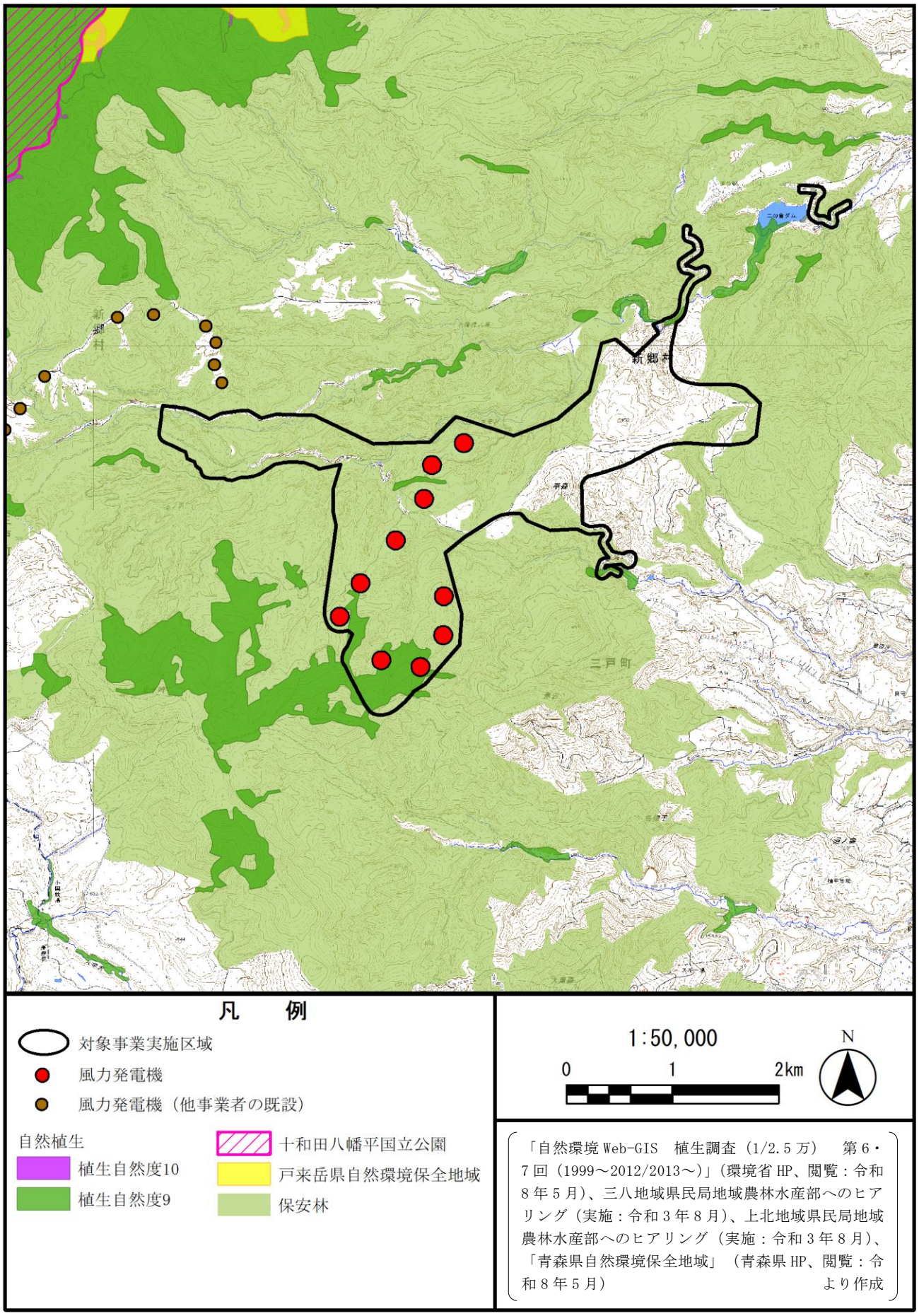
表 3.1-38(1)　重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図におけるササ群落（Ⅳ）が該当し、亜高山や台地の河川沿いに分布する自然度の高い植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図における自然植生で、亜高山に分布するササーダケカンバ群落、山地から低地にかけて分布するチシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ハルニレ群落、ヤチダモ群落、ウラジロヨウラクーミヤマナラ群団、河川沿いに分布するヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落が該当する。
自然公園	十和田八幡平国立公園	自然公園法に基づき、日本を代表する優れた風景地について指定された自然公園である。
自然環境保全地域	戸来岳県自然環境保全地域	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジとともに青森県では希少である。
保安林		希少種を含む多様な生物の生育及び生息の場を提供する生物多様性保全機能といった側面を有しており、当該地域の生態系を維持する上で、重要な機能を有する自然環境である。
天然記念物	動物関係：対象事業実施区域及びその周囲での指定はなし 植物関係：表 3.1-36 のとおり	学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）が指定されている。
特定植物群落並びに重要な植物群落	（選定基準：H） 迷ヶ岱のトチーサワグルミ林	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「H：その他、学術上重要な植物群落または個体群（種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等）」に該当する植物群落である。
	（選定基準：G） 三戸町のオクチョウジザクラ	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群」に該当する植物群落である。
	（選定基準：C、H） 北野のシラカバ林	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群」、「H：その他、学術上重要な植物群落または個体群（種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等）」に該当する植物群落である。
鳥獣保護区	十和田鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められた地域である。
緑の回廊	奥羽山脈緑の回廊	野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する区域である。

表 3.1-38(2)　重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
重要野鳥生息地（IBA）	（選定基準：A3） 十和田・八甲田	鳥類を指標とした重要な自然環境において、世界共通の基準によって定められた、保全が必要な生息地等の選定基準における「A3：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム（それぞれの環境に生きている生物全体）に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地」に該当する地域である。
生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）	（選定基準：危機性、非代替性） 十和田	IBA に鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展した重要地域であり、日本の調査においては分布が 1 か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域（AZE（Alliance for Zero Extinction））も包括される。以下の選定基準に該当する地域である。 危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a)限られた範囲にのみ分布している種（RR）が生息／生育する、b)広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する、c)世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d)世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e)バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する
青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域 馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域	「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（平成 13 年青森県条例第 71 号）に基づき指定されている保全地域である。

「自然環境 Web-GIS　植生調査（1/2.5 万）　第 6・7 回（1999～2012/2013～）」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
三八地域県民局地域農林水産部へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）
上北地域県民局地域農林水産部へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）
「青森県自然環境保全地域」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「自然環境 Web-GIS　巨樹・巨木林調査データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
田子町役場へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）
「自然環境 Web-GIS　特定植物群落調査　第 2 回、第 3 回」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「令和 7 年度青森県鳥獣保護区等位置図」（青森県、令和 7 年）
「三八上北森林計画区 三八上北森林管理署 第 7 次国有林野施業実施計画図」（東北森林管理局、令和 6 年）
「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
青森県県土整備部へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）　より作成



「自然環境 Web-GIS　植生調査（1/2.5 万）　第 6・7 回（1999～2012/2013～）」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、三八地域県民局地域農林水産部へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）、上北地域県民局地域農林水産部へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）、「青森県自然環境保全地域」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）　より作成

図 3.1-32(1)　重要な自然環境のまとまりの場

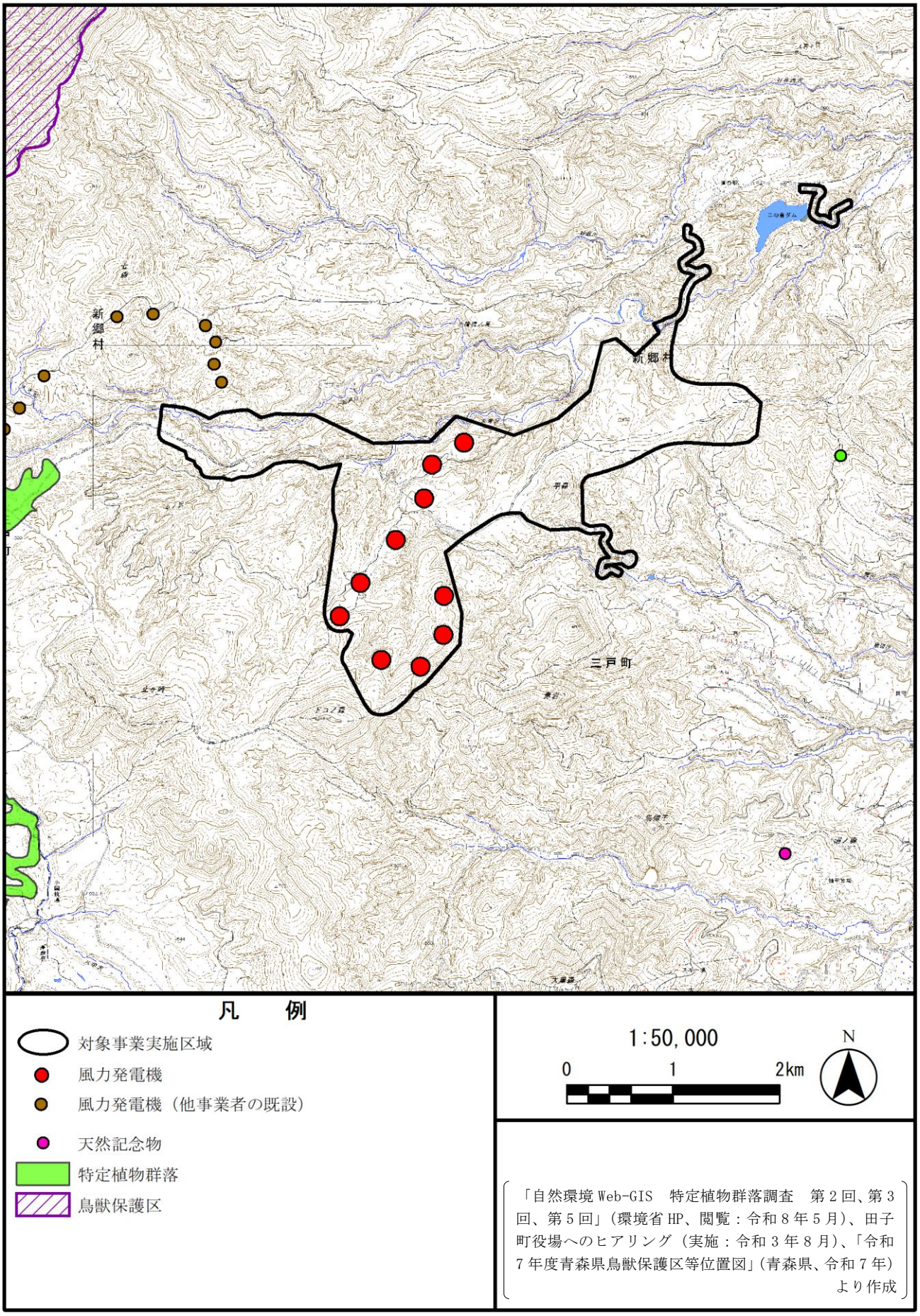
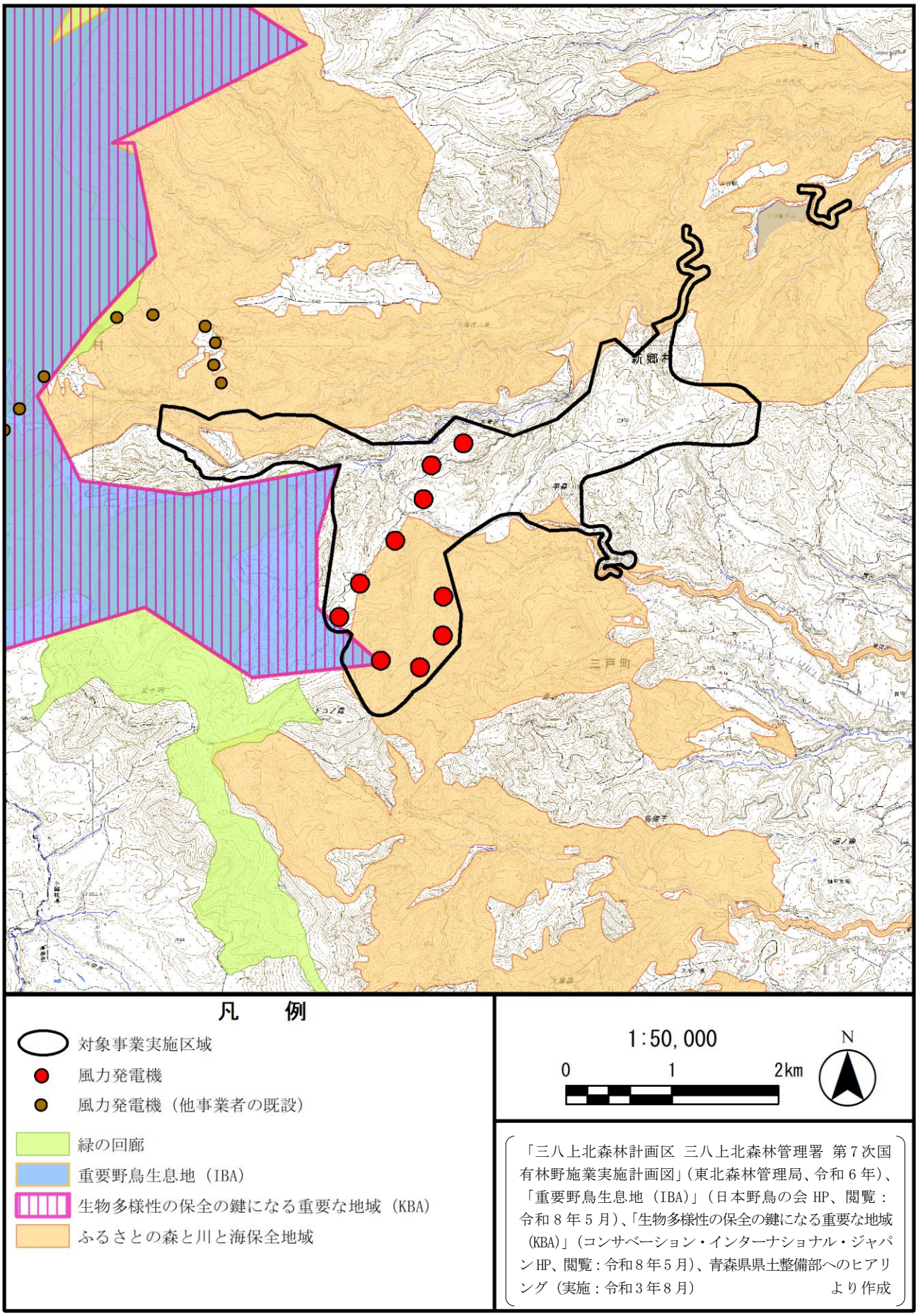


図 3.1-32(2)　重要な自然環境のまとまりの場



「三八上北森林計画区 三八上北森林管理署 第７次国有林野施業実施計画図」（東北森林管理局、令和６年）、「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和８年５月）、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和８年５月）、青森県県土整備部へのヒアリング（実施：令和３年８月）　より作成

図 3.1-32(3)　重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域は青森県南部の内陸、奥羽山脈の東側に位置し、北西には十和田湖がある。八甲田山から十和田湖に至る一帯は十和田八幡平国立公園に指定されている。

青森県では「青森県景観条例」（平成 8 年青森県条例第 2 号）及び「青森県景観計画」（青森県、平成 18 年）により、県内全域（景観行政団体である青森市、弘前市、八戸市、黒石市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、むつ市及び佐井村の区域を除く。）を景観計画区域としており、景観計画区域内における工作物の新築（高さ 5～20m を超えるもの）又は増改築といった大規模行為には、行為着手の 50 日前までの届出を義務付けて、良好な景観の形成のため、大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければならないとしている。

また、同条例に基づき、平成 11 年 2 月には県内の優れた景観を眺望できる全 67 地点を「ふるさと眺望点」として選定し、令和 2 年 1 月には 5 地点が追加され、計 72 地点のふるさと眺望点が選定されている。対象事業実施区域及びその周囲では、大黒森等が選定されている。

(1) 主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

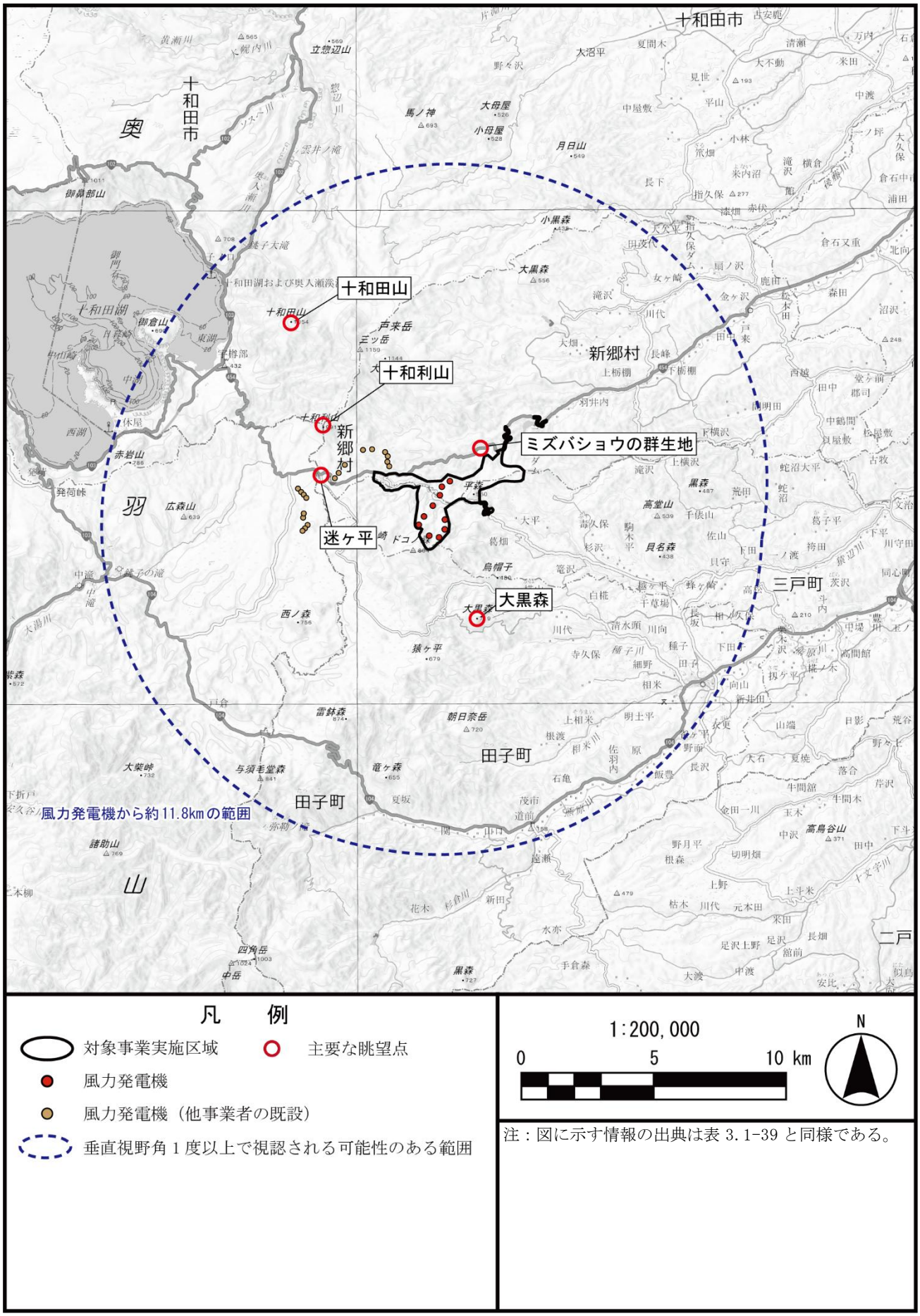
- 公的な HP や観光パンフレット等に掲載されている情報であること。
- 不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。
- 風力発電機（最大高さ：地上 205.5m）が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲（約 11.8km）。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 3.1-39 及び図 3.1-33 のとおりである。

表 3.1-39　主要な眺望点

眺望点	概　要
十和田山	宇樽部登山口から 3km、徒歩約 1 時間 40 分。湖面からの高さ 600m の標高 1,054m の山。山頂からは八幡平、岩木山、太平洋まで 360 度見渡せる。
十和利山	十和田湖の南東に位置する標高 991m の山。東北の百名山に数えられている。山頂からは眼下に十和田湖、天気が良ければ十和田湖の奥に岩木山、南側奥に岩手山、八幡平などを望むことができる。
迷ヶ平	十和利山の山麓に位置する自然休養林で、ブナのほか、ミズナラ、カエデ、ナナカマド等の広葉樹林に囲まれている。売店と広い駐車場があり、春のタケノコ、秋のキノコ採りにも利用されている。
大黒森	水源の森、町民の森として町のシンボルとして親しまれている、古くから信仰の対象にもなっている。山頂の展望台からは 360 度の展望が広がっており、八戸・三沢沖等が望める。
ミズバショウの群生地	一般国道 454 号沿いに位置するミズバショウの群生地である。例年 4 月下旬～5 月上旬が見頃で、1 周約 900m の遊歩道からミズバショウを観賞することができる。

「ふるさと眺望点」（青森県庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「ここが見所」、「自然休養林」（東北森林管理局 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「十和田八幡平国立公園」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「旅東北」（東北観光推進機構 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「三戸町」（三戸町役場 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「三戸町観光協会」（三戸町観光協会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「新郷村」（新郷村役場 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「田子町」（田子町役場 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「garrip」（田子町観光協会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「観光スポット」（十和田市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「Amazing AOMORI」（公益社団法人青森県観光国際交流機構 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成



注：図に示す情報の出典は表 3.1-39 と同様である。

図 3.1-33　主要な眺望点の状況

(2)景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による景観資源は、表 3.1-40 及び図 3.1-34 のとおりであり、対象事業実施区域は広範囲にわたり分布する火山群の「十和田火山地」と重複している。

また、青森県では「地域別景観特性ガイドプラン」（青森県、平成 9 年）を策定しており、当ガイドプランによる自然景観資源は、表 3.1-41 及び図 3.1-35 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「十和田湖」、「大黒森」等がある。

表 3.1-40　景観資源（第 3 回自然環境保全基礎調査）

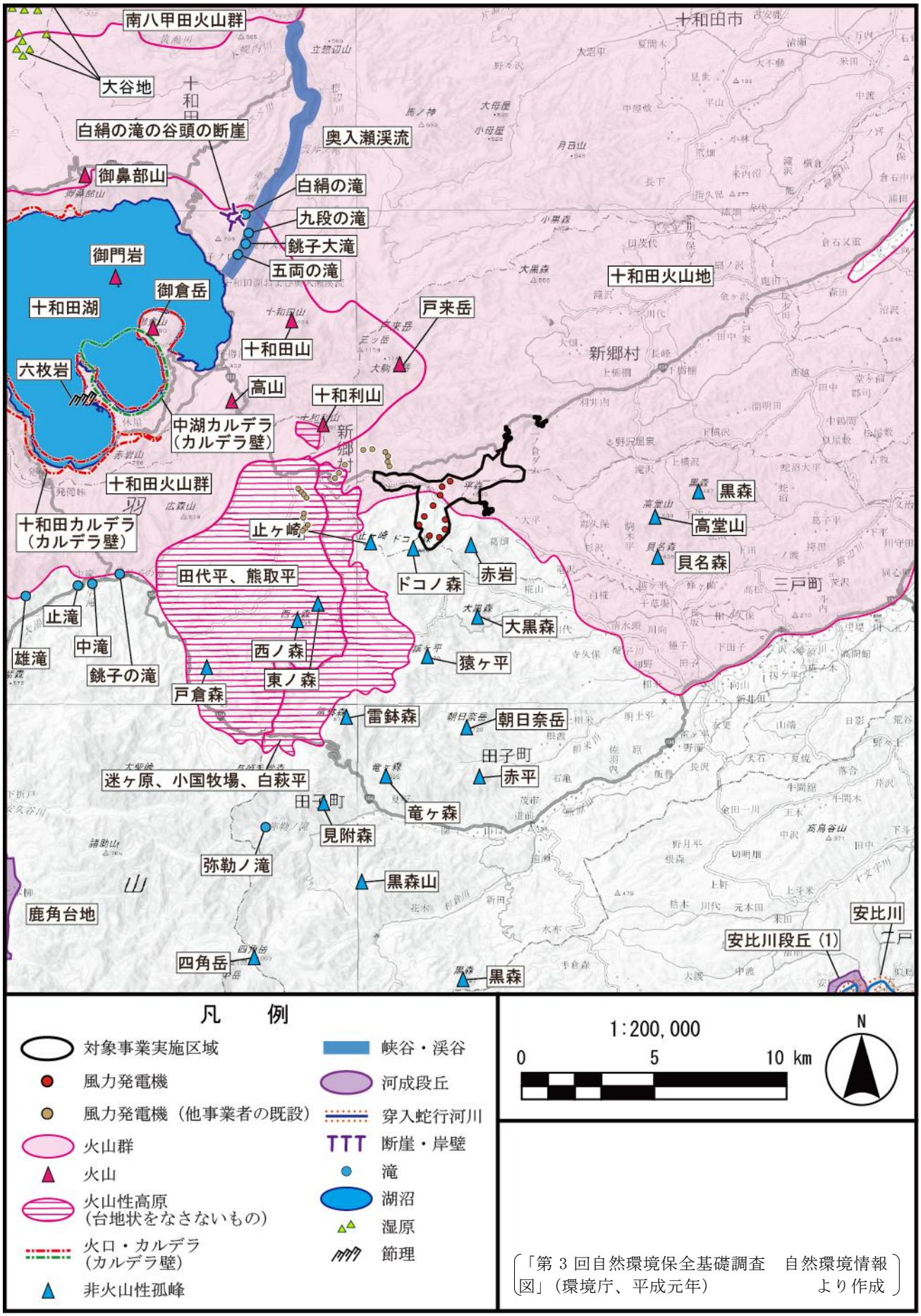
区　分	名　称
火山群	南八甲田火山群
	十和田火山地
	十和田火山群
火山	戸来岳
	御鼻部山
	御門岩
	十和田山
	御倉岳
	高山
	十和利山
火山性高原 （台地状をなさないもの）	迷ヶ原、小国牧場、白萩平
	田代平、熊取平
火口・カルデラ （カルデラ壁）	中湖カルデラ
	十和田カルデラ
非火山性孤峰	黒森
	高堂山
	貝名森
	竜ヶ森
	赤平
	黒森山
	黒森
	見附森
	四角岳
	止ヶ崎
	赤岩
非火山性孤峰	ドコノ森
	大黒森
	猿ヶ平
	雷鉢森
	朝日奈岳
	東ノ森
	西ノ森
	戸倉森
峡谷・渓谷	奥入瀬渓流
河成段丘	安比川段丘（1）
	鹿角台地
穿入蛇行河川	安比川
断崖・岩壁	白絹の滝の谷頭の断崖
滝	白絹の滝
	九段の滝
	銚子大滝
	五両の滝
	弥勒ノ滝
	雄滝
	止滝
	銚子の滝
	中滝
湖沼	十和田湖
湿原	大谷地
節理	六枚岩

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕

表 3.1-41　景観資源（地域別景観特性ガイドプラン）

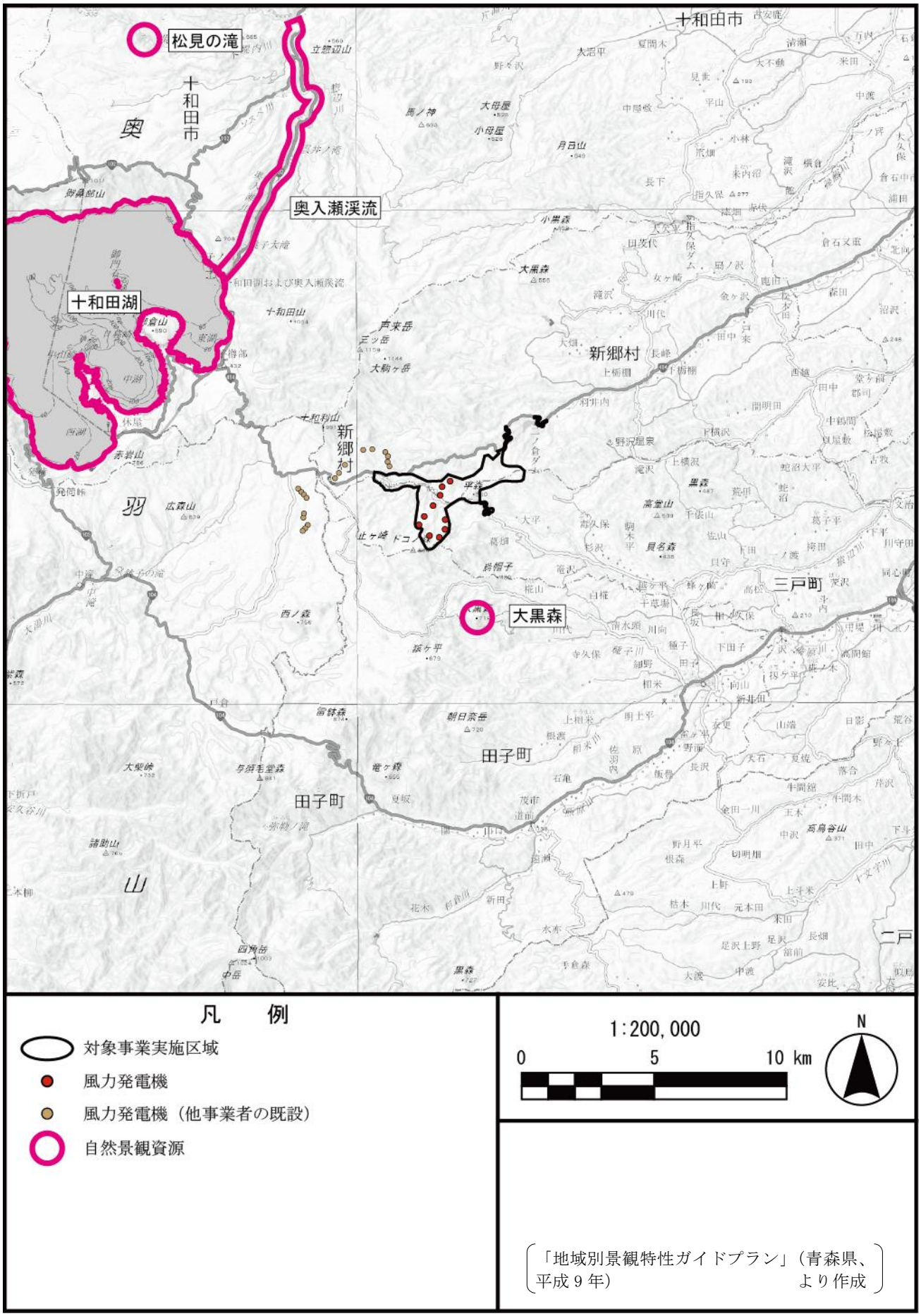
区　分	名　称
自然景観資源	松見の滝
	奥入瀬渓流
	十和田湖
	大黒森

〔「地域別景観特性ガイドプラン」（青森県、平成 9 年）より作成〕



「第３回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成

図 3.1-34　景観資源（第３回自然環境保全基礎調査）の状況



「地域別景観特性ガイドプラン」（青森県、平成９年）より作成

図 3.1-35　景観資源（地域別景観特性ガイドプラン）の状況

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-42 及び図 3.1-36 のとおりである。

表 3.1-42　人と自然との触れ合いの活動の場

名　称	想定する主な活動	概　要
間木ノ平グリーンパーク	自然観賞 自然体験	標高約 350m の高原に広がるレクリエーション施設である。8 棟のバンガローやオートキャンプ場が整備され、魚のつかみどりや牛の乳搾り等の体験コースも用意されている。
ミズバショウの群生地	自然観賞 散策	一般国道 454 号沿いに位置するミズバショウの群生地である。例年 4 月下旬～5 月上旬が見頃で、1 周約 900m の遊歩道からミズバショウを観賞することができる。
大石神ピラミッド	自然観賞 散策	山という自然の地形を利用して、頂上に方位石、太陽石、星座石、鏡石などの巨石が配置されたピラミッドで、5 万年前のものだと言われている。
大黒森	自然観賞 散策 催事	約 10 万本のヤマツツジが自生し、例年 5 月下旬～6 月上旬には「大黒森つつじまつり」が開催されている。亜高山帯の植物も見られ、山頂の展望台からは岩手山を望むことができる。
タプコプ創遊村	自然観賞 催事	田子町の 100 年程前の農村生活空間を再現・保存する目的で構築された施設である。例年 9 月下旬もしくは 10 月上旬の土曜日及び日曜日に「にんにくとべごまつり」が開催されている。

「三戸町」（三戸町役場 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「三戸町観光協会」（三戸町観光協会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「新郷村」（新郷村役場 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「田子町」（田子町役場 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「garrip」（田子町観光協会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「青森県」（青森県庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「Amazing AOMORI」（青森県及び青森県観光国際交流機構 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「VISIT HACHINOHE」（VISIT はちのへ HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「旅東北」（東北観光推進機構 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
三戸町、新郷村及び田子町へのヒアリング（実施：令和 7 年 3 月）　より作成

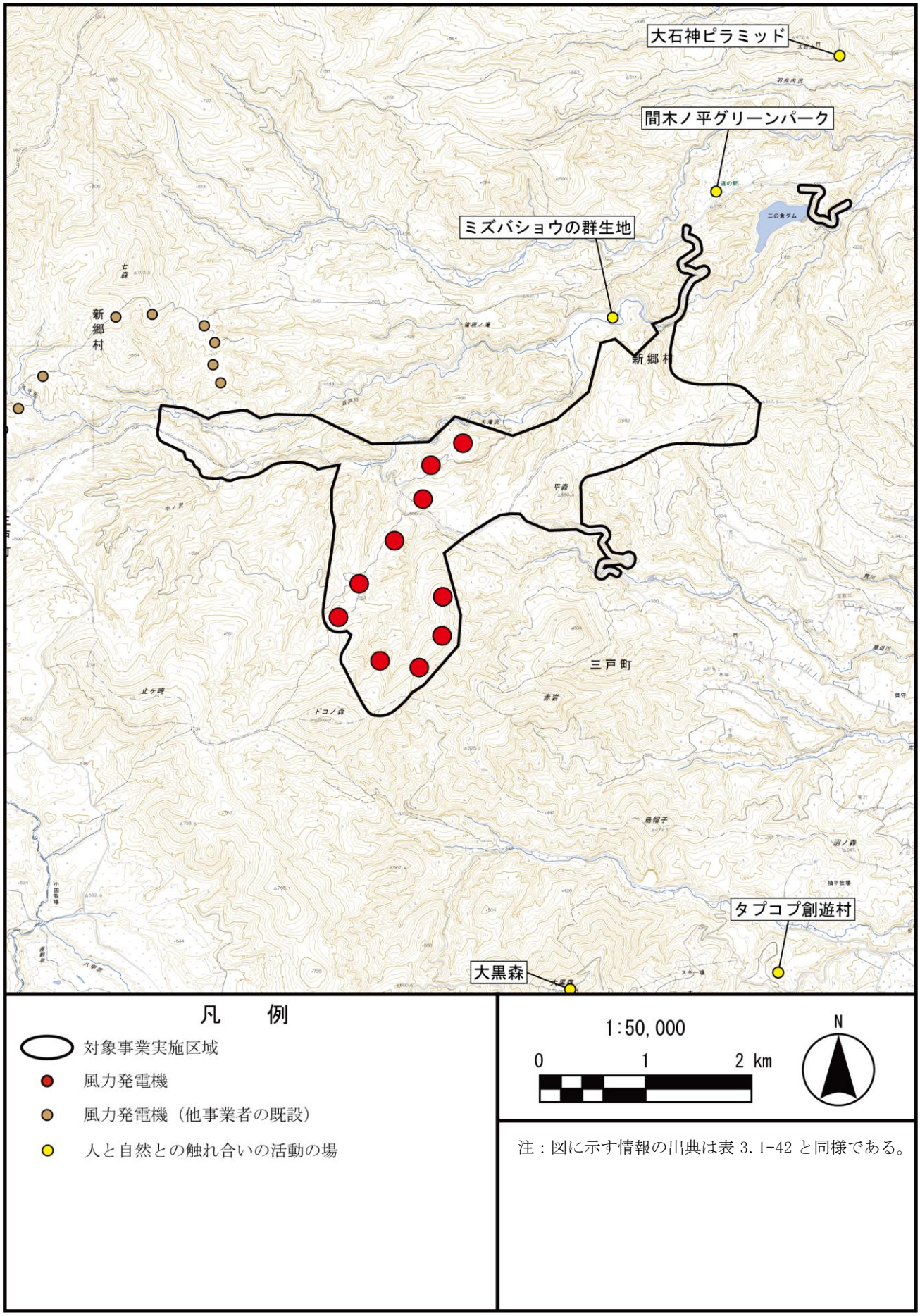


図 3.1-36　人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域の最寄りの空間放射線量率の測定局として、三戸町測定局があり、その位置は図 3.1-37 のとおりである。

令和 7 年度の空間放射線量率は、表 3.1-43 のとおりであり、年度平均は 23nGy/h※である。

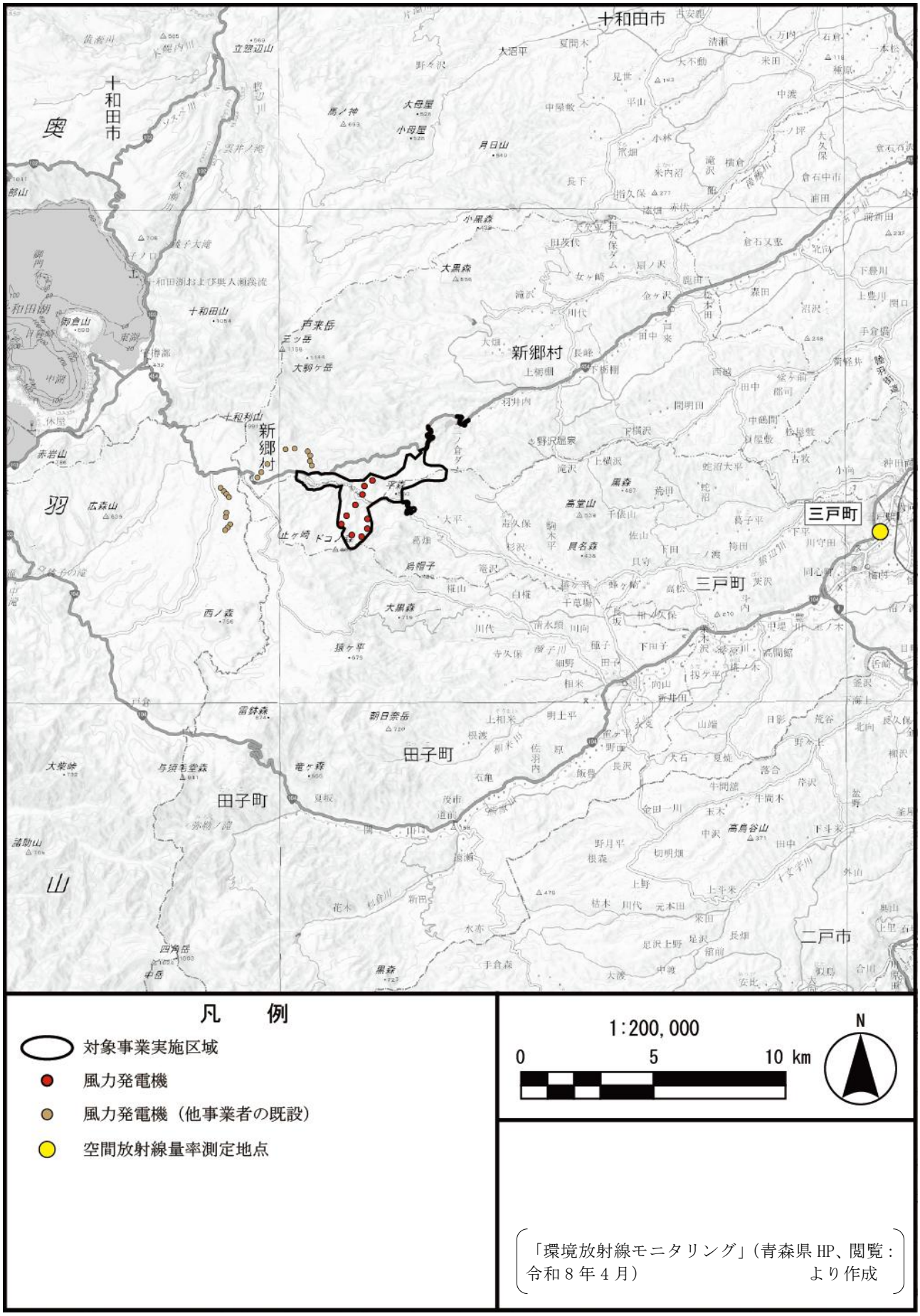
表 3.1-43　空間放射線量率の推移（令和 7 年度）

（単位：nGy/h）

町	測定局	令和 7 年									令和 8 年			平均
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
三戸町	三戸町	22	23	23	23	24	23	23	24	24	22	21	23	23

〔「環境放射線モニタリング」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

※ (nGy/h)ナノグレイ毎時
放射線を受けた物質が吸収するエネルギー量を示す単位。1Gy/h は、1 時間に物質 1kg 当たり、1 ジュールのエネルギー吸収を与える量であり、1nGy/h はその 10 億分の 1 の量。



「環境放射線モニタリング」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）　より作成

図 3.1-37　空間放射線量率の測定地点位置

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

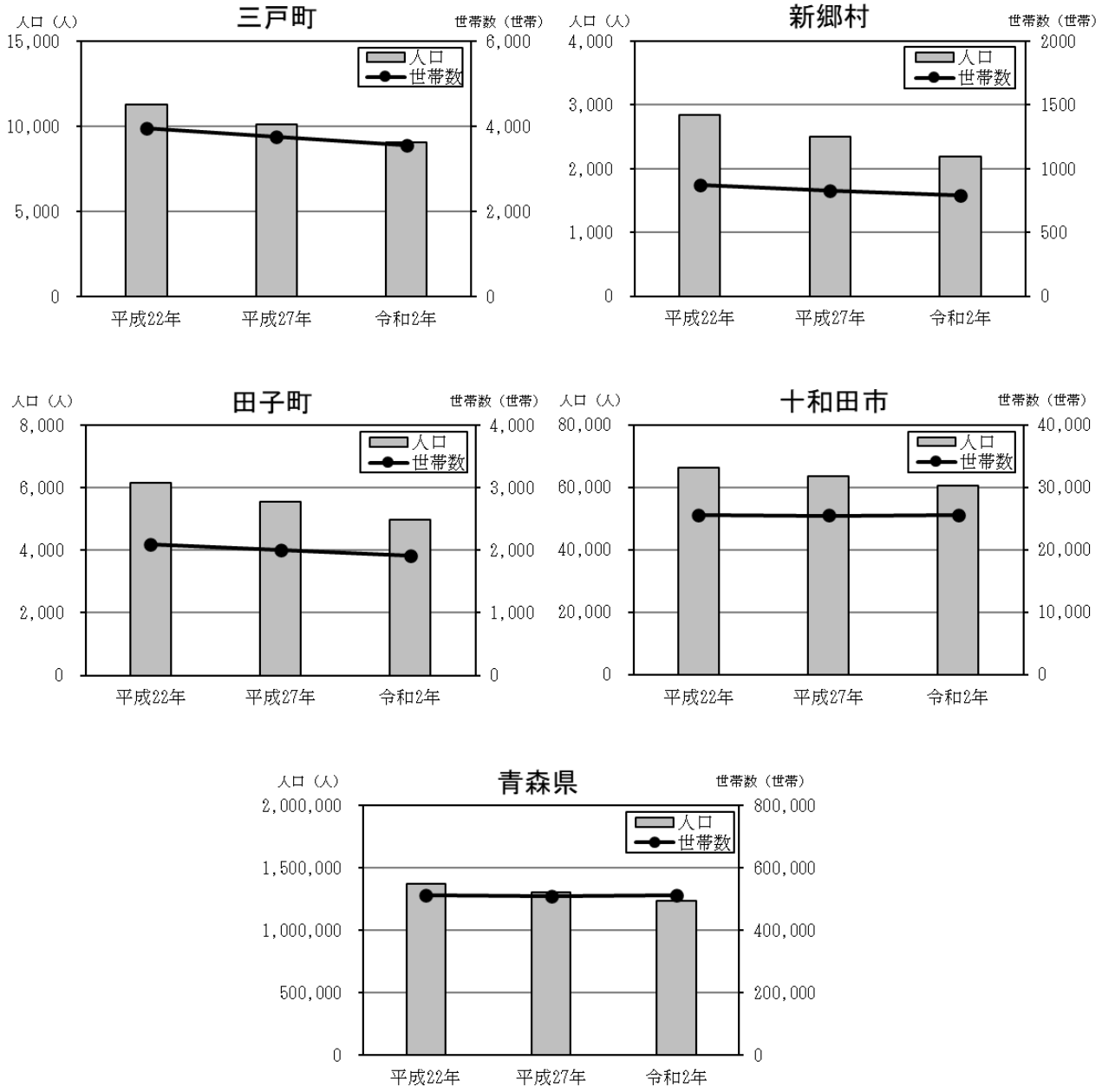
三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

三戸町、新郷村及び田子町の人口及び世帯数は減少傾向にあり、十和田市は人口のみ減少傾向にある。

表 3.2-1　人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区　分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総　数	男	女	
三戸町	平成 22 年	11,299	5,317	5,982	3,961
	平成 27 年	10,135	4,753	5,382	3,756
	令和 2 年	9,082	4,288	4,794	3,566
新郷村	平成 22 年	2,851	1,348	1,503	874
	平成 27 年	2,509	1,200	1,309	831
	令和 2 年	2,197	1,069	1,128	788
田子町	平成 22 年	6,175	2,905	3,270	2,097
	平成 27 年	5,554	2,599	2,955	2,006
	令和 2 年	4,968	2,376	2,592	1,918
十和田市	平成 22 年	66,110	31,540	34,570	25,554
	平成 27 年	63,429	30,084	33,345	25,487
	令和 2 年	60,378	28,685	31,693	25,540
青森県	平成 22 年	1,373,339	646,141	727,198	513,385
	平成 27 年	1,308,265	614,694	693,571	510,945
	令和 2 年	1,237,984	583,402	654,582	511,526

〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1　人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、新郷村では第一次産業の占める割合が最も高く、三戸町、田子町及び十和田市では第三次産業の占める割合が最も高い。

表 3.2-2　産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（　）内は%）

産　業	三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
第一次産業	1,353 (29.7)	594 (47.1)	959 (35.1)	3,422 (12.0)	67,001 (11.4)
農　業	1,325	566	888	3,220	58,666
林　業	26	24	71	192	1,640
漁　業	2	4	－	10	6,695
第二次産業	872 (19.2)	217 (17.2)	616 (22.5)	6,518 (22.8)	118,134 (20.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	3	12	437
建設業	418	126	270	3,276	57,116
製造業	452	90	343	3,230	60,581
第三次産業	2,324 (51.1)	451 (35.7)	1,157 (42.3)	18,681 (65.3)	404,441 (68.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	5	－	2	116	3,092
情報通信業	15	1	14	119	6,131
運輸業、郵便業	204	40	114	1,030	28,078
卸売、小売業	626	89	265	4,379	92,813
金融、保険業	38	4	22	464	12,109
不動産業、物品賃貸業	18	3	5	347	6,939
学術研究、専門・技術サービス業	57	4	21	647	11,986
宿泊業、飲食サービス業	125	22	83	1,437	28,442
生活関連サービス業、娯楽業	126	35	69	1,085	20,912
教育、学習支援業	106	23	52	1,556	27,545
医療、福祉	598	110	292	4,381	86,923
複合サービス事業	69	25	34	390	6,287
サービス業（他に分類されないもの）	155	28	70	1,608	38,847
公　務(他に分類されるものを除く)	182	67	114	1,122	34,337
分類不能の産業	14 (0.3)	8 (0.6)	－ (0.0)	820 (2.8)	12,815 (2.1)
総　数	4,563	1,270	2,732	29,441	602,391

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（%）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（%）を示す。
3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。
4.「－」は該当がないことを示す。

〔「令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1)農　業

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼養経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年における三戸町、新郷村、田子町及び十和田市の販売目的の類別作物作付（栽培）経営体数は、稲（飼料用を除く）が最も多くなっており、販売目的の家畜等の飼養経営体数は、肉用牛が最も多くなっている。

表 3.2-3　販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼養経営体数
（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

区　分	種　類	三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
作　物	稲（飼料用を除く）	379	273	333	1,431	17,615
	麦類	－	－	－	60	299
	雑穀	4	2	18	143	557
	いも類	5	3	4	11	502
	豆類	13	8	13	170	1,514
	工芸農作物	143	29	129	46	836
	野菜類	174	185	246	921	7,439
	果樹類	185	7	22	23	12,104
	花き類・花木	14	13	5	14	394
	その他（稲（飼料用）を含む）	38	10	29	245	1,404
家畜等	乳用牛	6	7	5	18	173
	肉用牛	41	27	62	168	704
	豚	2	－	1	11	55
	採卵鶏	－	－	1	3	32
	ブロイラー	5	－	11	－	44
	きのこの栽培	－	1	－	8	47
	その他の農業	2	－	5	8	75

注：「－」は調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

(2)林　業

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年の林野面積は、三戸町で 10,099ha、新郷村で 12,071ha、田子町で 19,501ha、十和田市で 48,284ha となっている。

表 3.2-4　所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区　分	林野面積計	国有林			民有林			
		小　計	林野庁	その他官庁	小　計	独立行政法人等	公有林	私有林
三戸町	10,099	1,512	1,506	6	8,587	522	1,132	6,933
新郷村	12,071	3,178	3,178	－	8,893	2,059	1,946	4,888
田子町	19,501	9,801	9,801	－	9,700	191	2,614	6,895
十和田市	48,284	27,035	27,003	32	21,249	1,685	4,301	15,263
青森県	625,842	380,463	377,791	2,672	245,379	12,474	45,058	187,847

注：「－」は調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

(3)工　業

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県の工業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

令和 6 年の製造品出荷額等は、三戸町で 1,925,669 万円、田子町で 1,379,555 万円、十和田市で 7,514,582 万円となっている。

表 3.2-5　工業の状況（従業員 4 人以上）

区　分	三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
事業所数（事業所）	18	2	13	93	1,489
従業者数（人）	441	8	387	3,170	55,565
製造品出荷額等（万円）	1,925,669	x	1,379,555	7,514,582	171,630,547

注：1. 事業所数及び従業者数は令和 5 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 6 年 1 年間の数値である。

2.「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2024 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

(4)商　業

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県の商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、三戸町で 13,194 百万円、新郷村で 913 百万円、田子町で 4,305 百万円、十和田市で 153,330 百万円となっている。

表 3.2-6　商業の状況

業　種	区　分	三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
卸売業	事業所数（事業所）	18	2	5	159	2,849
	従業者数（人）	67	42	13	1,285	23,908
	年間商品販売額（百万円）	3,004	x	125	77,809	1,694,461
小売業	事業所数（事業所）	116	25	50	504	9,797
	従業者数（人）	616	66	231	3,872	69,475
	年間商品販売額（百万円）	10,191	x	4,180	75,521	1,333,714
合　計	事業所数（事業所）	134	27	55	663	12,646
	従業者数（人）	683	108	244	5,157	93,383
	年間商品販売額（百万円）	13,194	913	4,305	153,330	3,028,176

注：1. 事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。
2.「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
〔「令和 2 年経済センサス－活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

三戸町、新郷村、田子町及び十和田市の地目別土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。

その他を除くと、三戸町、新郷村、田子町、十和田市ともに山林の占める割合が最も高く、各々65.0%、64.4%、33.6%、57.0%である。

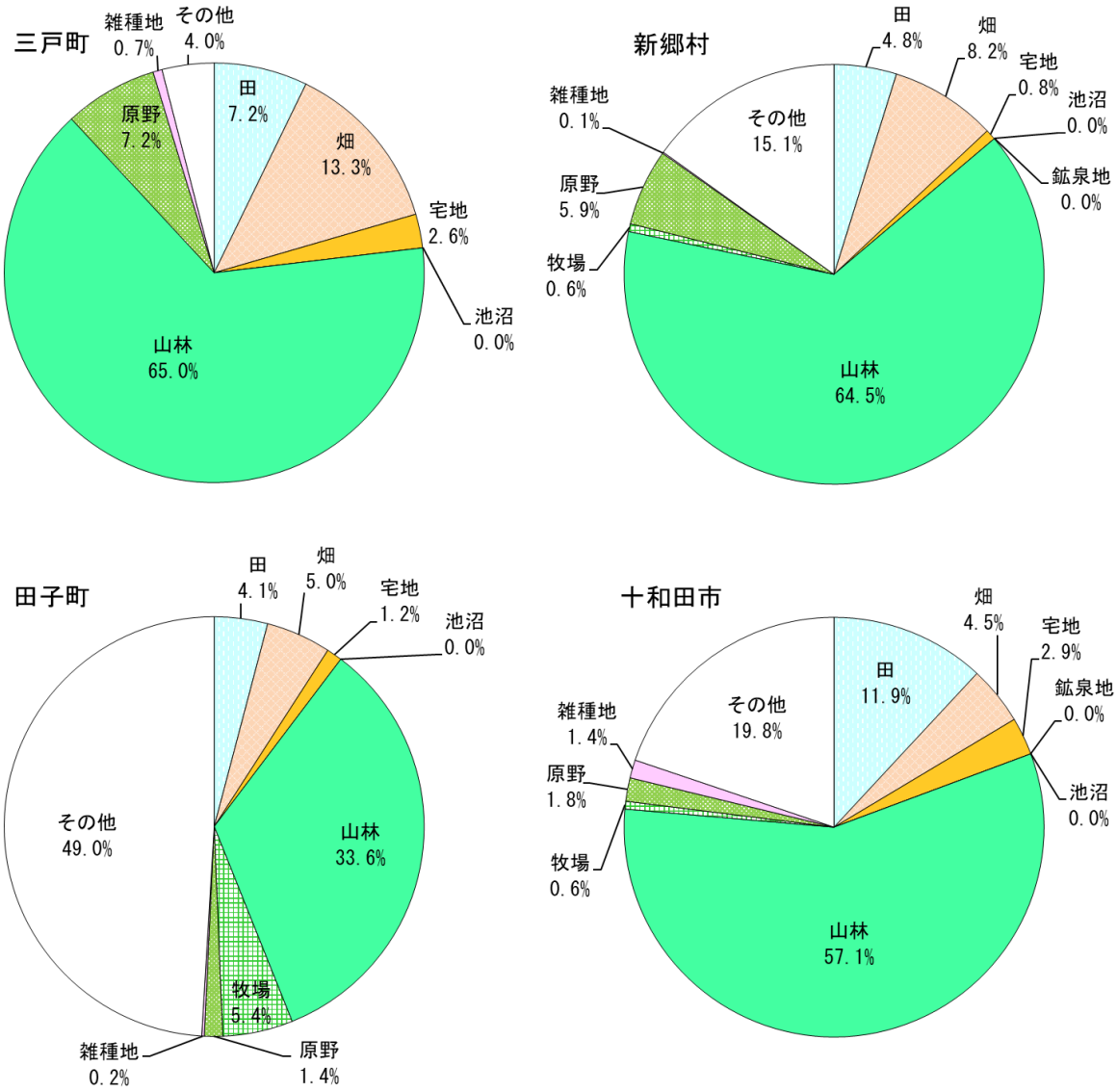
表 3.2-7　地目別土地利用の状況

（単位：km²、（ ）内は%）

区　分	総　数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
三戸町	151.8	10.9	20.2	3.9	－	0.0	98.7	－	10.9	1.1	6.1
	(100)	(7.2)	(13.3)	(2.6)	(－)	(0.0)	(65.0)	(－)	(7.2)	(0.7)	(4.0)
新郷村	154.2	7.4	12.7	1.2	0.0	0.0	99.4	1.0	9.1	0.2	23.3
	(100)	(4.8)	(8.2)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(64.4)	(0.6)	(5.9)	(0.1)	(15.1)
田子町	242.0	10.0	12.2	3.0	－	0.0	81.3	13.0	3.5	0.5	118.7
	(100)	(4.1)	(5.0)	(1.2)	(－)	(0.0)	(33.6)	(5.4)	(1.4)	(0.2)	(49.0)
十和田市	725.7	86.6	32.6	21.2	0.0	0.1	413.7	4.0	13.4	10.5	143.6
	(100)	(11.9)	(4.5)	(2.9)	(0.0)	(0.0)	(57.0)	(0.6)	(1.8)	(1.4)	(19.8)

注：数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「令和 7 年度固定資産の価格等の概要調書　土地」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕



〔「令和７年度固定資産の価格等の概要調書　土地」（青森県 HP、閲覧：令和８年４月）より作成〕

図 3.2-2　地目別土地利用の状況

2. 土地利用規制の状況

(1)土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲に都市地域はない。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2)農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年 6 月 21 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3)都市計画法に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）に基づく用途地域の指定はない。

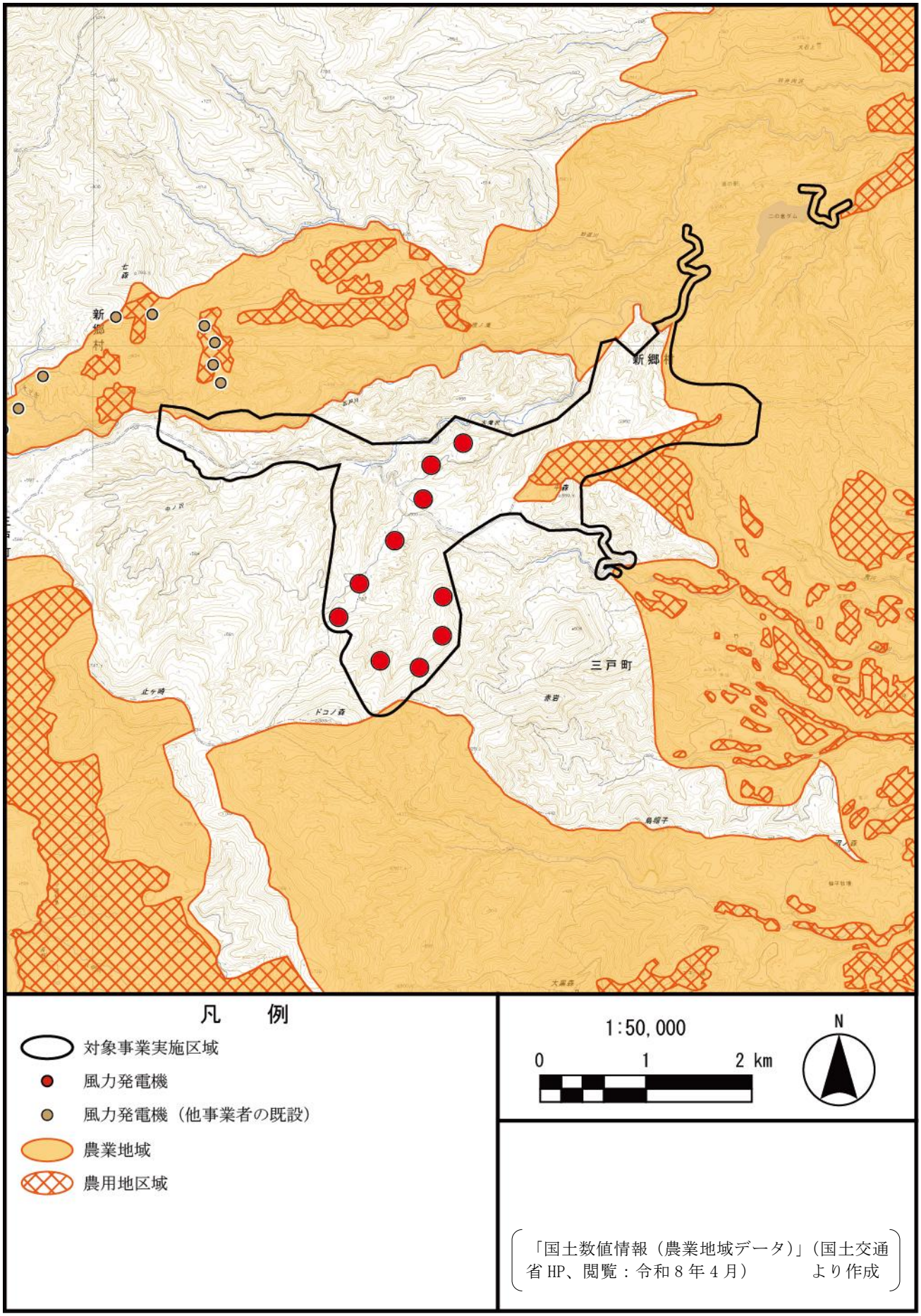


図 3.2-3　土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

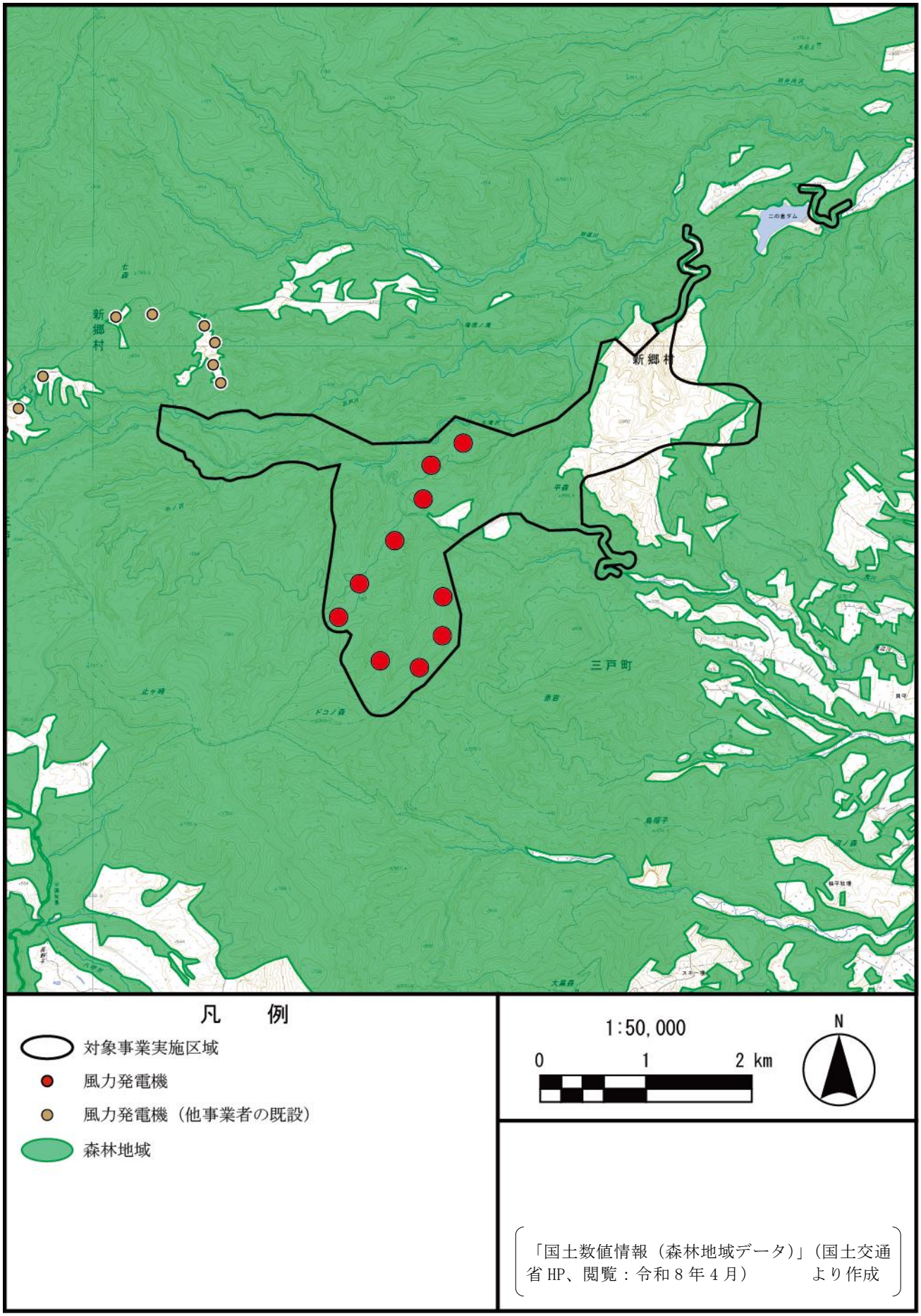


図 3.2-4　土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1)水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は表 3.2-8 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲において、河川の水道用水としての利用はない。

表 3.2-8(1)　水道用水の取水状況（上水道・令和 6 年度）

事業主体名	年間取水量（千 m^3/年）								合　計
	表流水			地下水			その他（湧水等）	浄水受水	
	自流	ダム直接	ダム放流	伏流水	浅井戸	深井戸			
田子町	－	－	－	－	－	－	803	－	803
十和田市	－	－	－	－	6,940	17	－	－	6,957

注：「－」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和 6 年度版　青森県の水道」（青森県、令和 8 年）より作成〕

表 3.2-8(2)　水道用水の取水状況（簡易水道・令和 6 年度）

町村	地域名	年間取水量（m^3/年）					合　計
		表流水	地下水			その他	
		自流	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水等	
三戸町	三戸	－	－	－	83,232	29,436	112,668
新郷村	新郷村	－	－	－	6,895	179,610	186,505

注：「－」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和 6 年度版　青森県の水道」（青森県、令和 8 年）より作成〕

(2)農業用水としての利用

三戸町役場へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）、新郷村役場へのヒアリング（実施：令和 3 年 7 月）、田子町役場へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）によると、農業用水は主に五戸川、猿辺川の河川から取水している。主な取水地点は図 3.2-5 のとおりである。

(3)ダムの利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における湖沼の利用状況として、図 3.2-5 のとおり、洪水調節を目的とした防災ダムである二の倉ダムがある。

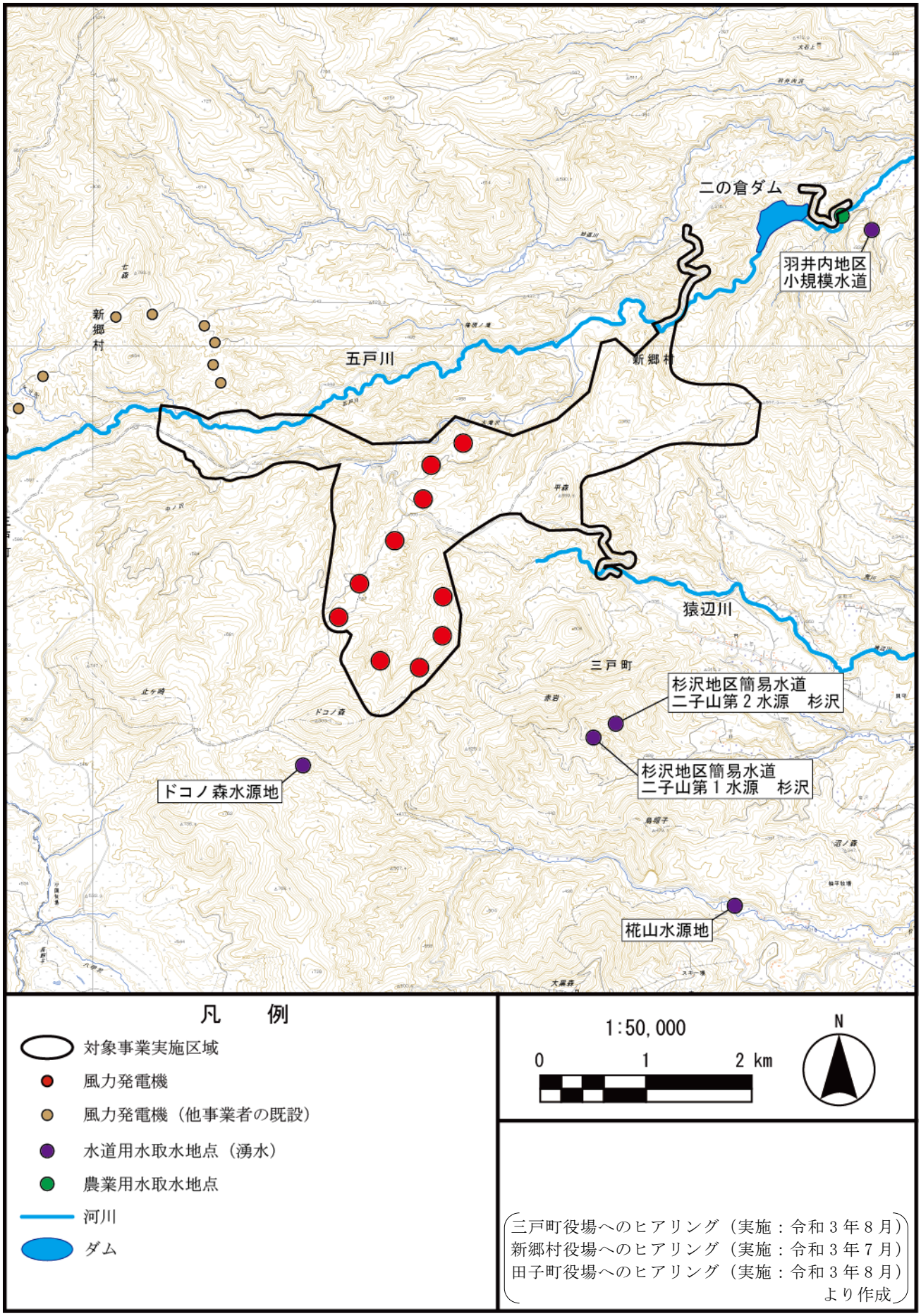


図 3.2-5　水道用水及び農業用水の取水位置

(4)漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川及び湖沼における､｢漁業法｣(昭和24年法律第267号、最終改正：令和6年6月26日）に基づく内水面漁業権の状況は、表3.2-9及び図3.2-6のとおりである。

表3.2-9　内水面漁業権の内容

免許番号	漁業の区域	魚　種	漁業時期	漁業権者
内共第39号	河口から上流の尻内橋下流端までの馬淵川本流及び尻内橋下流端から上流の馬淵川本支流。ただし、(左岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉51の2地先(右岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉50　地先を上流端とする新設浅水川放水路と馬淵川本流との合流点までの区域を除く。河口を八太郎大橋下流端とする。	あゆ漁業、やまめ漁業、こい漁業、いわな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、さくらます漁業	1月1日から12月31日まで	三戸漁業協同組合 馬渕川漁業協同組合

〔｢漁業権について｣（水産庁HP、閲覧：令和8年4月）より作成〕

2. 地下水の利用状況

(1)水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は、表3.2-8のとおりである。

対象事業実施区域の周囲において、地下水の取水地点はない。

(2)湧水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は、表3.2-8のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における取水位置は図3.2-5のとおりであり、水道用水は主に湧水を利用している。

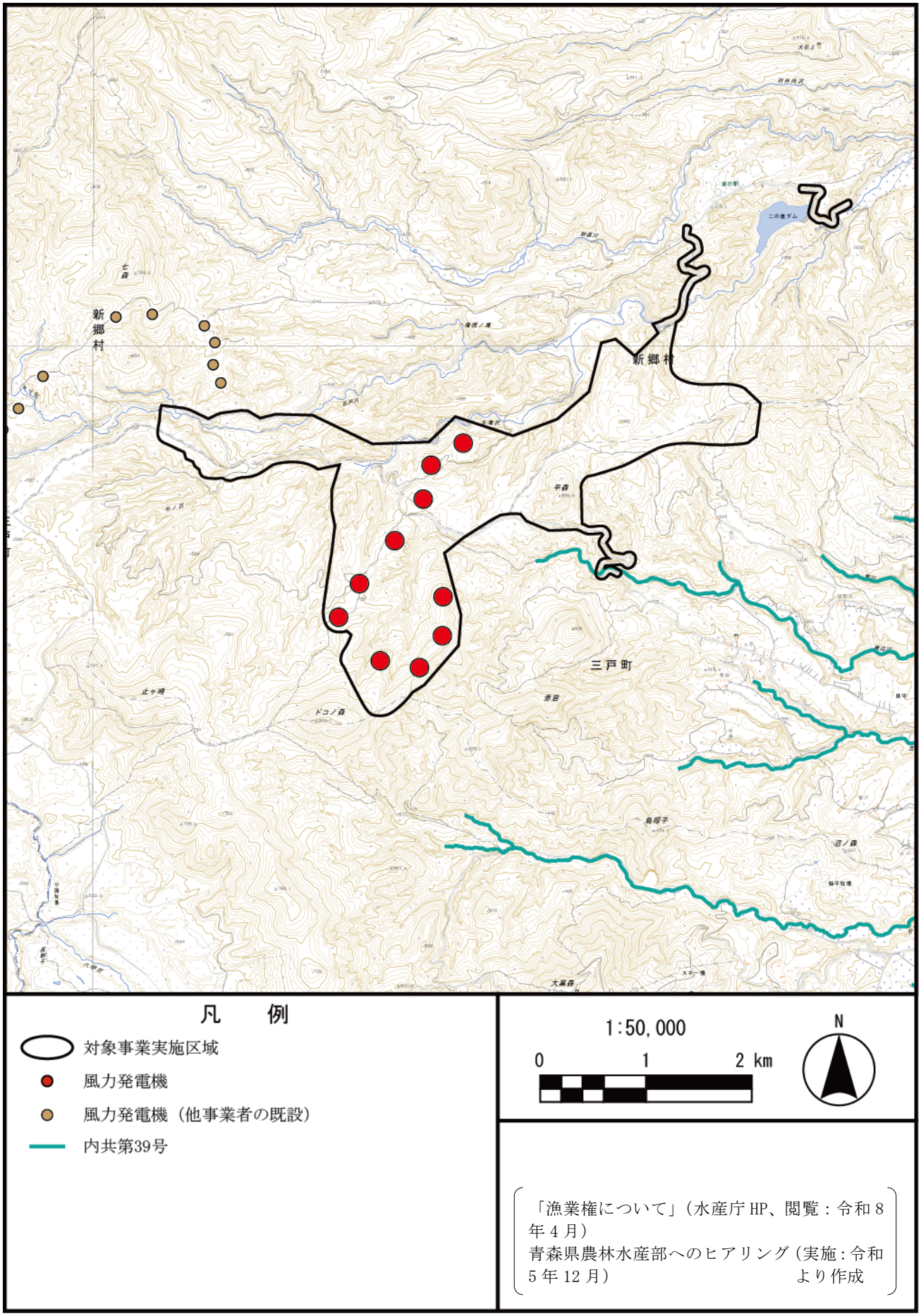


図 3.2-6　内水面漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2-7 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には一般国道 454 号、主要地方道 21 号（田子十和田湖線）、一般県道 216 号（戸来岳貝守線）等が通っている。

令和 3 年度の交通量調査結果は表 3.2-10、調査区間は図 3.2-7 のとおりである。

表 3.2-10　主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 454 号	①	栃棚手倉橋線	田子十和田湖線	448	502
主要地方道 21 号（田子十和田湖線）	②	一般国道 104 号	一般国道 454 号	*761*	*868*
一般県道 216 号（戸来岳貝守線）	③	一般国道 454 号	南部田子線	*494*	*553*

注：1. 表中の番号は、図 3.2-7 中の番号に対応する。
2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。
昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時
24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時
3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。
昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。
24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した
4. 交通量調査区間の起点側、終点側は、それぞれ接続路線等の名称である。
〔「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕

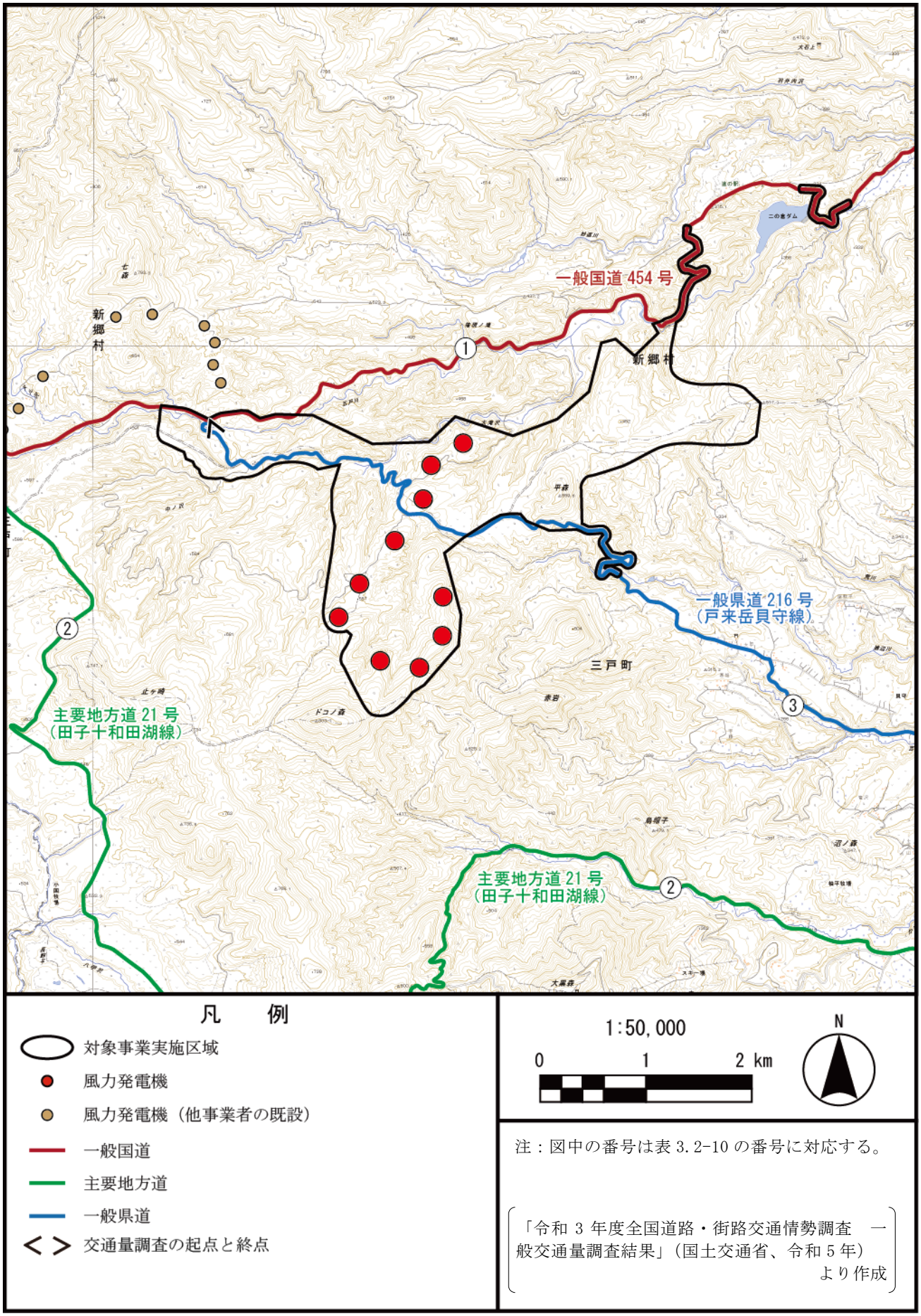


図 3.2-7　主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設があげられる。対象事業実施区域及びその周囲には、配慮が特に必要な施設はない。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-8 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅等までの距離は約 2.4km である。

なお、対象事業実施区域から 500m 圏内の住居は 0 戸、1,000m 圏内は 4 戸である。

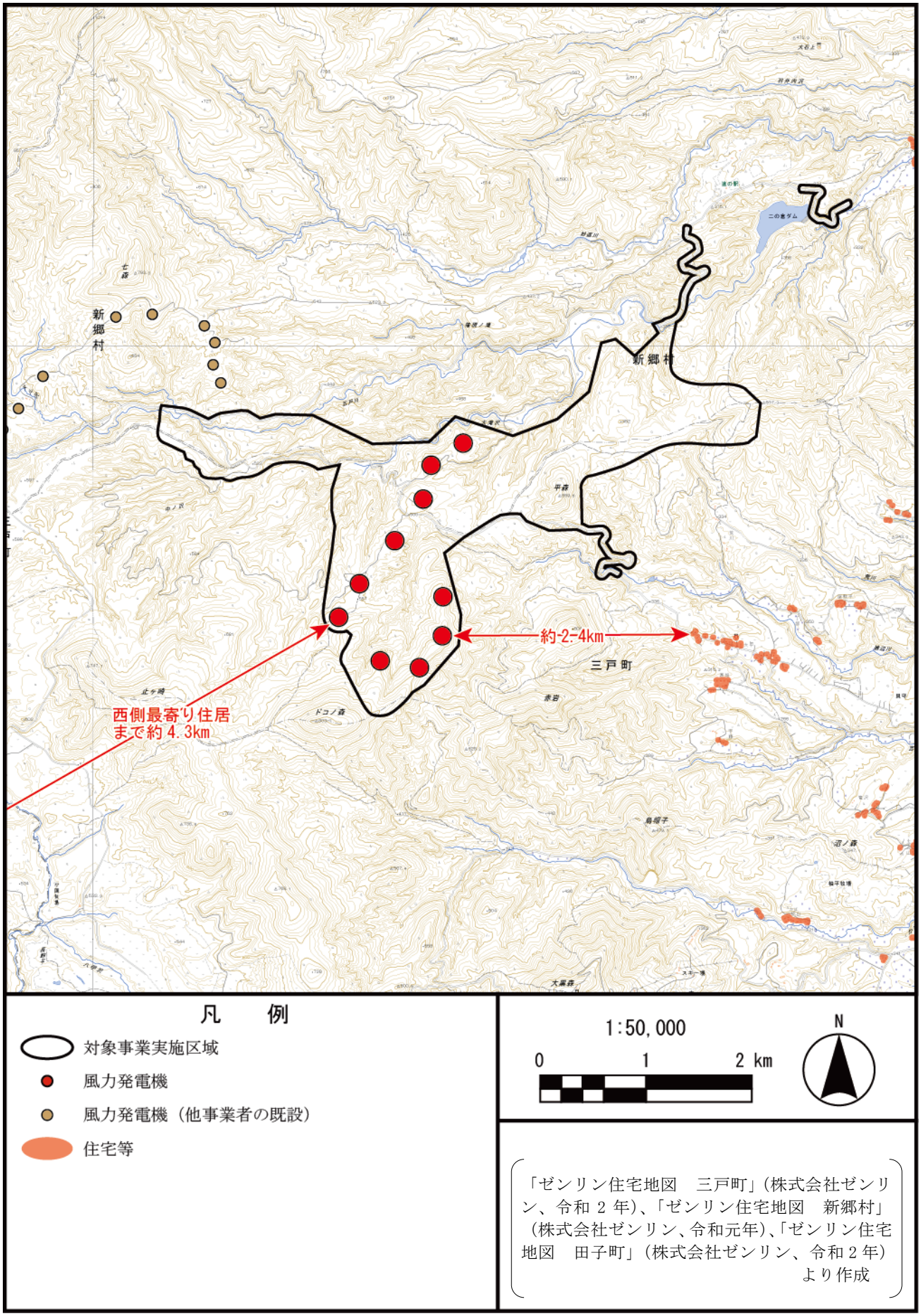


図 3.2-8　住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県における下水道等による汚水処理人口普及状況は、表 3.2-11 のとおりである。

令和 6 年度末の下水道処理人口普及率は三戸町で 27.3%、新郷村で 52.1%、十和田市で 74.2%となっている。また、汚水処理人口普及率は三戸町で 45.3%、新郷村で 72.5%、田子町で 65.9%、十和田市で 91.6%となっている。

表 3.2-11　汚水処理人口普及状況（令和 6 年度末）

区　分	行政人口（人）	汚水処理人口（人）					下水道処理人口普及率（%）	汚水処理人口普及率（%）
		計	下水道	農業集落排水等	漁業集落排水	合併浄化槽等		
三戸町	8,699	3,938	2,375	－	－	1,563	27.3	45.3
新郷村	2,014	1,461	1,050	245	－	166	52.1	72.5
田子町	4,683	3,088	－	－	－	3,088	－	65.9
十和田市	56,998	52,192	42,300	6,338	－	3,554	74.2	91.6
青森県	1,175,956	983,084	755,444	92,307	7,995	127,338	64.2	83.6

注：1.「－」は実績がないものを示す。
2. 行政人口は、令和 7 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。
3. 普及率＝処理人口／行政人口（%）

〔「令和 6 年度末下水道処理人口普及率」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、表 3.2-12 のとおりである。

令和 6 年度のごみ総排出量は三戸町で 3,259t、新郷村で 504t、田子町で 1,559t、十和田市で 19,634t となっている。

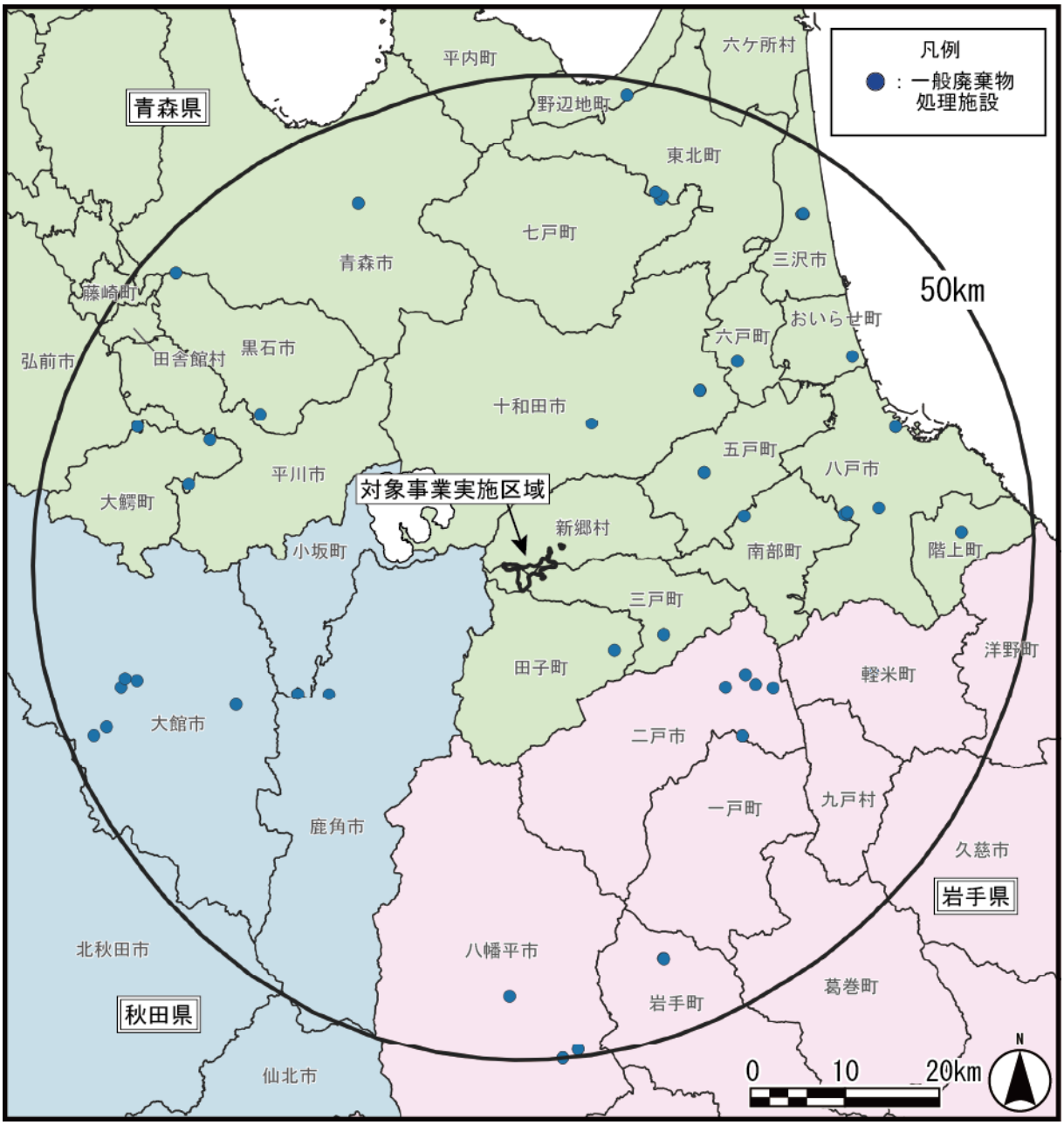
対象事業実施区域から 50km の範囲における一般廃棄物処理施設の分布状況は、図 3.2-9 のとおりである。

表 3.2-12　一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和 6 年度）

区　分		三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
ごみ総排出量	計画収集量（t）	2,859	455	1,325	17,359	374,847
	直接搬入量（t）	321	39	138	2,017	30,429
	集団回収量（t）	79	10	96	258	6,860
	合計（t）	3,259	504	1,559	19,634	412,136
ごみ処理量	直接焼却量（t）	2,710	395	1,210	16,789	337,039
	直接最終処分量（t）	0	0	0	0	12,347
	焼却以外の中間処理量（t）	470	66	257	2,096	47,245
	直接資源化量（t）	0	33	0	491	9,499
	合計（t）	3,180	494	1,467	19,376	406,130
中間処理後再生利用量（t）		507	52	277	1,649	32,636
リサイクル率（%）		18.0	18.8	23.9	12.2	11.9
最終処分量（t）		188	51	57	2,115	51,681

注：リサイクル率：（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×100

〔「令和 6 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

図 3.2-9　一般廃棄物処理施設の分布状況（平成 24 年度）

2. 産業廃棄物の状況

青森県における令和5年度の産業廃棄物の処理状況は、表3.2-13のとおりである。

また、対象事業実施区域から50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表3.2-14、施設の分布状況は図3.2-10のとおりであり、中間処理施設163か所、最終処分場8か所となっている。

表3.2-13　産業廃棄物の処理状況（令和5年度）

（単位：千t/年）

区　分	発生量	排出量	減量化量	資源化量			最終処分量
				合　計	有償物量	再生利用量	
青森県	3,095	2,611	1,261	1,759	484	1,275	76

〔「環境白書 令和7年版」（青森県、令和7年）より作成〕

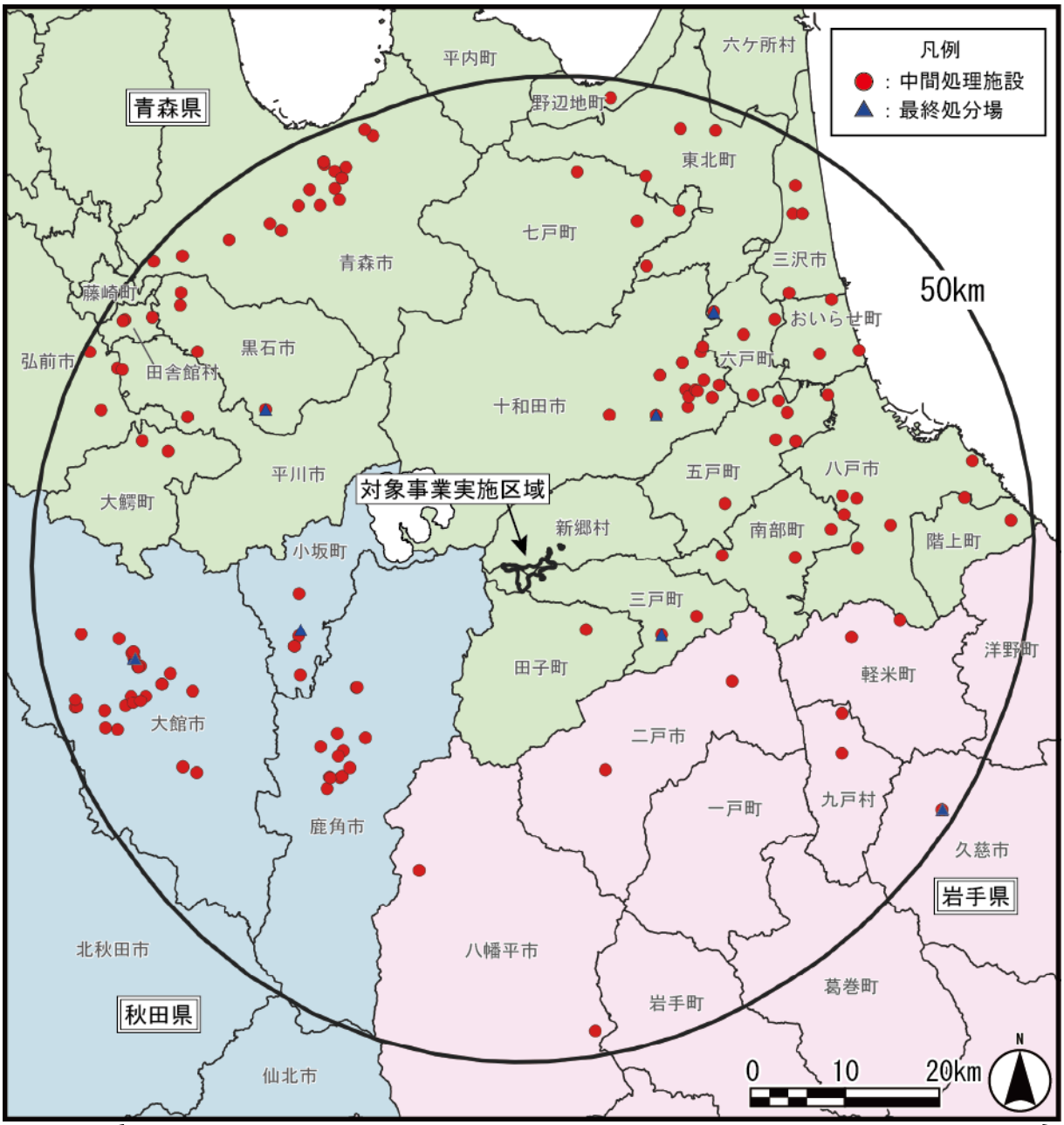
表3.2-14　産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数

（単位：か所）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
青森県	青森市	23	0
	弘前市	3	0
	八戸市	6	0
	黒石市	4	1
	十和田市	18	2
	三沢市	5	0
	平川市	3	0
	大鰐町	2	0
	田舎館村	4	0
	野辺地町	1	0
	七戸町	4	0
	六戸町	7	1
	東北町	4	0
	おいらせ町	3	0
	三戸町	2	1
	五戸町	7	0
	田子町	1	0
	南部町	3	0
	階上町	3	0
秋田県	大館市	30	1
	鹿角市	13	0
	小坂町	7	1
岩手県	久慈市	1	1
	二戸市	2	0
	八幡平市	2	0
	軽米町	2	0
	九戸村	3	0
合　計		163	8

注：青森県は令和7年9月30日現在、青森市は令和8年4月1日現在、秋田県及び岩手県は平成24年現在の情報である。

（「産業廃棄物処理業者名簿」（青森県HP、閲覧：令和8年4月）
「産業廃棄物処理業者名簿」（青森市HP、閲覧：令和8年4月）
「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和8年4月）
より作成）



「産業廃棄物処理業者名簿」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）
「産業廃棄物処理業者名簿」（青森市 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）
「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成

図 3.2-10　産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1)環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-15(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表 3.2-15(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-15(1)　大気汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：令和 8 年 1 月 30 日）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）より作成

表 3.2-15(2)　大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物　質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。

備考
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

（「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）より作成）

② 騒　音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められており、その内容は表 3.2-16 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には類型が当てはめられた地域はない。

表 3.2-16(1)　騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼　間 (6:00～22:00)	夜　間 (22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域
類型 A：指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域
類型 B：住居地域及び第 2 種住居地域
類型 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

（「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成 13 年青森県告示第 316 号）より作成）

表 3.2-16(2)　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼　間 (6:00～22:00)	夜　間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-16(3)　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼　間 (6:00～22:00)	夜　間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-17 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-18 及び表 3.2-19 のとおりであり、河川、湖沼ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は、図 3.2-11 のとおりであり、五戸川の上流が河川 A 類型、全域が生物 A 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-20 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

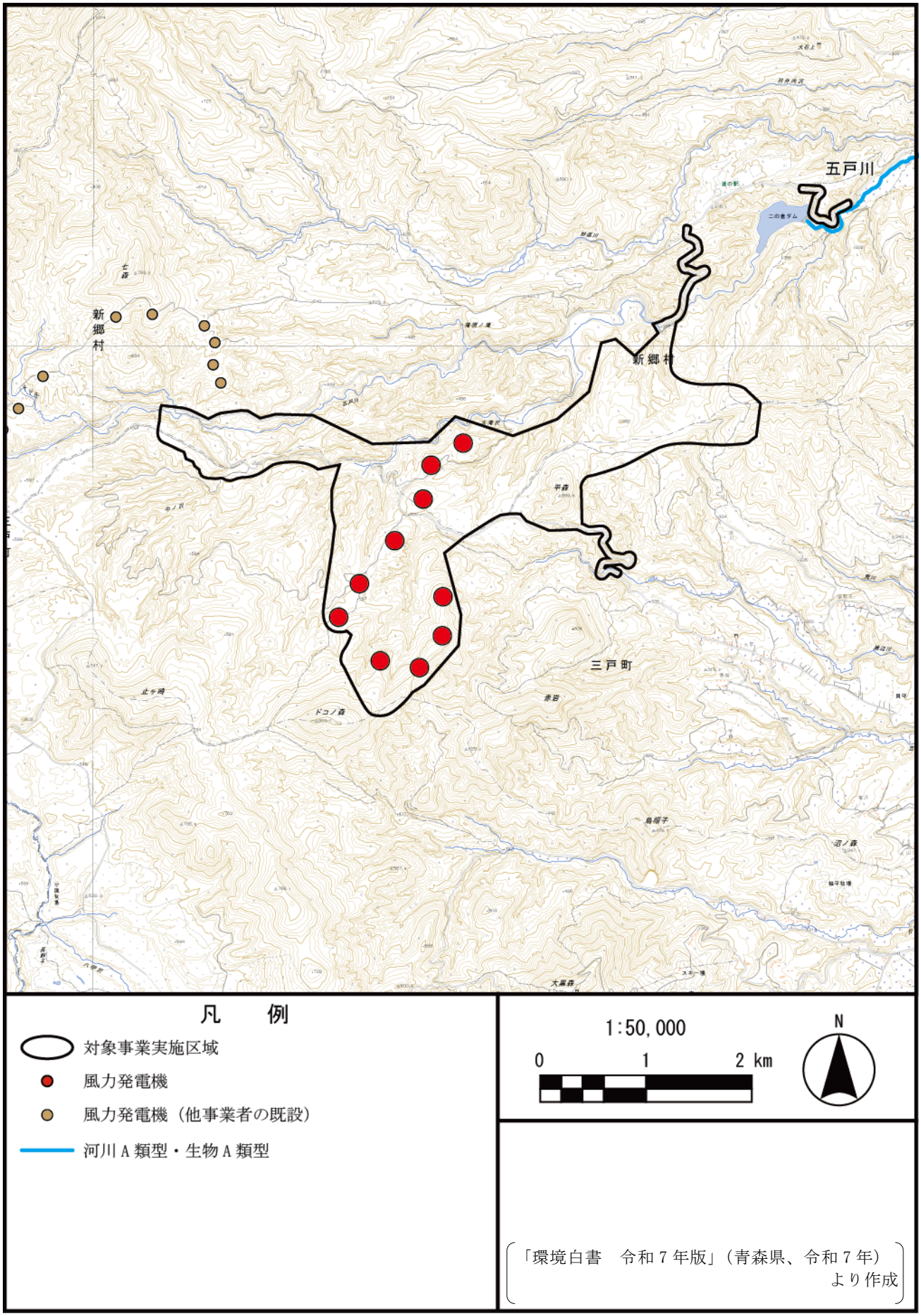


図 3.2-11　水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-17　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-18(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-18(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
3. 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2･3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成〕

表 3.2-19(3)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成〕

表 3.2-19(4)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き､水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域､再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-20　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

（「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成）

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-21 のとおりである。

表 3.2-21　土壌汚染に係る環境基準

項　目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

（「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成）

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 8 年 6 月 19 日）に基づき、表 3.2-22 のとおり定められている。

表 3.2-22　ダイオキシン類に係る環境基準

媒　体	基　準　値
大　気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水　質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土　壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

（「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成）

(2)規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 8 年 6 月 30 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、三戸町、新郷村、田子町及び十和田市は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「青森県公害防止条例」（昭和 47 年条例第 2 号）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒　音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-23～表 3.2-25 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には規制地域はない。

表 3.2-23　特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼　間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～21:00)	夜　間 (21:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
備考：第 2 種区域又は第 3 種区域内に所在する学校、保育所、病院及び有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園並びに介護老人保健施設の敷地の周囲 50m の区域内における騒音の基準は、上表の値から 5 デシベル減じた値とする。				

注：第 1 種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域
第 2 種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域
第 3 種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第 4 種区域：指定区域のうち、工業地域

（「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 47 年青森県告示第 169 号）より作成）

表 3.2-24　特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	85デシベル	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域		午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

注：1号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ　学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

（「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日）「環境白書　令和7年版」（青森県、令和7年）より作成）

表 3.2-25　自動車騒音の要請限度

区域の区分＼時間の区分		昼　間（6:00～22:00）	夜　間（22:00～6:00）
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。			

注：a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

（「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日）「環境白書　令和7年版」（青森県、令和7年）より作成）

③ 振　動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-26～表 3.2-28 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には規制地域はない。

表 3.2-26　特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 (8:00～19:00)	夜　間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考：学校、保育所、病院及び有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園並びに介護老人保健施設の敷地の周囲 50m の区域内における振動の基準は、上表の値から 5 デシベル減じた値とする。		

注：第 1 種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域
　　第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

（「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）　より作成）

表 3.2-27　特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1 日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2 号区域		午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		

注：1 号区域：振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域
　イ　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
　ロ　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
　ハ　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
　ニ　学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。
　2 号区域：振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号地域以外の区域

（「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）　より作成）

表 3.2-28　道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼　間 (8:00～19:00)	夜　間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域及び住居の用に共されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に合わせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

（「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）　より作成）

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められており、その基準は表 3.2-29 のとおりである。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-29(1)　水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外　10 mg B/L 海　　域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外　 8 mg F/L 海　　域　15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	（※）100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考
1.「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注：（※）アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年 5 月 26 日）より作成〕

表 3.2-29(2)　水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項　目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海　　域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考

1.「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年 5 月 26 日）より作成〕

⑤ 悪　臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」のいずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

規制基準については敷地境界、気体排出口及び排出水が設定されており、その規制基準は、表 3.2-30 のとおりである。三戸町、田子町及び十和田市は悪臭規制地域の指定があるが、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-30(1)　悪臭に係る規制基準
（敷地境界線の地表における許容限度）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	濃 度 （ 大気中における含有率）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」（昭和 48 年青森県告示第 121 号）
「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）　より作成

表 3.2-30(2)　悪臭に係る規制基準
（煙突その他の気体排出口における許容限度）

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）の物質ごとに次の式により算出された量とする。

$$q=0.108\times He^{2}\cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q：流量（単位：Nm^3/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値（単位：ppm）

備考

1. 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=H_o+0.65(H_m+H_t)$$

$$H_m=\frac{0.795\sqrt{Q\cdot V}}{1+\frac{2.58}{V}}$$

$$H_t=2.01\times10^{-3}\cdot Q\cdot(T-288)\cdot\left(2.30\ \log\ J+\frac{1}{J}-1\right)$$

$$J=\frac{1}{\sqrt{Q\cdot V}}\left(1460-296\times\frac{V}{T-288}\right)+1$$

これらの式において、He、H_o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

H_o：排出口の実高さ（単位：m）

Q：温度 15℃における排出ガスの流量（単位：m^3/s）

V：排出ガスの排出速度（単位：m/s）

T：排出ガスの温度（単位：K）

2. この式による規制基準は、補正された排出口の高さが 5m 未満の事業場については適用しない。

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）　より作成

表 3.2-30(3)　悪臭に係る規制基準
（排出水・敷地外における許容限度）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質の種類	排出水量	濃　度
メチルメルカプタン	$0.001m^3/s$ 以下の場合	0.03
	$0.001m^3/s$ を超え、$0.1m^3/s$ 以下の場合	0.007
	$0.1m^3/s$ を超える場合	0.002
硫化水素	$0.001m^3/s$ 以下の場合	0.1
	$0.001m^3/s$ を超え、$0.1m^3/s$ 以下の場合	0.02
	$0.1m^3/s$ を超える場合	0.005
硫化メチル	$0.001m^3/s$ 以下の場合	0.3
	$0.001m^3/s$ を超え、$0.1m^3/s$ 以下の場合	0.07
	$0.1m^3/s$ を超える場合	0.01
二硫化メチル	$0.001m^3/s$ 以下の場合	0.6
	$0.001m^3/s$ を超え、$0.1m^3/s$ 以下の場合	0.1
	$0.1m^3/s$ を超える場合	0.03

〔「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は表 3.2-31 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 8 年 3 月 31 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 6 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 8 年）によると、令和 6 年度末現在、青森県内には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-31(1)　区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要　件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 8 年 6 月 30 日）より作成〕

表 3.2-31(2)　区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要　件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 8 年 6 月 30 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

青森県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 8 年 6 月 19 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）により、事業活動等に伴って相当程度多く温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

青森県の環境行政の基本的方向については、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 8 年青森県条例第 43 号）において定められている。

同条例は、平成 8 年 3 月に策定された、長期展望に立った青森県の望ましい環境像、環境保全施策に係る基本的方向、各主体の役割等の骨格を定める「青森県環境基本構想」の趣旨を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

同条例では、新たな環境施策を推進するために表 3.2-32 のとおり 4 つの基本理念を定めている。

表 3.2-32　4 つの基本理念

	基本理念
1	健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
2	人と自然との調和の確保
3	持続的発展が可能な社会の構築
4	地球環境の保全の推進

（「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 8 年青森県条例第 43 号）　より作成）

② 青森県環境総合プラン

青森県では、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」第 10 条に基づき、「青森県環境計画」を 1998（平成 10）年 5 月に策定し、その後 5 回の見直しを行いながら環境政策を推進してきた。社会情勢の変化や環境を取り巻く課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、令和 6 年 3 月に「青森県環境総合プラン」が策定された。

計画期間は 2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度の 5 年間である。基本目標を「自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」とし、青森県の 2040 年のめざす姿「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」の実現に向けて、表 3.2-33 のとおり政策・施策を展開している。

表 3.2-33　青森県環境総合プランにおける政策・施策の体系

政策	施策
政策Ⅰ カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現	施策 1　温室効果ガスの排出抑制対策の推進
	施策 2　自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進
	施策 3　吸収源対策の推進
	施策 4　気候変動への適応
政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現	施策 1　限りある資源を有効活用する 3R＋の推進
	施策 2　廃棄物の適正処理の推進
政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全	施策 1　大気環境の保全
	施策 2　水環境の保全
	施策 3　身近な生活環境の保全
	施策 4　化学物質対策の推進
	施策 5　オゾン層保護・酸性雨対策の推進
	施策 6　環境影響評価の推進
	施策 7　公害苦情・紛争処理の推進
政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承	施策 1　世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用
	施策 2　自然と共生する里地里山の保全と活用
	施策 3　生活を支える健全な水循環の確保
	施策 4　良好な景観の保全と創造
	施策 5　歴史・文化の価値や魅力に対する理解の醸成と活用の促進
政策Ⅴ あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進	施策 1　子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり
	施策 2　環境に優しい行動を促進する仕組みづくり

〔「青森県環境総合プラン」（青森県、令和 6 年）より作成〕

③ 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例

青森県では、令和 5 年 9 月に「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を策定し、立地地域と再生可能エネルギーとが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくためのルールづくりなど、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を図っていくにあたっての今後の方向性を示した。この共生構想に基づき、自然・地域と再生可能エネルギーとの持続可能な形での共生に向けた新たな制度をつくるために「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」（令和 7 年青森県条例第 2 号）を策定した。『ゾーニング』と『合意形成プロセス』の 2 つの手法を組み合わせることにより、「現在の世代が未来の世代に引き継ぐべき環境」を保全することを前提に、持続可能な形で、青森県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するものとしている。対象事業実施区域及びその周囲におけるゾーニングの設定状況は図 3.2-12 のとおりである。

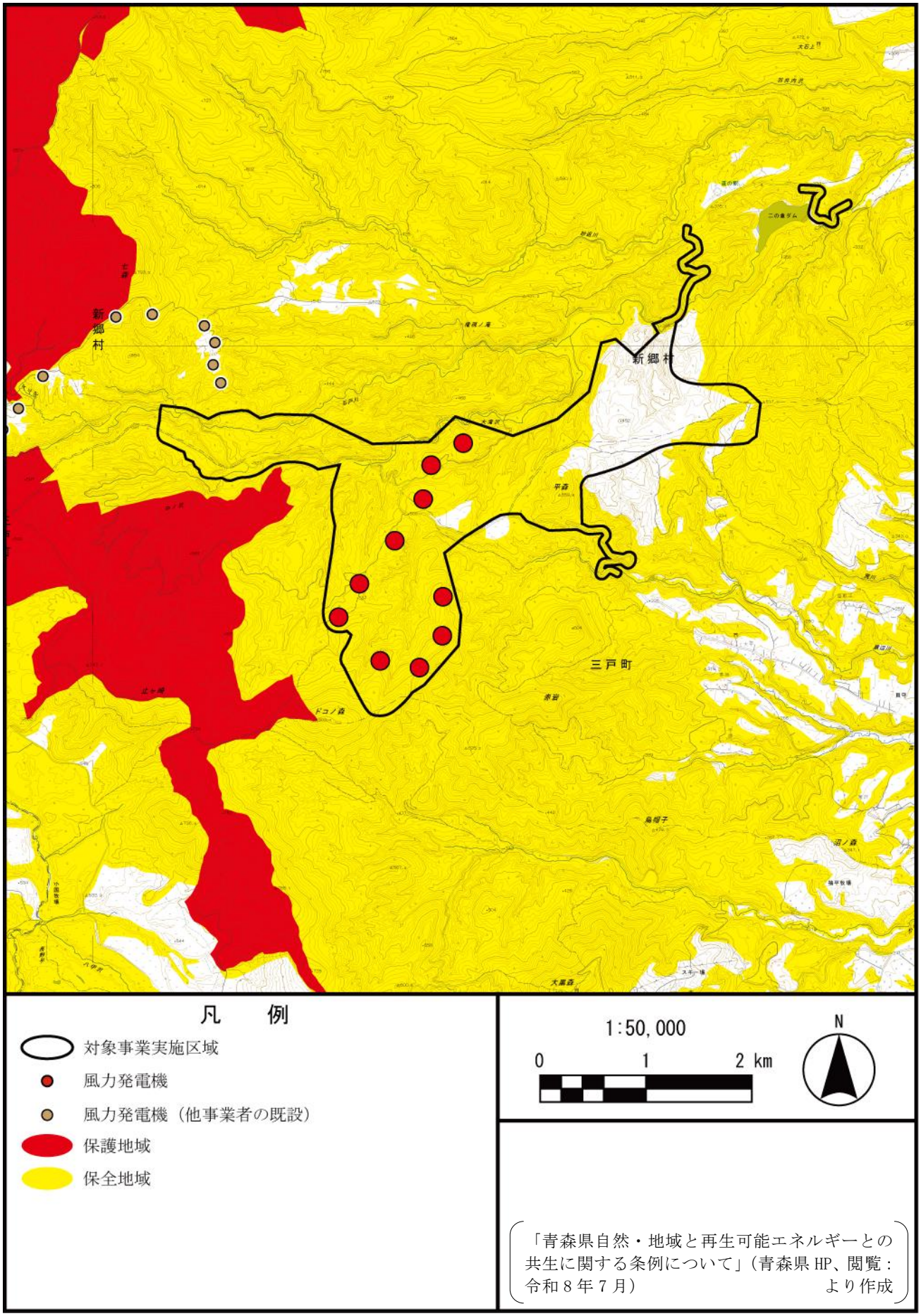


図 3.2-12　ゾーニングの設定状況

④ 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

青森県では、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（平成 13 年青森県条例第 71 号）が制定されている。この条例は、自然豊かな森と川（湖沼を含む。）と海の調和を保ち、水とふれあいながら生活を営み、地域文化を育んできている一方で、森と川と海という自然を大切にしようとする気運が高まっていることを踏まえ、県民の豊かで潤いのある生活の礎となっている森と川と海を県、県民、事業者が一体となって保全し、創造しようとするものである。本条例に基づき 10 流域において保全計画が策定されており、自然環境が優れた状態を維持している森林、河川、海岸のうち、地域文化の状況などから特に重要な区域が「保全地域」として指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲における保全地域は図 3.2-13 のとおりであり、「五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域」、「奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域」及び「馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域」の指定区域がある。

保全地域では、土石（砂を含む。）の採取、工作物の新築・増築等、土地の掘削その他土地の形状を変更する行為、及び立木の伐採等の特定行為を行う場合、着手する 50 日前までに届出が必要となる。

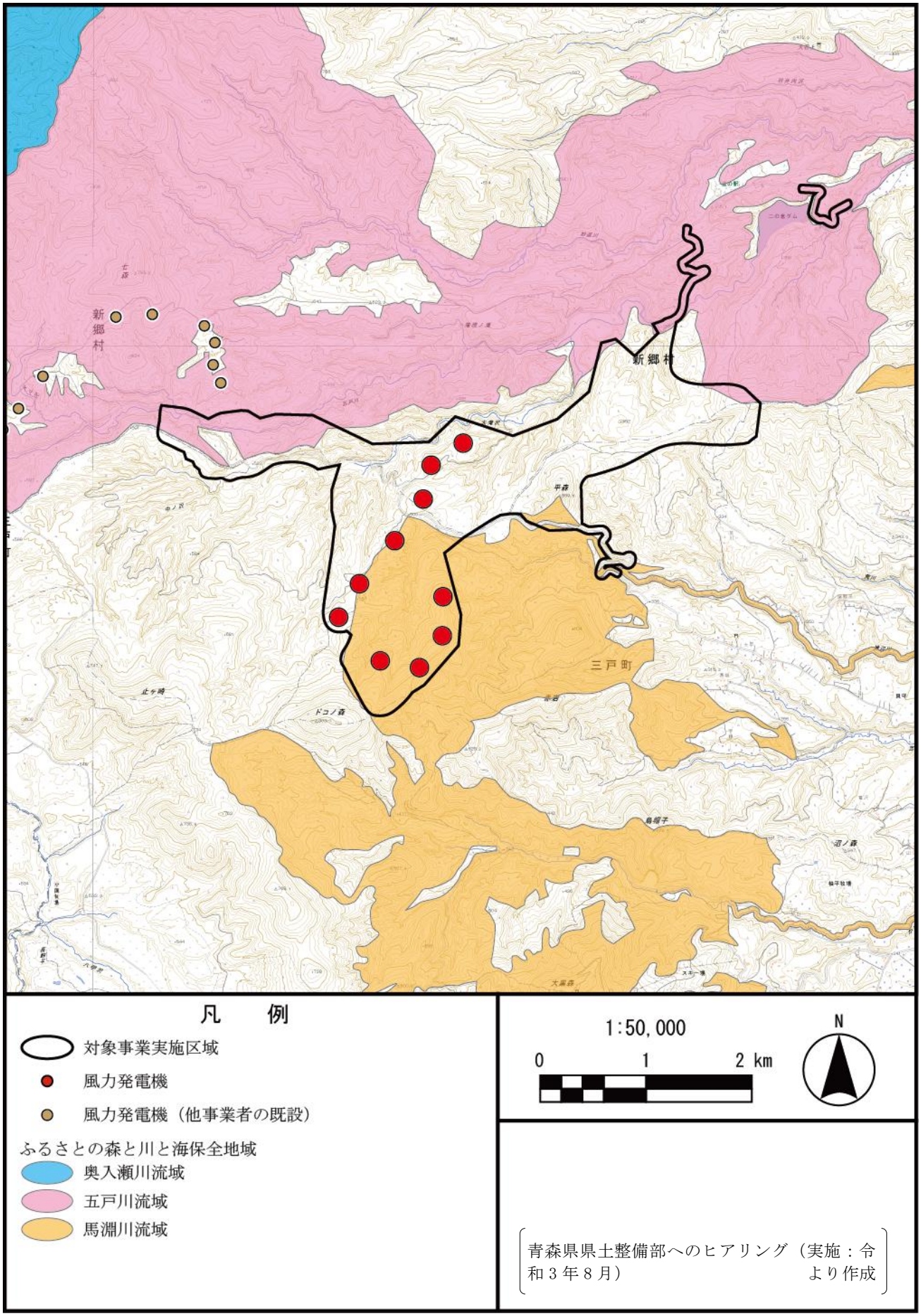


図 3.2-13　ふるさとの森と川と海保全地域の状況

⑤ 三戸町総合振興計画

三戸町では、将来にわたって持続可能な町政の運営を進めるため、まちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的として、「第 5 次三戸町総合振興計画」（三戸町、令和 2 年）を策定している。

計画期間は令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とし、将来像を「みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に 美しいふるさと さんのへ」としている。

計画は、まちづくりを推進していくための「基本構想」と、基本構想の実現に向けた主要施策を示した「基本計画」及び、基本計画に基づいて具体的な施策を展開していく「実施計画」で構成しており、計画の施策の体系は、表 3.2-34 のとおりである。

表 3.2-34　第 5 次三戸町総合振興計画の施策の体系

将来像	基本目標	施策
みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に 美しいふるさと さんのへ	安全で快適な生活基盤を備えたまち（生活・環境）	1. 土地利用の推進と景観の保全
		2. 道路環境と交通体系の整備
		3. 住宅の整備
		4. 上下水道の整備
		5. 公園の整備
		6. 防災・消防体制の充実
		7. 交通安全・地域安全対策の充実
		8. 環境衛生対策と自然環境保全の推進
	農商工・活力あふれるまち（産業）	1. 農林水産業の振興
		2. 商工業の振興
		3. 観光の振興
		4. 「11 ぴきのねこのまちづくり」の推進
	支え合い、安心して暮らせる「健幸」のまち（保健・医療・福祉）	1. 高齢者支援の充実
		2. 地域福祉の充実
		3. 障がい者福祉の充実
		4. 子育て環境の充実
		5. 健康づくりの推進
		6. 地域医療の充実
	歴史を知り、文化を紡ぎ、生きる力を育むまち（教育・文化）	1. 学校教育の推進
		2. 社会教育の推進
		3. 文化・芸術の振興
		4. 国際性豊かな人づくり
	計画の推進に向けて	1. 町民が主役のまちづくりの推進
		2. 女性の活躍推進に向けた男女共同参画社会の形成
		3. 近隣市町村との連携深化による三戸地域の共生
		4. 行財政の効率的運営

〔「第 5 次三戸町総合振興計画」（三戸町、令和 2 年）より作成〕

⑥ 田子町総合計画

田子町では、地方自治法第二条第四項の規定に基づき、まちづくりの総合的な計画として、最も上位に位置づけられ、総合的、計画的な町政運営を進めていく上での基本的な指針となる、「第 6 次田子町総合計画」（田子町、平成 28 年）を策定している。

計画期間は平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度までの 10 年間とし、将来像を「ひとが輝き まちが輝く 活力と笑顔あふれるまち」としている。

計画の基本目標及び基本施策は、表 3.2-35 のとおりである。

表 3.2-35　第 6 次田子町総合計画の基本目標及び基本施策

将来像	基本目標	基本施策
ひとが輝き まちが輝く 活力と笑顔あふれるまち	1.共に学び夢と絆を育むまちへ	1.自ら学び、考え、行動する力を育てます
		2.みんなで楽しめるスポーツと芸術文化の輪を広げます
		3.世界にはばたくまちにします
		4.笑顔あふれる仲間と学びの場をつくります
	2.助け合い、支え合う。一生涯幸せなまちへ	1.安心と喜びを感じる子育て家庭をつくります
		2.人生を楽しむために健康になります
		3.共に生きがいを持って暮らします
	3.魅力ある「田子育ち」の産業を目指すまちへ	1.競争力のある農業を目指します
		2.自然環境を活かす森林をつくります
		3.持続可能な畜産業を育てます
		4.新たなにぎわいを生み出します
		5.愛される観光地づくりを目指します
	4.人と自然にやさしくみんなが住み続けたいまちへ	1.きれいなまちにします
		2.住みよい快適なまちにします
		3.安心して暮らせるまちにします
	5.希望にあふれる協働のまちへ	1.開かれた行政運営を目指します
		2.未来を見据えた財政運営を目指します
		3.新たなコミュニティをつくります
		4.思いやりの気持ちを育みます
		5.ニーズに合わせた情報のやりとりを進めます

〔「第 6 次田子町総合計画」（田子町、平成 28 年）より作成〕

⑦ 十和田市総合計画

十和田市では、将来にわたって持続的な発展を達成できるよう、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策や定住促進、UIJ ターン支援などによる移住促進に向けた取組を重層的に積極展開することによって、今後の人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めることを目指し、平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間とした「第 2 次十和田市総合計画」を平成 29 年に策定している。基本構想に掲げた十和田市の将来都市像「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる十和田」の実現に向け、表 3.2-36 のとおり 8 つのまちづくりの「基本目標（政策）」について、それぞれ実現するための取組の方向性として、「施策」を定めている。

表 3.2-36　十和田市総合計画の施策の体系

基本目標	施　策
【基本目標 1】　市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち（産業振興）	施策 1 農林水産業の振興 施策 2 観光力の強化と充実 施策 3 商業・サービス業の振興 施策 4 産業力の強化 施策 5 雇用の安定
【基本目標 2】　地域全体で子育て・子育ちをしっかりと支えるまち（子育て・教育）	施策 6 子育て支援の充実 施策 7 学校教育の充実 施策 8 家庭・地域の教育力の向上
【基本目標 3】　すべての市民が健やかに暮らせるまち（健康・福祉）	施策 9 健康づくりの推進 施策 10 地域医療の推進 施策 11 高齢者福祉の充実 施策 12 障がい者福祉の充実 施策 13 地域福祉の充実 施策 14 社会保障の充実
【基本目標 4】　だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち（生涯学習・文化・スポーツ）	施策 15 生涯学習の推進 施策 16 文化の振興 施策 17 生涯スポーツ環境の整備
【基本目標 5】　地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち（安全・安心）	施策 18 消防・救急・防災体制の整備 施策 19 安全・安心な暮らしの確保 施策 20 地域コミュニティの活性化 施策 21 多様な交流の推進 施策 22 空き家の利活用対策の推進 施策 23 消費者の自立支援
【基本目標 6】　ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち（環境）	施策 24 環境の保全 施策 25 ごみ処理の適正化
【基本目標 7】　快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち（都市基盤）	施策 26 市街地・集落の形成 施策 27 交通手段の確保と道路空間の創出 施策 28 上下水道の整備
【基本目標 8】　地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち（自治体経営）	施策 29 市民参画の推進 施策 30 人権尊重・男女共同参画の推進 施策 31 行政運営の効率化の推進 施策 32 健全な財政運営の推進 施策 33 公共施設の適切な配置・運営の推進

〔「第 2 次十和田市総合計画」（十和田市、平成 29 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「青森県立自然公園条例」（昭和 36 年青森県条例第 58 号）に基づく自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）は、表 3.2-37 及び図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に十和田八幡平国立公園の指定地域がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

普　通　地　域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファーゾーン）。

表 3.2-37　自然公園の概要

名　称 （指定年月日）	地種区分別面積（ha）						関係市町
	総面積 （陸域のみ）	特別 保護地区	特別地域			普通地域	
			第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域		
十和田八幡平国立公園 （昭和 11 年 2 月 1 日）	85,534	13,288	17,724	23,855	26,586	4,081	青森県：青森市、黒石市、十和田市、平川市 岩手県：八幡平市、滝沢市、雫石町 秋田県：鹿角市、仙北市、小坂町

「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）
「十和田八幡平国立公園概要・計画書」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成

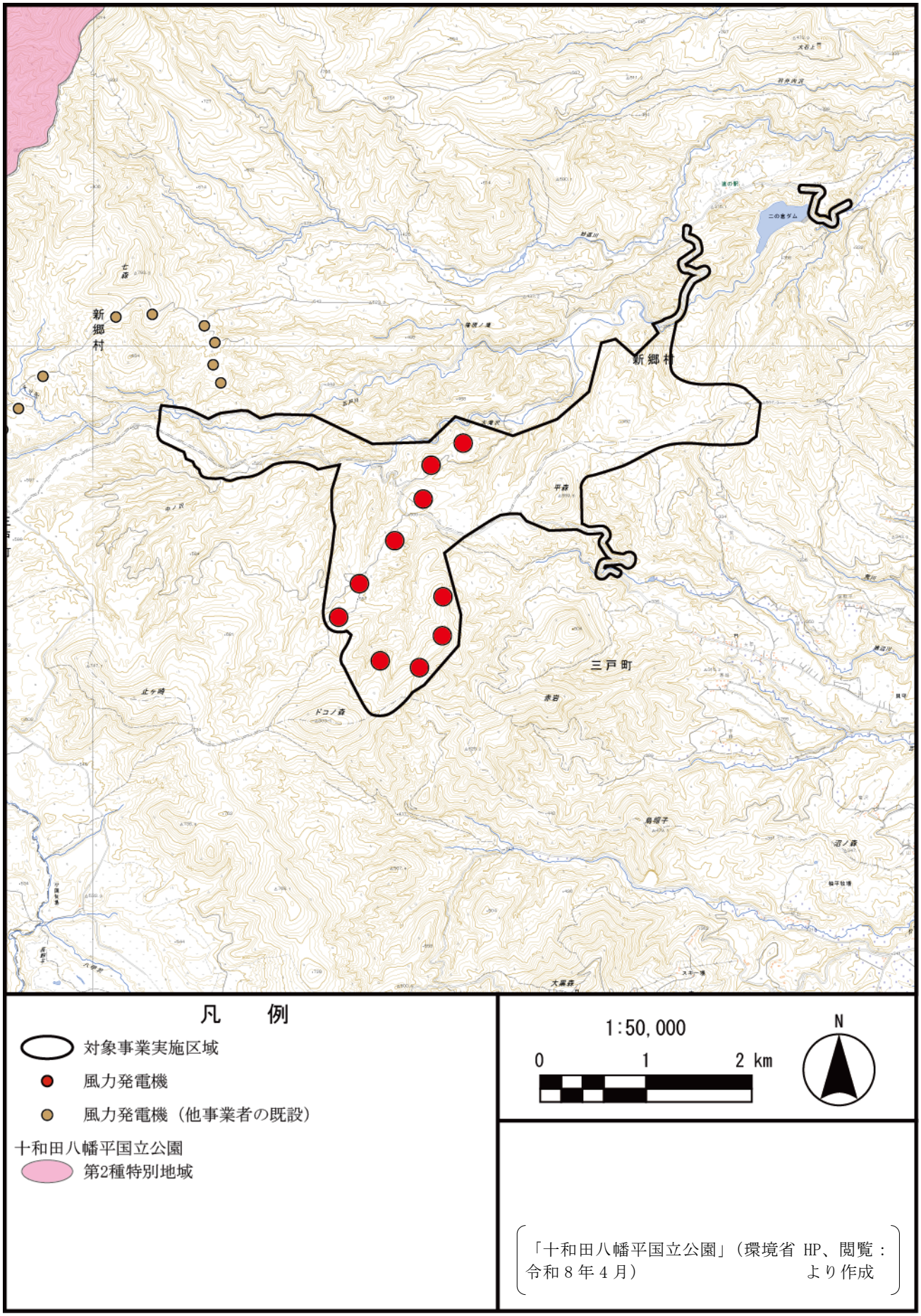


図 3.2-14(1)　自然公園の状況

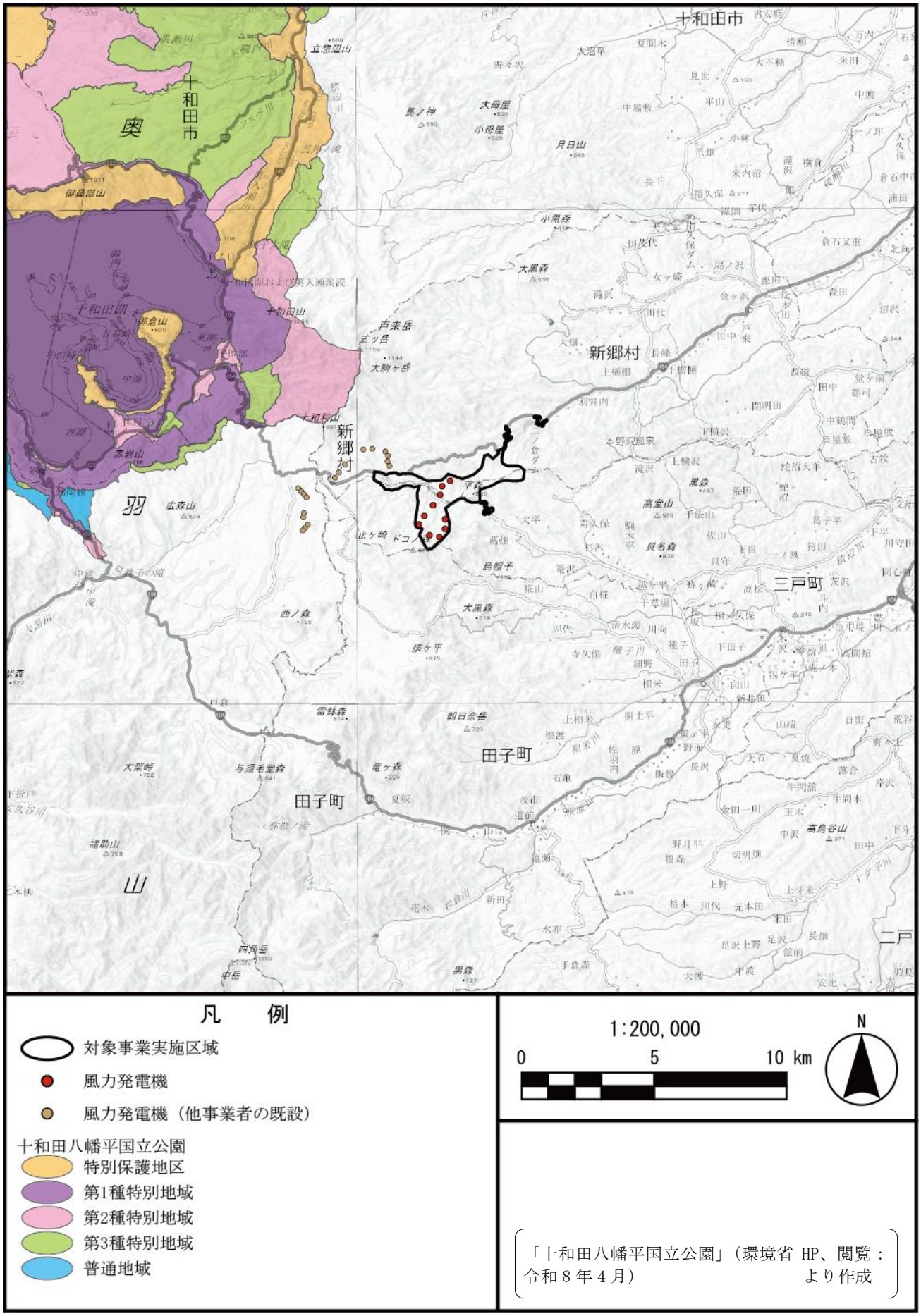


図 3.2-14(2)　自然公園の状況（広域）

② 自然環境保全法及び青森県自然環境保全条例に基づく保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲における「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「青森県自然環境保全条例」（昭和 48 年青森県条例第 31 号）に基づく県自然環境保全地域及び県開発規制地域は、表 3.2-38 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「戸来岳県自然環境保全地域」及び「長野平県開発規制地域」が指定されている。

表 3.2-38　県自然環境保全地域及び県開発規制地域の指定状況

名称	面積	所在地	指定年月日	概要
戸来岳県自然環境保全地域	194.99ha	新郷村	昭和 54 年 3 月 20 日	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジとともに青森県では希少
長野平県開発規制地域	341.24ha	田子町	昭和 51 年 3 月 13 日	十和田火山噴出物でできた台地で、広い草地とブナ・シラカバ林等からなる良好な自然環境地域

〔「環境白書　令和 7 年版」（青森県、令和 7 年）より作成〕

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 項の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-39 及び図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に国指定の十和田鳥獣保護区がある。

表 3.2-39　鳥獣保護区の指定状況

名称	種別	面積（ha）		期限	備考
		鳥獣保護区	うち特別保護地区		
十和田鳥獣保護区	大規模生息地	37,674	19,366	令和 9 年 10 月 31 日	国指定

「青森県鳥獣保護区等位置図（令和 7 年度）(2025)」（青森県、令和 7 年）
「鳥獣保護区の指定状況」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）　より作成

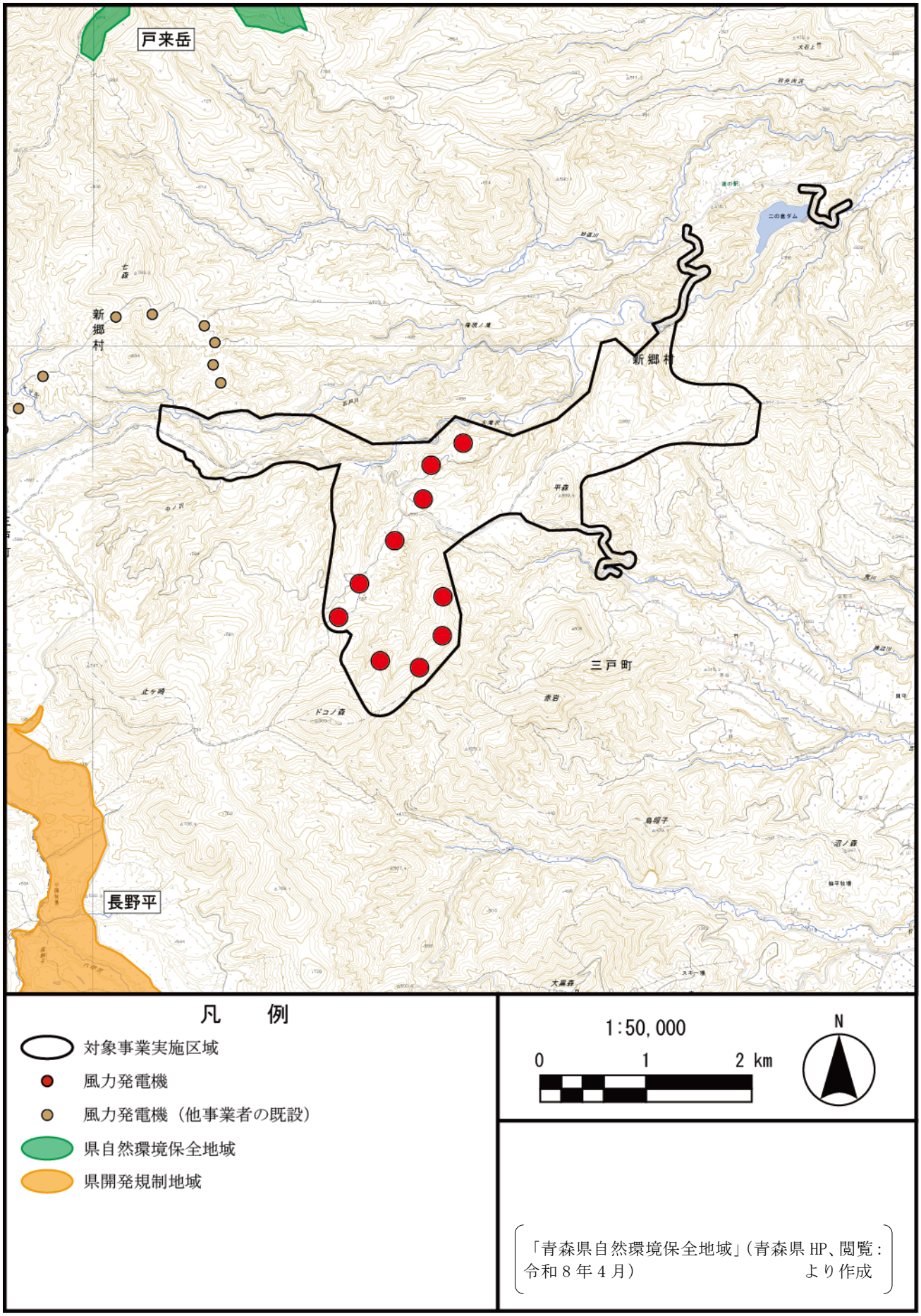


図 3.2-15(1)　県自然環境保全地域の指定状況

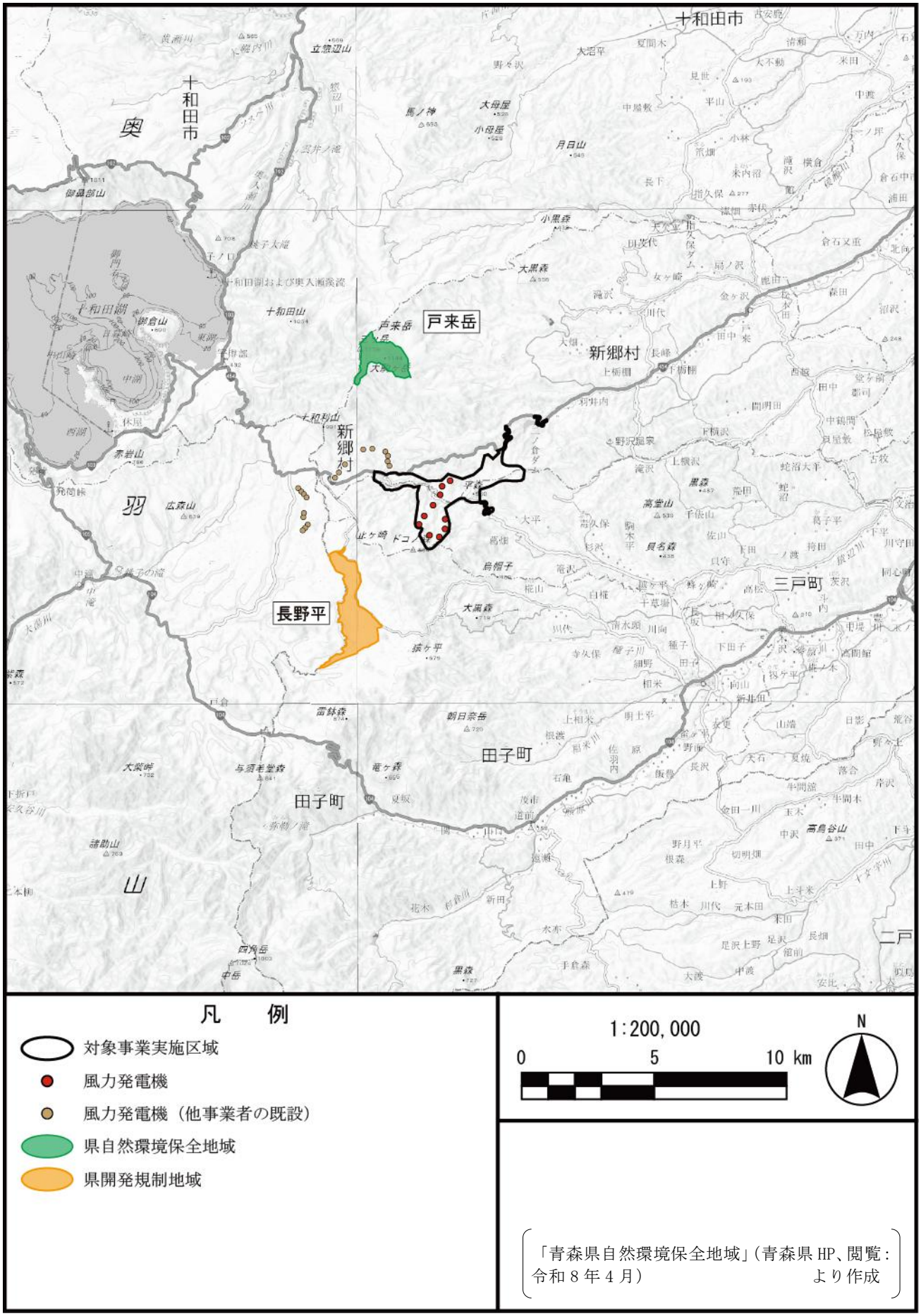


図 3.2-15(2)　県自然環境保全地域の指定状況（広域）

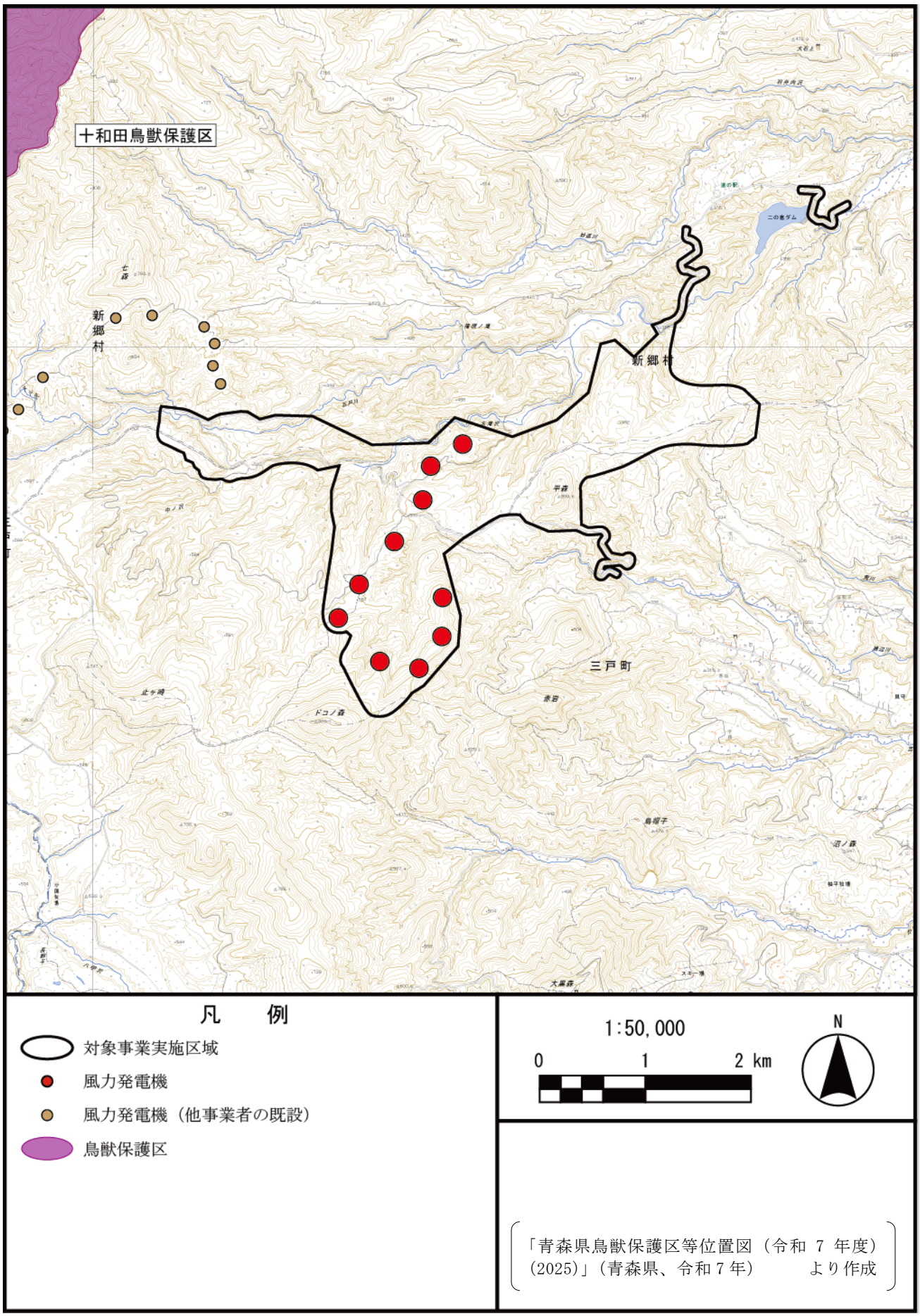
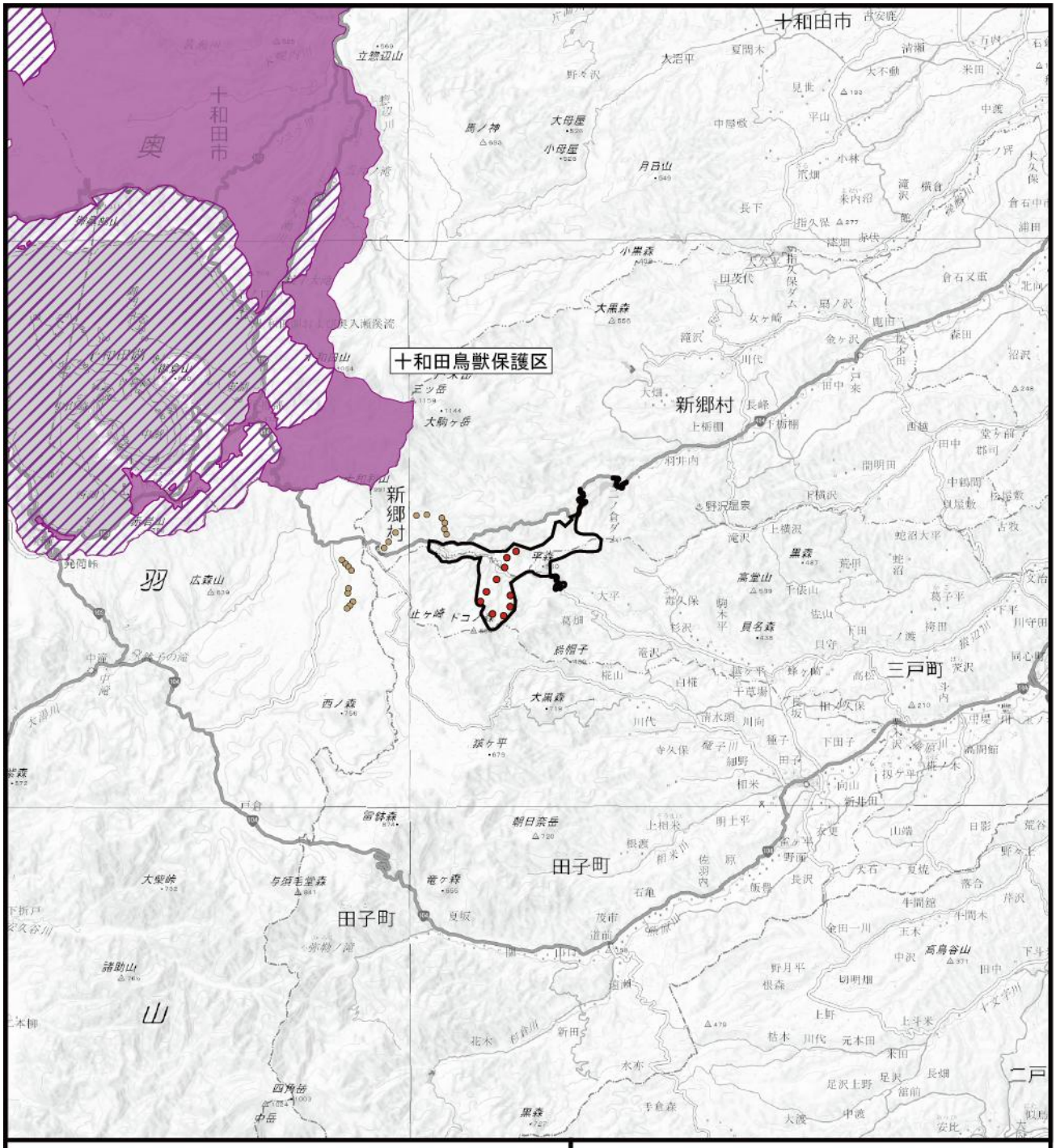


図 3.2-16(1)　鳥獣保護区の指定状況



注：対象事業実施区域と十和田鳥獣保護区の位置関係について示した。

「青森県鳥獣保護区等位置図（令和 7 年度）(2025)」（青森県、令和 7 年）　より作成

図 3.2-16(2)　鳥獣保護区の指定状況（広域）

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づくラムサール条約湿地はない。

⑧ 緑の回廊

対象事業実施区域及びその周囲における緑の回廊の設定状況は、図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「奥羽山脈緑の回廊」が設定されている。

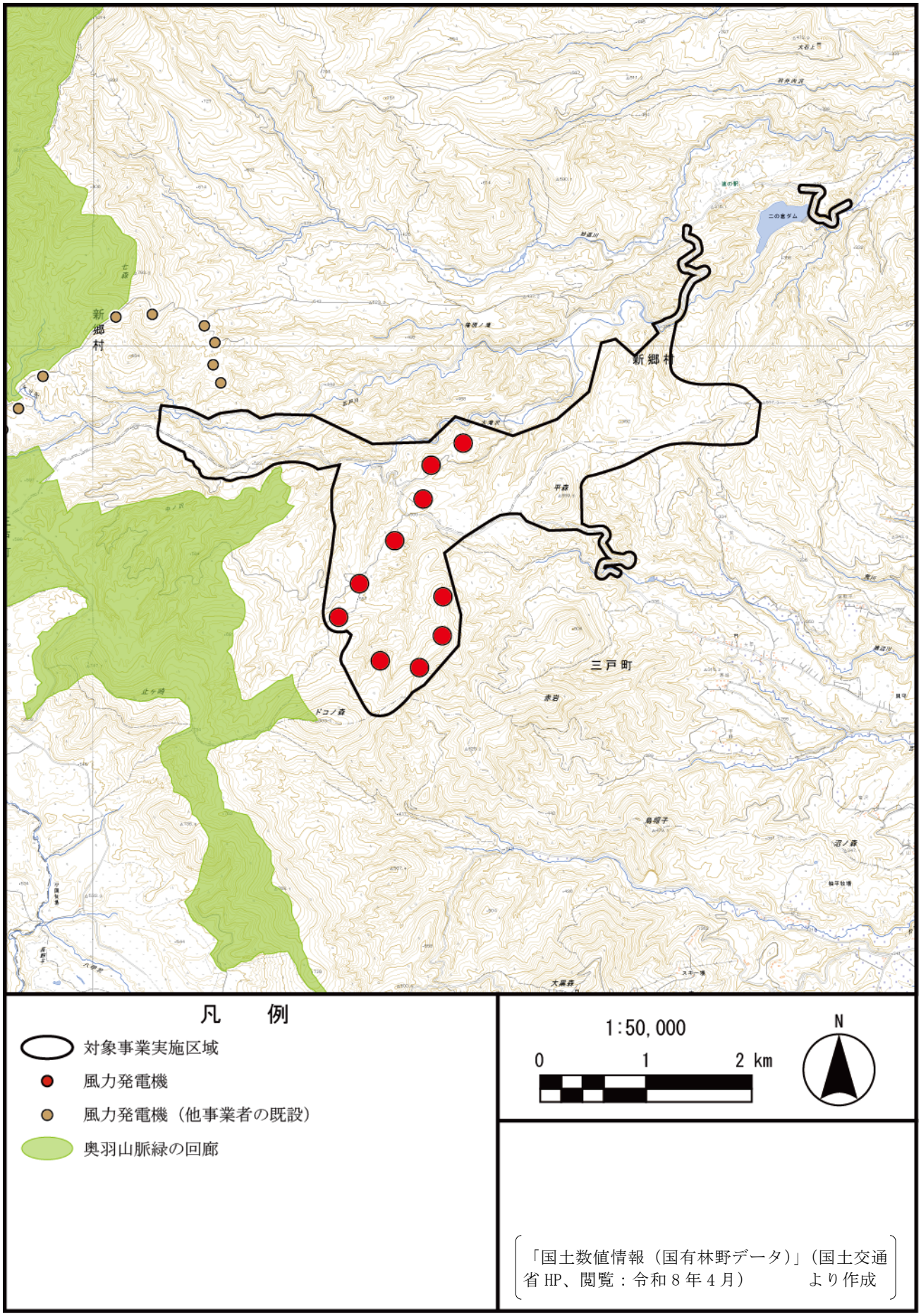
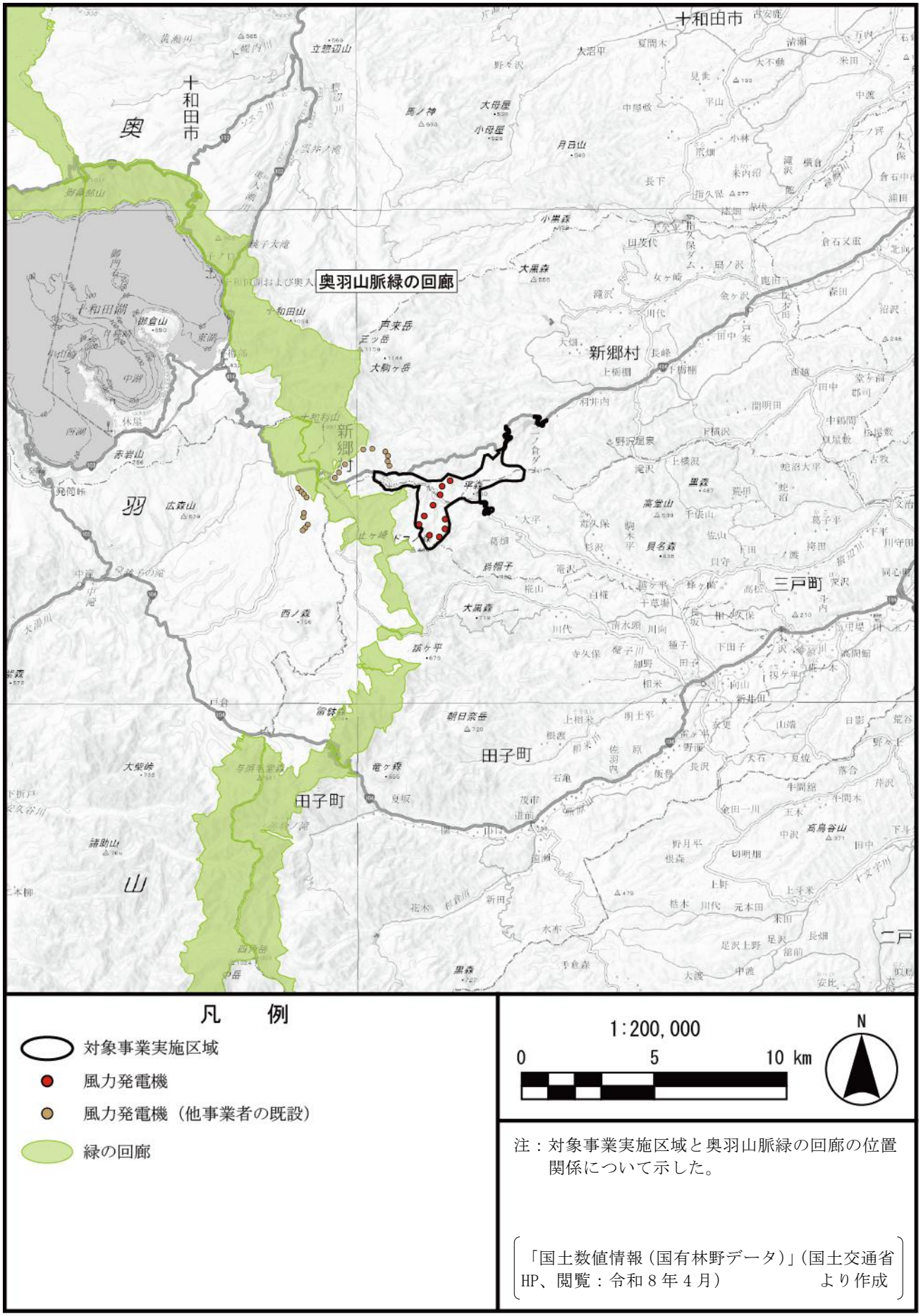


図 3.2-17(1)　緑の回廊の設定状況



注：対象事業実施区域と奥羽山脈緑の回廊の位置関係について示した。

「国土数値情報（国有林野データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和８年４月）　より作成

図 3.2-17(2)　緑の回廊の設定状況（広域）

(2)文化財

① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は、表 3.2-40 及び図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲にミズバショウの群生地がある。

表 3.2-40　名勝・天然記念物の状況

指定者	種　別	名　称	所在地
国	特別天然記念物	カモシカ	青森県下一円 （地域を定めず指定したもの）
国	天然記念物	声良鶏	青森県下一円 （地域を定めず指定したもの）
		軍鶏	
		クマゲラ	
		イヌワシ	
		オジロワシ	
		オオワシ	
		コクガン	
		ヒシクイ	
		マガン	
		ヤマネ	
新郷村	名勝	大石神ピラミッド	新郷村大字戸来字雨池 11-41
		ミズバショウの群生地	新郷村大字戸来
田子町	天然記念物	蛇王の松	田子町大字田子字沼の平 5-1（蛇王神社）

「国・県指定文化財一覧」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）
新郷村役場へのヒアリング（実施：令和 3 年 7 月）
田子町役場へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）　より作成

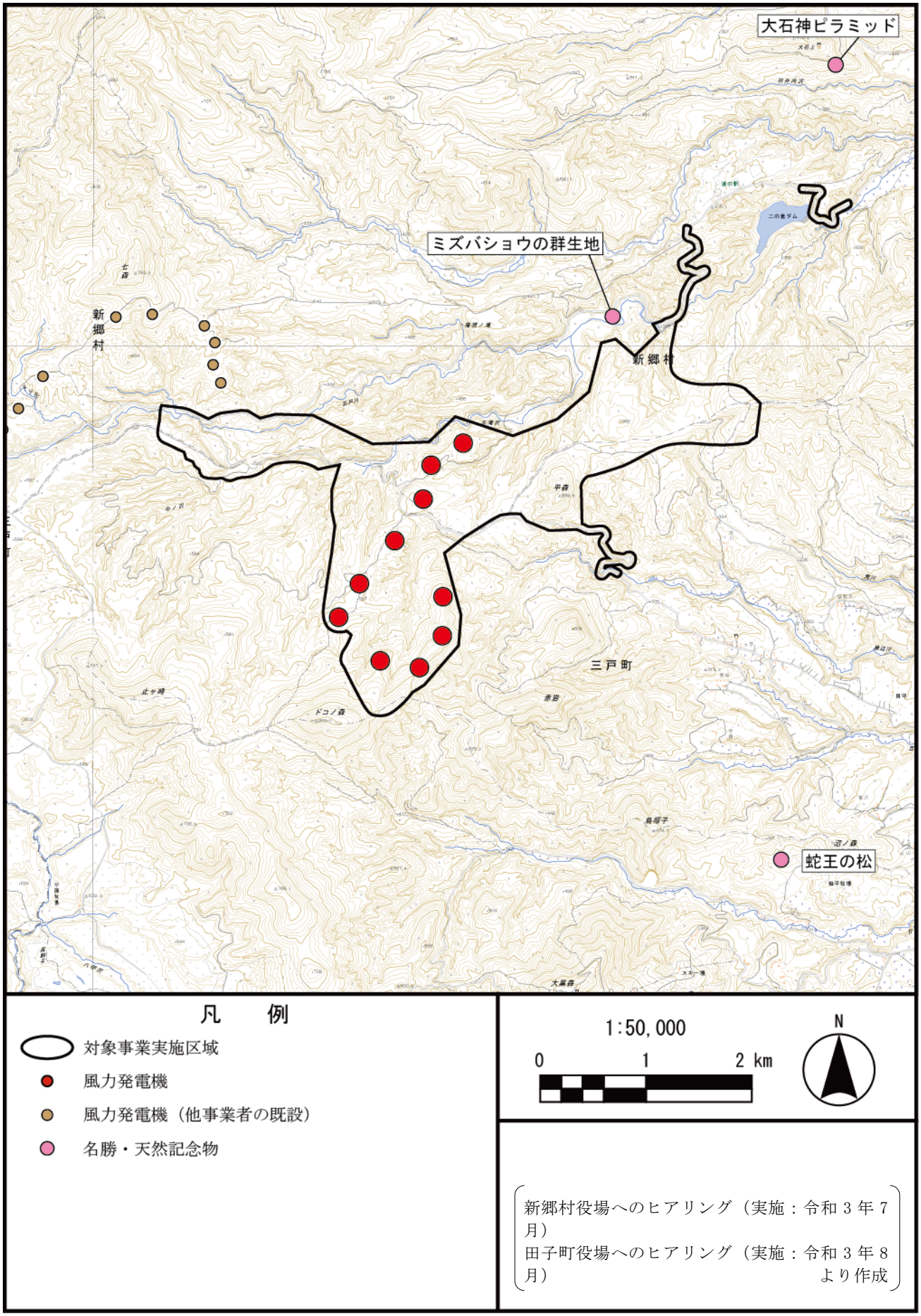


図 3.2-18　名勝・天然記念物の状況

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-41 及び図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されている。

表 3.2-41　周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	時　代	種　別
北大平遺跡	三戸町大字貝守字北大平	縄文(晩)	散布地

〔「青森県遺跡地図」（青森県 HP、閲覧：令和 8 年 4 月）より作成〕

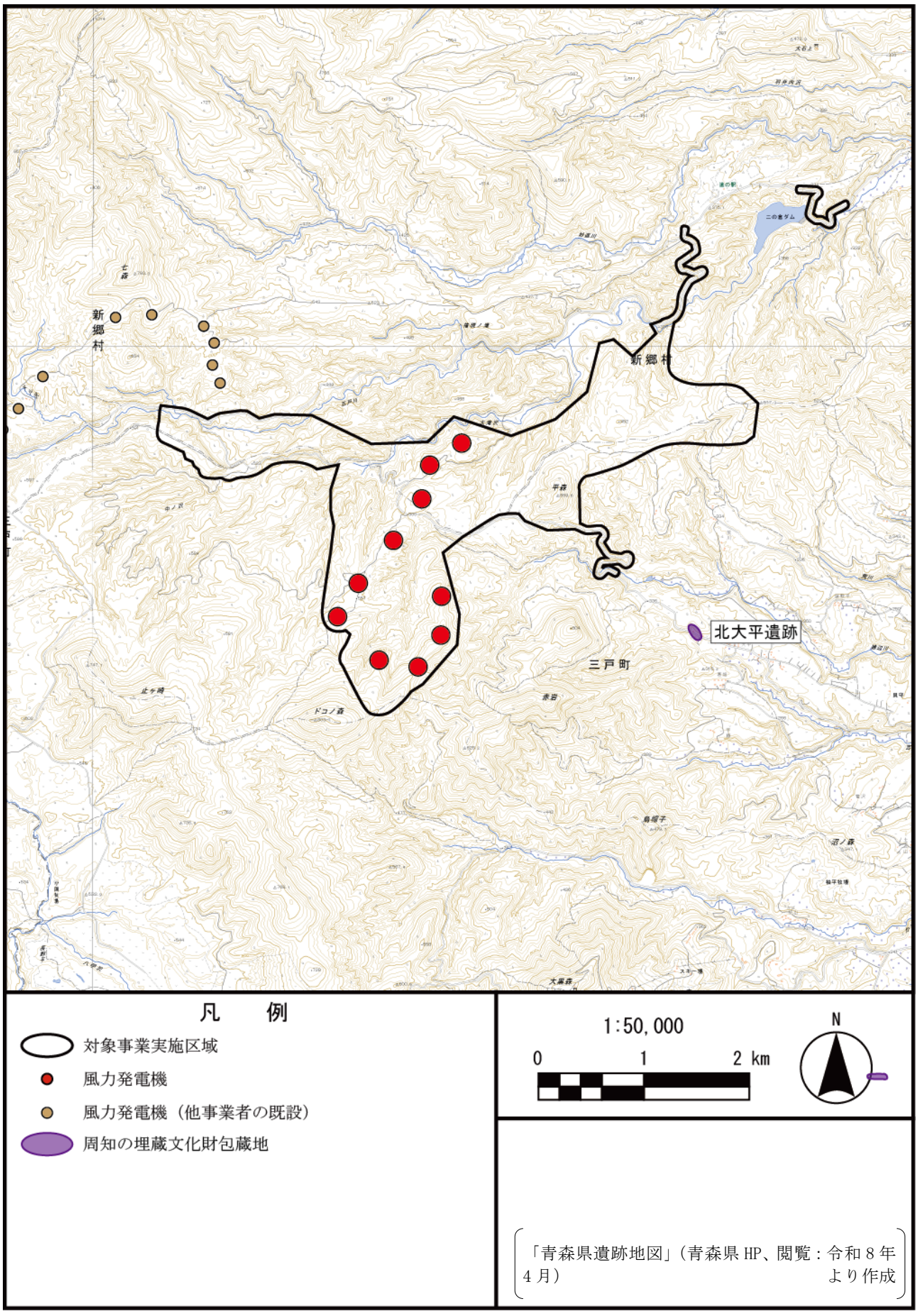


図 3.2-19　周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3)景観保全関係

① 景観法に基づく景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）第 8 条の規定に基づき、青森県では「青森県景観条例」（平成 8 年青森県条例第 2 号）を制定し、景観行政団体である市町村の区域を除く青森県全域を景観計画区域に指定しており、対象事業実施区域及びその周囲は景観計画区域に該当する。

景観計画区域では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、それぞれ届出対象行為や景観形成の基準が定められており、工作物（高さ 5～20m を超えるもの）の新築又は増改築といった大規模行為には、行為着手の 50 日前までの届出を義務付けている。

② 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 7 年 5 月 30 日）に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林がある。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地は、図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地がある。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域は、図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域がある。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

⑥ 河川法に基づく河川区域

対象事業実施区域及びその周囲における「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく河川区域は、図 3.2-23 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に河川区域がある。

⑦ 国土防災のまとめ

対象事業実施区域及びその周囲における保安林、流域界、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の分布状況は図 3.2-24 のとおりである。

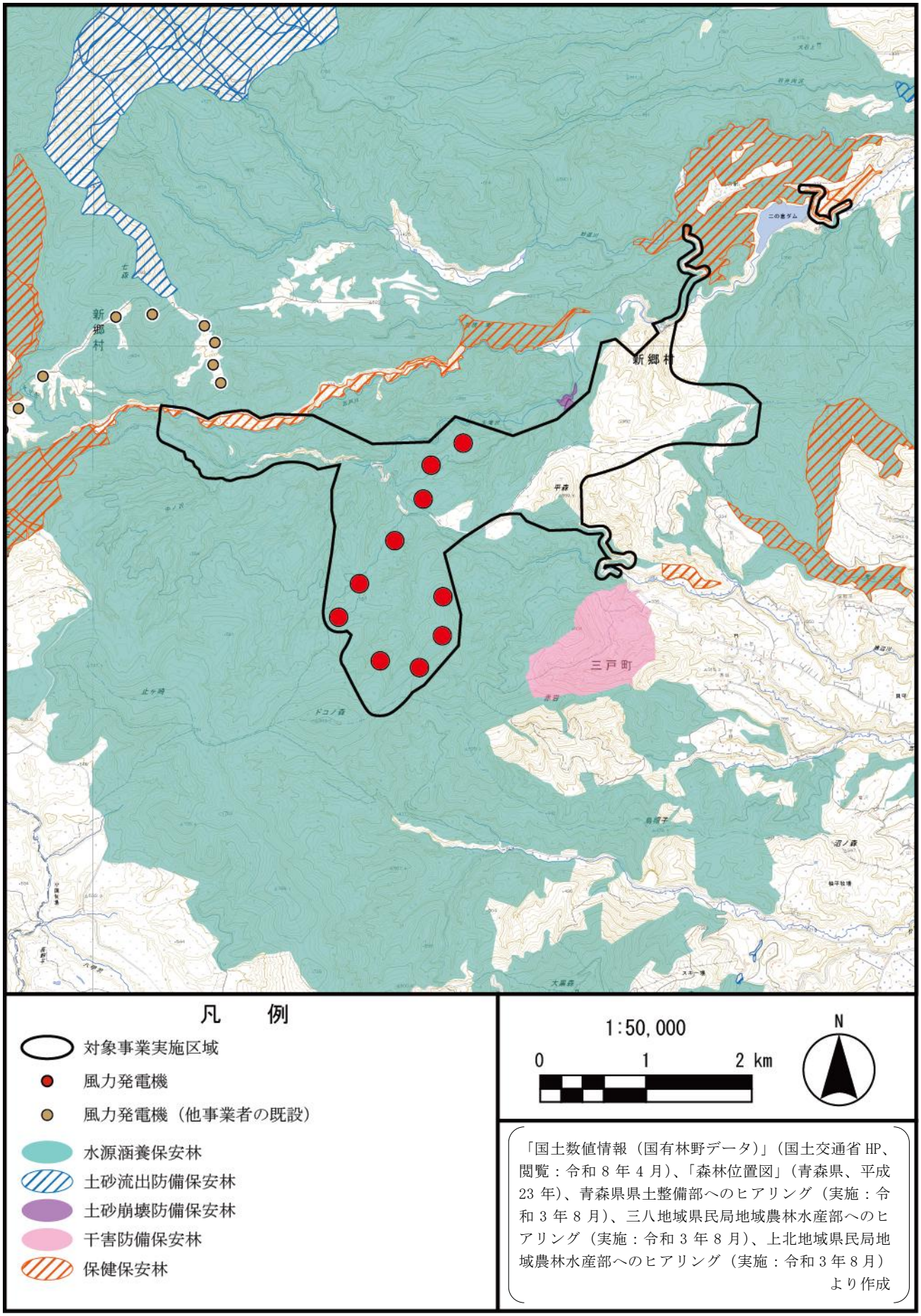


図 3.2-20　保安林の指定状況

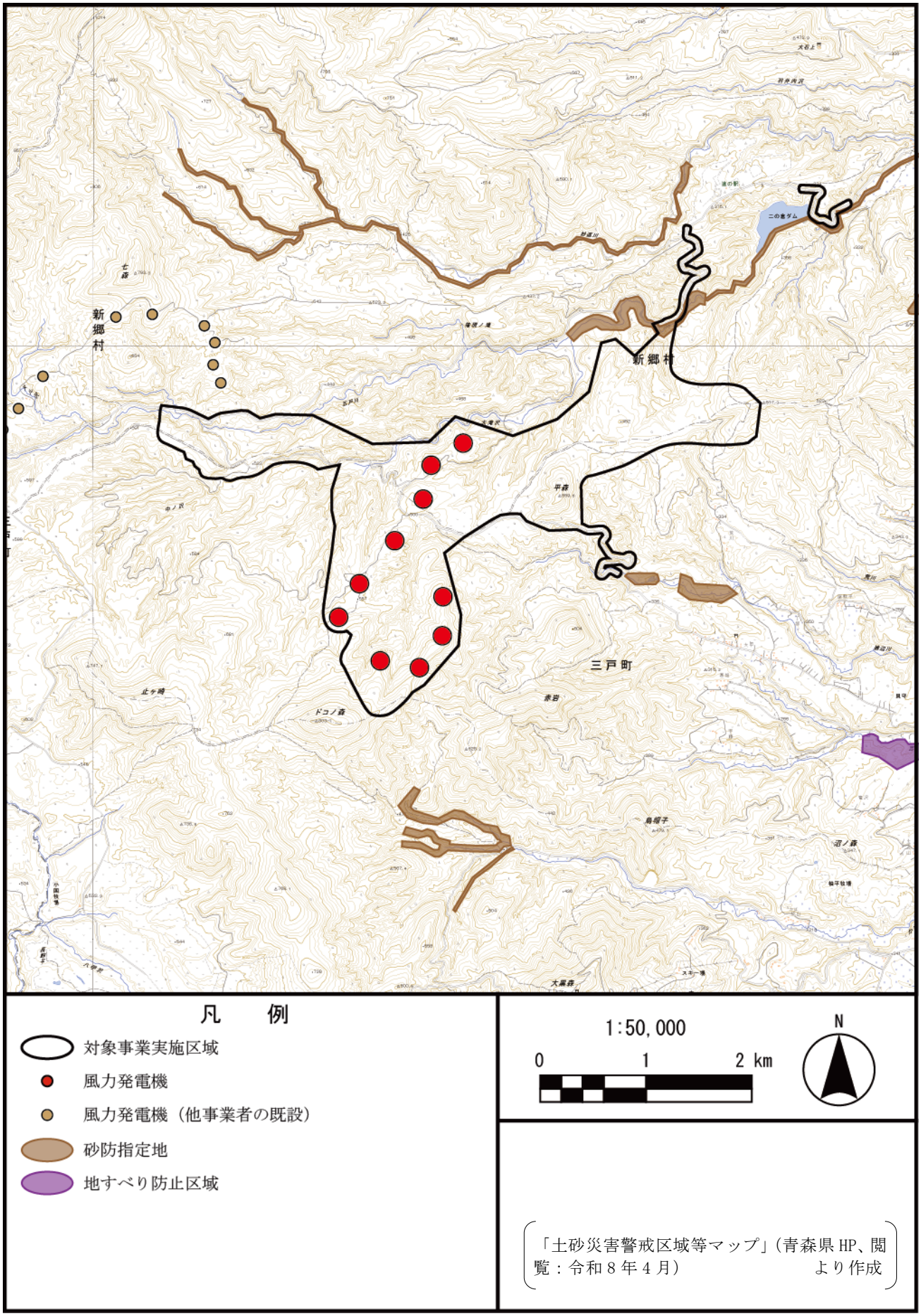


図 3.2-21　砂防指定地及び地すべり防止区域の指定状況

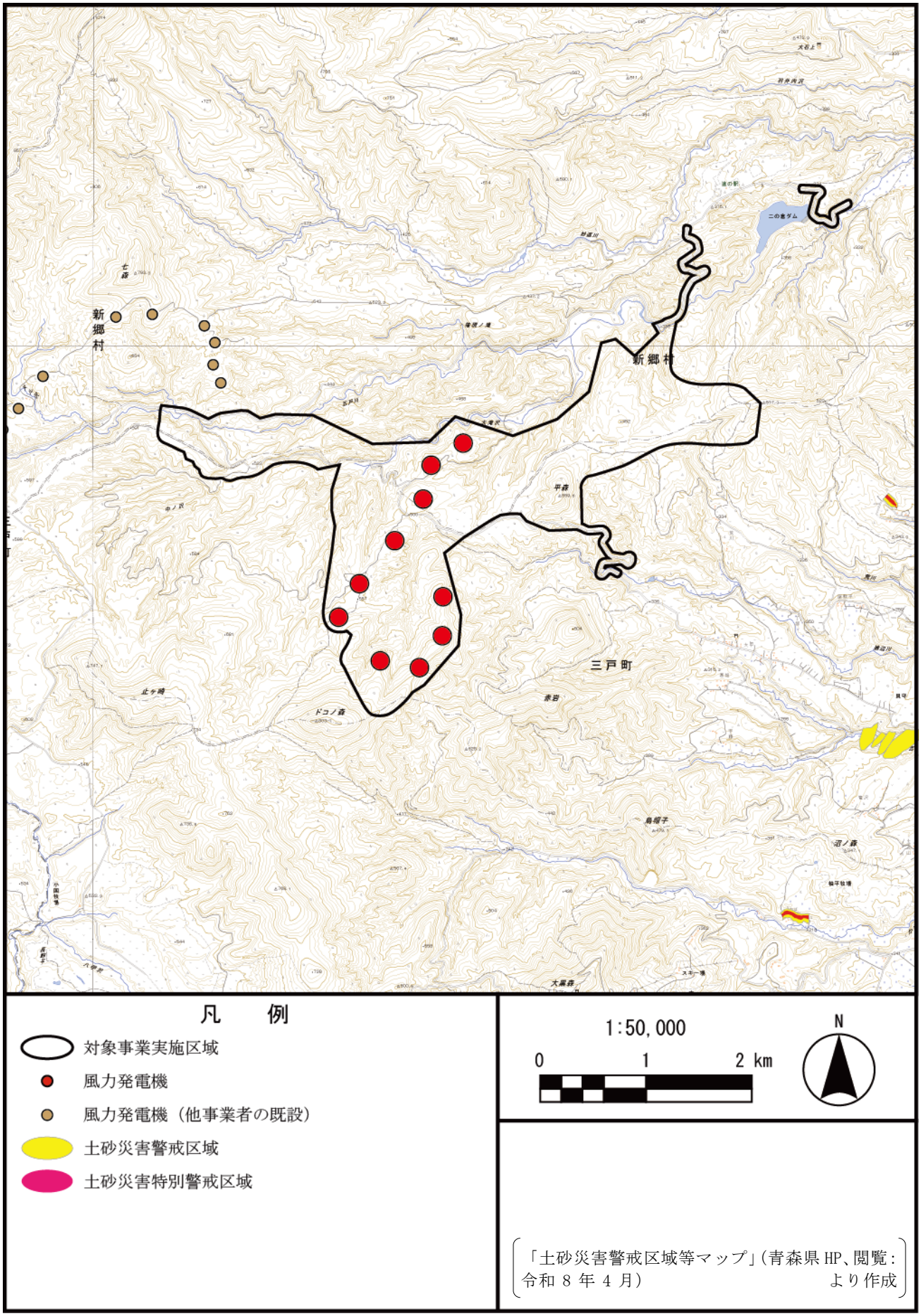


図 3.2-22　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

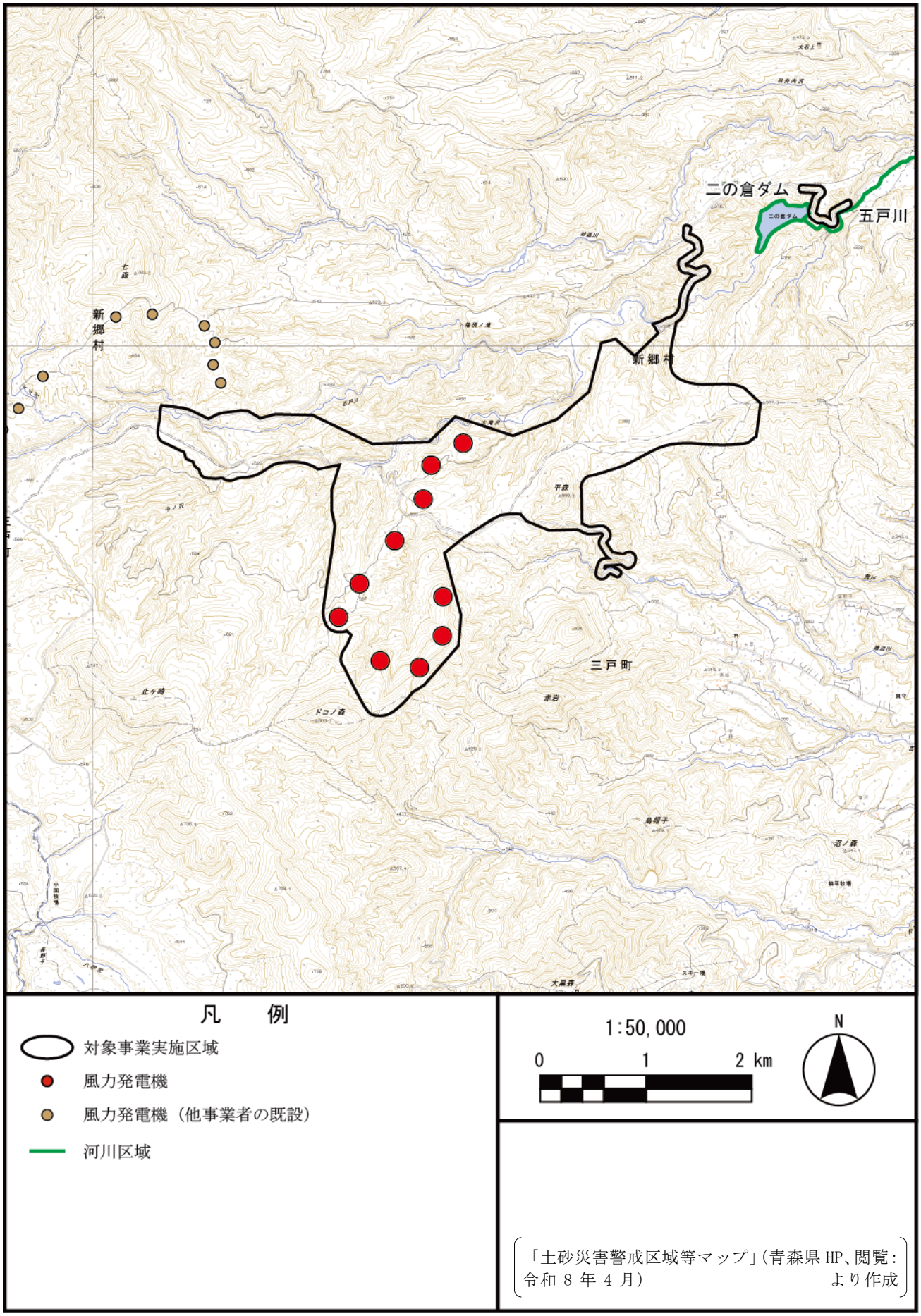


図 3.2-23　河川区域の状況

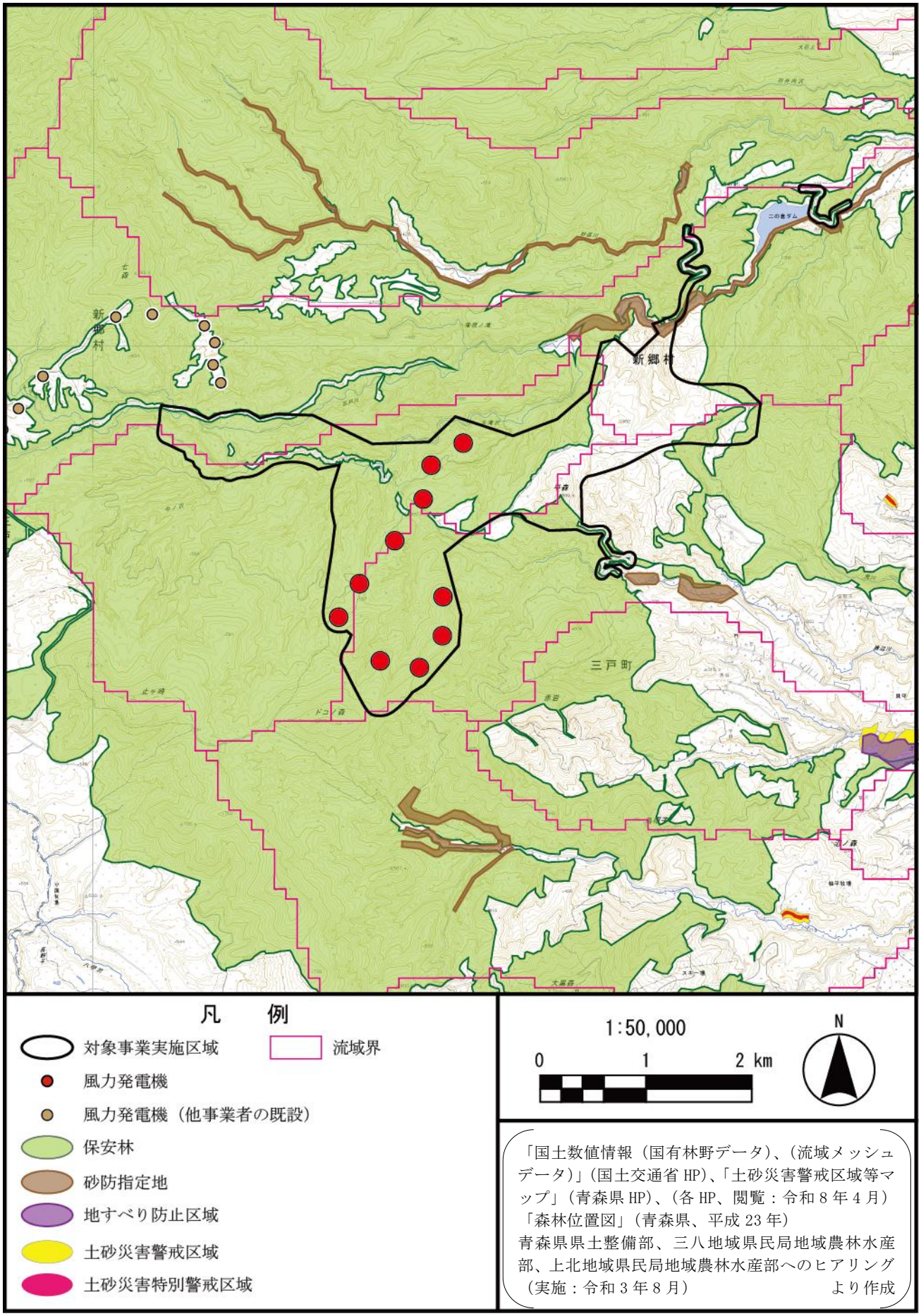


図 3.2-24　国土防災関係の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-42 のとおりである。

表 3.2-42　関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無					
			三戸町	新郷村	田子町	十和田市	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	×	○	×	×
		農業地域	○	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×	○	×	×
公害防止	環境基本法	水質類型指定	○	○	×	○	○	○
		騒音類型指定	×	×	×	○	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×	○	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×	○	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	○	○	×	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×	×	×	×
	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律	地下水採取の規制地域	×	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	○	○	×
		国定公園	×	×	×	×	×	×
	青森県立自然公園条例	県立自然公園	○	×	×	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×
	青森県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	○	×	×	○	×
		県開発規制地域	×	×	○	×	○	×
	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	ふるさとの森と川と海保全地域	○	○	○	○	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	×	×	×	×
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○※	○※	○※	○	○※	○※
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×	○	×	×
		市町村指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○	×
	河川法	河川区域	○	○	○	○	○	×

注：1. 「○」は指定等あり、「×」は指定等なしを示す。
2. 「○※」は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみの指定があることを示す。